

令和 5（2023）年度
自己点検・評価報告書

デジタルハリウッド大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	19
第4章 教育課程・学習成果	24
第5章 学生の受け入れ	48
第6章 教員・教員組織	56
第7章 学生支援	64
第8章 教育研究等環境	77
第9章 社会連携・社会貢献	98
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	96
第2節 財務	107
終章	111

序 章

1. 自己点検・評価における大学の姿勢

本報告書は、デジタルハリウッド大学における令和5年度の自己点検・評価の活動を取りまとめたものである。同報告書の構成は、大学基準協会が定める「点検・評価報告書」の作成要領に準拠している。

本学における自己点検・評価の実施目的は、「デジタルハリウッド大学自己点検委員会規則」第2条に定めるとおり、「本学の教員及び事務組織の多面的な活動状況等を客観的に点検・評価し、もって本学の発展及び活性化に資すること」としている。

本学における自己点検・評価は、同規則第1条の「デジタルハリウッド大学の教育、研究、管理運営等において、社会的責任を持った教育研究機関として、全国的及び国際的な観点から個性的で特色ある大学を創造するために必要な自己点検・評価に関する審議を行うため、本学に設置する自己点検委員会の審議事項、組織等について定める」に基づき、デジタルハリウッド大学自己点検委員会の実施体制のもと活動を行っている。

同委員会の構成員は、同規則第6条に定めるとおり、委員長、これに学長と本学の学部及び大学院の事務局長が加わり、さらに、学長が指名する本学の専任教員を加えた自己点検委員会を組織し、令和5年度の自己点検・評価活動を実施した。

その活動にあたっては、大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目に基づき、委員長を中心に、客観的な根拠資料をもとに、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるべく、同委員会において複数回の審議を重ね、全学的な観点から自己点検・評価を実施した。

2. 前回の認証評価以降の改善措置の概要

2017（平成29）年度に大学基準協会による機関別認証評価を、2021（令和3）年度に同協会によるデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価を受審した。両評価結果で受けた指摘内容に対する改善措置は、以下のとおりである。

まず、機関別認証評価結果で付された検討課題については、「デジタルハリウッド大学内部質保証システム」の中で全学的に検討を行い、平成30年7月末に、その努力課題に対する改善報告書を大学基準協会へ提出した。

【機関別認証評価における努力課題に対する改善・課題解決】

1) 教育研究目的や「教員編成方針」に見合った教員組織に留意

2018（平成30）年度以降、学部と大学院で合計7名の理論を教育研究する専任教員を採用した。

2) 教員の資格審査基準の学部と専門職大学院での区別

見直しの結果、学部においては、大学などの研究機関で学術研究を行っている者が、広く教養を習得するための基礎および先端的研究を教授し、産業界において傑出した実務経験を有する者が、専門的な実務を実行するための理論と技能について基礎から応用を教授するとの整理となった。

専門職大学院においては、新規性のある事業や研究を牽引する現役の者が、新たな産業や文化を創造し、人類社会がより豊かで持続的に発展していくために必要な社会実装を指導するとの整理となった。

これについて、2021 年の 7 月の経営会議にて、「デジタルハリウッド大学教員任用等規則」の改定を行ない、上記課題の解決を図った。

3) 1 年間に履修登録できる単位数の上限の改善

2018 年度 4 月の学部教授会において、単位制度の趣旨に照らして必修科目および選択必修科目の見直しを行い、履修科目の登録上限を 52 単位から 48 単位に変更した。これにより上記課題の解決を図った。

4) メディアライブラリーへの専任職員の配置

2018 年 4 月より、設置会社にて、司書資格を持つメディアライブラリー（図書館）専属の職員を AS（アシスタントスタッフ）から契約社員に変更し、週 4 日勤務から週 5 日勤務のフルタイム勤務へと変更を行った。

また、当該職員は、2008 年 8 月より本学の司書として継続勤務し経験を重ねている者であり、現在は無期労働契約へ転換し、期間の定めない雇用となっていることから、上記課題の解決を図った。

つぎに、デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価結果で付された検討課題については、「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」の中で全学的に検討を行い、改善報告書を 2020（令和 2）年度に大学基準協会に提出し、2021（令和 3）年度に認証評価を受審し、結果は適合となった。

【検討課題を踏まえた改善・課題解決】

(1) 基礎・理論科目の充実および積極的な理論面の教育

研究理論系の科目として、基礎・理論科目に「デジタルコンテンツ総合研究」を、実践・応用科目に「デジタルコンテンツの理論と実務の架橋」を、必修科目として増設した。いずれの科目も専任教員が担当する。

(2) 多角的な教育成果の評価

2022 年度からは、「修了課題制作」の評価や大学発ベンチャー創出数以外にも、学生からの授業評価や学位授与の状況、ベンチャー以外の修了者の進路状況等も踏まえ、より全体的な視点で教育成果について評価してゆく。また、評価の実施においては、教授会や教育課程連絡協議会（アドバイザーボード）にて定期的に行ない、定期的に観測してゆく。

(3) 教員組織における多様性の確保

従前より多様性の観点をもって教員の採用を行っている。例えば 2021 年度には、オランダ国籍のマイケル・ブランセ教員を専任教員として採用した。引き続き適切な人材がいなか、高等教育界の動きを常にウォッチしてゆく。尚、女性教員としては、2019 年度に草原真知子特命教授を、2021 年度に AKI INOMATA 特任准教授と山崎敦子特命教授を、2022 年度に高木亜有子客員准教授を採用している。

(4) 教育研究業績に基づいた教員の研究活動の適切な評価の仕組み

2022 年度より情報の蓄積先を、科学技術振興機構が運営する researchmap に変更した。researchmap は、例えば作品やイベント参加など実務家教員に関する項目が可能であり、また、一般公開されていることから教員同士がお互いの実績を閲覧することも可能である。評価にあたっては、教員選考委員会にて researchmap の情報をもとに、各教員の表彰や昇任について検討を行う。なお、文部科学省によると、専門職大学院は、少人数教育、双方向的・多方向的な授業、事例研究、現地調査などの実践的な教育方法をとることを特徴としており、研究指導や論文審査は必須としないと謳われていることから、本学の研究に係るボリュームについては、本学が教育研究上必要であるとする範囲で行っている。

(5) 「専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況」の情報公開

情報公開現在は、直近に開催された 2023 年度分までを本専攻のホームページに掲載をしている。今後も「教育課程連携協議会（アドバイザーボード）」を実施した年度内に議事録を公開する。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

＜大学の理念・目的の設定＞

本学は、20世紀後半から始まった、世界のあらゆる“知”のデジタル化によって、それまで独立していた産業の融合が進み、コンピュータとインターネットが、人類の生活に無くてはならない社会基盤となった現代社会において、デジタルコミュニケーションの本質を理解した人材を育成することが急務であるという信念のもと、開学した。本学の建学の精神は以下のとおりである。

デジタルハリウッド大学 建学の精神

知の創造と伝授こそ、人類の歴史を単なる生物の営みでなく、高度な文明と文化を持つ生物の歴史として成らしめているものと言えよう。知を表現し他者に伝えることができるという人間が持つ特徴的な能力を、更に進歩させうる人材育成を行うことこそが、未来に渡り人類の繁栄を確かなものとするために、必要かつ欠くべからざるものであるという信念のもと、ここに大学を開学する。

この建学の精神に基づき、学部の使命・目的については、本学学則第1章第1条に「本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として、真偽、善悪、美醜の3つの概念を基礎にした高等教育により、広く人類社会の発展に寄与する人材を育成すると共に、それに付随する研究開発を行うこととし、これをもって文化向上と社会発展に寄与することを使命とする。」と定めている（資料1-1【ウェブ】）。これは、学校教育法第83条の趣旨に沿って設定している。

同様に、大学院の使命・目的については、本学大学院学則第1章第1条に「本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める専門職大学院として、人類が産み出す無数の知から、新たな知の関係を創造・構築することにより、広く人類社会の発展に寄与する人材を養成すると共に、それに付随した高度かつ実践的な研究開発を行うこととし、これをもって文化向上と産業発展に寄与することを使命とする。」と定めている（資料1-2【ウェブ】）。これは、学校教育法第99条の趣旨に沿って設定している。

＜大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の教育研究目的の設定＞

前述のとおり、世界のあらゆる“知”のデジタル化によって、それまで独立していた産業の融合が進み、コンピュータとインターネットが、人類の生活に無くてはならない社会基盤となりつつある現代社会では、誰もが大量の情報を瞬時に入手することが可能となった。

このような社会環境において、建学の精神で掲げている「知を表現し他者に伝えることができる」という人間が持つ特徴的な能力を、更に進歩させうる人材育成を行うためには、①社会に溢れる多種多様な情報から、必要な情報のみを取捨選択し有効に活用する力(判断力)、②情報を使いやすく・判りやすく他者へ伝えるための発想・表現する力(創造力)、③自己が得た情報を、他者に適切に、的確に伝える力(コミュニケーション力)が必要であり、その3つの力を身につけ国際社会に貢献できる人材を育成することが不可欠である。

このことを実現するために、デジタルコミュニケーション学部の教育研究目的にて、本学学則第1章第3条の2に「デジタルコミュニケーション学部は、クリエイティビティ、ICT、英語を教育の基軸に置き、教養と専門的な学術を教授研究することにより、「判断力」「創造力」「コミュニケーション力」を有し、国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と定めている(資料1-1【ウェブ】)。

さらに、高度情報化社会にあつて、デジタル技術を活用したイノベーションの理論と実践にかかる教育研究を行い、コンテンツやビジネスを通じた新たな産業や文化を創造する能力を備えた人材を養成することが急務であると捉えている。

このことを実現するために、デジタルコンテンツ研究科の教育研究目的にて、本学大学院学則第1章第4条の2に「デジタルコンテンツ研究科は、SEAD (Science／Engineering／Art／Design—人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学究領域)の理論と実務を架橋する高度専門教育を行い、人類社会がより豊かで持続的に発展していくための社会実装を行うことができる能力を備えた人材を養成することを目的とする。」と定めている(資料1-2【ウェブ】)。

上記に述べたように、本学の建学の精神は、「知を表現し他者に伝えることができる」という人間が持つ特徴的な能力を、更に進歩させうる人材育成を行い、未来に渡り人類の繁栄を確かなものとする」ことを目指している。これは、この高度情報化社会として飛躍的な発展を遂げた現代社会において、高度の教育機関として必要不可欠な理念である。また、学部・研究科の使命・目的は、いずれも「知の創造と伝授を」という人間が持つ特徴的な能力を、更に進歩させうる人材育成」という建学の精神と関連している。そのほか、本学において特徴的であるのは、デジタルの利活用を標榜しながらも、「判断力」「創造力」「コミュニケーション力」「Art」「Design」といったアナログ的な要素も必要不可欠としていることである。以上のことから、本学は、自らの理念・目的を適切に設定しているとともに、それを踏まえて学部・研究科の使命・目的を適切に設定していると判断できる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、Web サイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知および公表

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

本学における①建学の精神、②学部・大学院の使命・目的、③学部・大学院の教育研究目的については、本学のホームページにすべて掲載し、本学の構成員（教職員および学生）のみならず広く社会にも公開し周知を行っている（資料1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】）。

<学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表>

本学の構成員のうち、学部・大学院の教員に対しては、「教員ガイドブック」に上記3点を記載し周知を図っている（資料1-5、1-6）。また、学部・大学院の学生に対しては、入学時に配付する「学生ガイドブック」に上記3点を記載し、入学時のオリエンテーションなどで職員が説明を行うなど、周知を図っている（資料1-7【ウェブ】、資料1-8）。加えて、上記3点をより周知徹底させるために、それらの趣旨を反映した「すべてをエンタテインメントにせよ！（Entertainment. It's everything.）」という校是を掲げ、キャンパス内に掲示している（資料1-9）。

受験生や保護者を含む社会一般に対しては、学部・大学院の募集要項に上記3点を示すことによって、周知・公表を行っている（資料1-10【ウェブ】、1-11【ウェブ】）。また、これら募集要項は、本学のホームページにも掲載し、ダウンロードできるようにしている。そのほか、受験生や保護者を含む社会一般に対して、資料請求者や入学検討者に対し配布しているコンセプトブックに上記3点を記載し周知を行っている（資料1-12）。

大学院では、上記の周知方法に加えて、学生に対して、「シラバス」に上記3点を記載し周知に努めている（資料1-13【ウェブ】）。さらに、受験生や保護者を含む社会一般に対しては、学校説明会の際に職員がスライドを用いて説明し、入学検討者およびイベント等の来校者への周知を行っている（資料1-14、1-15）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中長期の計画その他の諸施策の設定

＜中長期計画、その他施策の設定＞

2019 年に、2025 年に向けた機関全体としての将来ビジョン及び 5 つの戦略を「DHU2025 構想」として策定し、「DHU 2025 VISION BOOK」にまとめた（資料 1-16【ウェブ】）。教職協働で描く未来構想とするため、素案は学長と事務局長の協働により策定し、その素案について、全学生、専任・非常勤を含めた全教員、保護者および校友会員に対し、2019 年 8 月 30 日（金）から 2019 年 9 月 13 日（金）にかけて、パブリックコメントを受け付けるとともに、2019 年 11 月 8 日（金）および 2019 年 11 月 15 日（金）に、その修正案について説明および意見交換の場を設け、「DHU 2025 VISION BOOK」を完成させ、Web サイトにて公開した。さらに 2021 年 3 月に、DHU2025 構想の主な内容を取りまとめたエッセンシャル版 Web サイト「DHU 2025 AGENDA」を公開し、近未来の学内外のステークホルダーと同じ方向の未来を見つめ、互いに伴走し合うための共通言語としている（資料 1-17）。

また、次の次世代構想について、2023 年 9 月に学生、教員、スタッフ、保護者、卒業生等から、当構想の草案に対しての意見やフィードバックを募り、2024 年 3 月 26 日「DHU 2030 ProtoDesign」と称し、プレスリリースと共に広く社会に公開した（資料 1-17【ウェブ】、1-23【ウェブ】）。

（2）長所・特色

本学は、21 世紀から始まった超高度情報化社会において、デジタルコミュニケーションを駆使して社会に対する貢献や変革を起こす人材を輩出することを理念として設立された。このことは、令和 3 年度に受審した大学基準協会デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価においても、「常に最先端の取組みを通じてデジタルコンテンツを活用した高度情報化社会におけるデジタルコミュニケーションのあり方を提唱していくことに取り組んでおり、その意義は今後の社会にとって重要であるといえる。」との評価をいただいている（資料 1-18 2～3 頁）。

その中で、機関全体として 2025 年に向けた中長期構想を策定し、「DHU 2025 VISION BOOK」（資料 1-16、1-17）として教員・学生・保護者、さらに広く社会に向けて公開している。その中でデジタルハリウッド大学の構成員が重視すべき行動基準・価値観を「すべてをエンタテインメントにせよ」という、一言に凝縮した校是を設定し、学内外への周知している。「エンタテインメント」という言葉は、一般に解釈されているような面白みとしてのエンタテインメント以外に「おもてなし」という語源持ち、本学はそれを重視している。学生だけでなく教職員も、他者や世の中に対して良い影響を与える活動を行うことをモットーとしている。

その一環として、デジタルコミュニケーション学部、デジタルコンテンツ研究科双方において、優秀成果発表会を毎年度開催し、本学の使命・目的を体現する優秀な卒業制作課題や修了課題制作を発表する場を設けることで、使命・目的の周知を効果的に行っている（資料

1-19【ウェブ】、1-20【ウェブ】）。

さらに、本学の使命・目的の浸透を図るため、入学式に「デジタルフロンティア・グランプリ」という表彰イベントを内包し、全学の成果を入学時点に見せている。（資料 1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】）。「デジタルフロンティア・グランプリ」では、デジタルハリウッドが運営をする教育機関（4 年制大学、大学院、専門学校、オンラインスクール、STUDIO、ジーズアカデミー）に加え、国内外のデジタルハリウッド提携校で制作された CG アニメーション、映像、グラフィックアート、インタラクティブコンテンツ、サービスプラン、研究論文など、1,000 点を超える作品の中から当日のノミネート者を決定し、アーティストやクリエイター、起業家、研究者として各分野の最前線で活躍する卒業生審査員による厳正な審査を経て、毎年、各部門賞およびグランプリの授与を行っている。本大学院の修了課題制作からも、デジタルハリウッド全体を俯瞰した観点で表彰されるべき成果とみなされたものを披露し発表している。「デジタルフロンティア・グランプリ」の重要性と意義については、「DHU 2025 VISION BOOK」p. 54 の「おわりに」でも言及し、設置会社とも連動した全学的に重要で象徴的なイベントであることを強調している。

大学の内部質保証の観点からも、使命・目的の明確化と中長期構想の策定および推進に注力しており、自己点検委員会が主導する PDCA サイクルにおいて、学長・事業部長の教職協同からなる「DHU 2025 VISION BOOK」を作成、公開し、2020 年度より各職員の目標に落とし込み、その実現に向けて遂行している点や、それに留まることなく、2030 年に向けてのアップデートに着手していることは長所であるといえる。

（３）問題点

問題点として取り上げるべき事項は特にない。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、①大学の理念・目的を適切に設定し、また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しており、②大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。そして、③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定しているといえる。機関全体として 2025 年に向けた中長期構想を策定し、「DHU 2025 VISION BOOK」（資料 1-16）として教員・学生・保護者、さらに広く社会に向けて公開している。その中でデジタルハリウッド大学の構成員が重視すべき行動基準・価値観を「すべてをエンタテインメントにせよ」という、一言に凝縮したスローガンを設定し、キャンパス内に大きく掲示するなど、内外へ周知している。また、次の段階として、2024 年 3 月に次世代の構想「DHU 2030 ProtoDesign」をプレスリリースと共に広く社会に公開したところである（資料 1-17

【ウェブ】、1・23【ウェブ】。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針および手続きを明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続きの設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

<内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

内部質保証に関する大学の基本的な考え方については、「デジタルハリウッド大学内部質保証の方針」において、本学の使命・目的及び各種方針の実現に向けて、全学的な PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルを確立し、教育研究活動の活性化と質の向上を図るものとしている（資料 2-1【ウェブ】）。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、

当該組織と内部質保証に関わる学部その他の組織との役割分担>

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織については、学長を議長とする自己点検委員会がその役割を担っている。自己点検委員会は、大学全体の教育研究活動等の適切性・有効性の検証において中心的立場となり、その検証結果を踏まえた改善を、設置会社の経営会議と連携して恒常的かつ継続的に実施する権限を持つ。

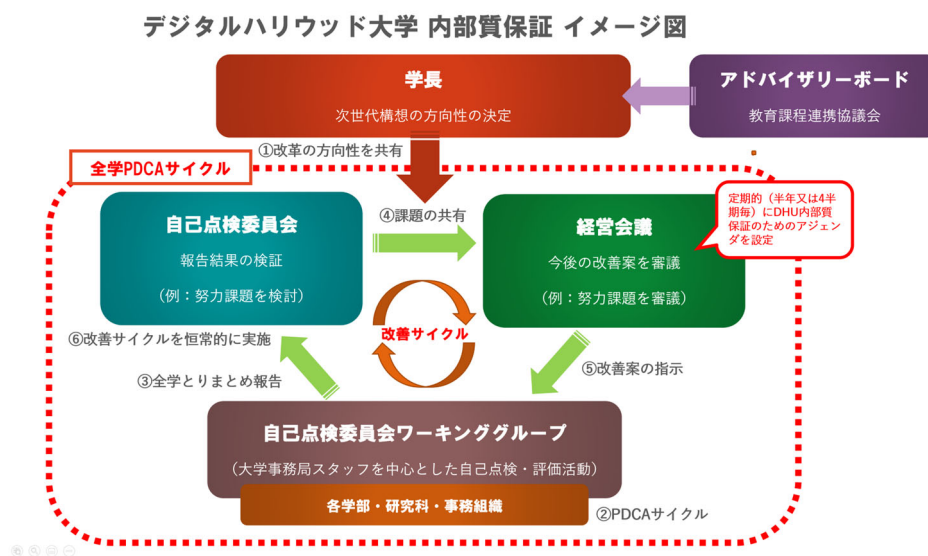
自己点検委員会と内部質保証に関わるその他の組織との役割分担については、学長が方針やグランドビジョンで改革の方向性を共有し、自己点検委員会ワーキンググループの自己点検・評価活動をベースに、全学組織である自己点検委員会とデジタルハリウッド株式会社の全社組織である経営会議の三者を連動させて、全学的に PDCA サイクルを回すことで、様々な教育改善に着実につながる仕組みを本学において構築している。自己点検委員会は、そのサイクルを恒常的に循環させる役割も併せ持つこととしている（図 2-1）。

さらに、上記のような全学的な内部質保証体制を整備した上で、本学における自己点検・評価活動の客観性・妥当性を保証することなどのために、外部からの組織的な意見聴取を行う外部評価制度（教育課程連携協議会（アドバイザリーボード））も設置している（資料 2-2）。

また、本学の内部質保証に関わるその他の組織との役割分担を明確にするため、図 2-1 のとおり内部質保証のイメージ図を作成し、内部質保証の方針とともに本学の Web サイトで

公開している（資料 2-1【ウェブ】）。

図 2-1 デジタルハリウッド大学 内部質保証イメージ図



＜教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

（PDCA サイクルの運用プロセスなど）＞

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）に関しては、「デジタルハリウッド大学 内部質保証の方針」にて以下のように定めている（資料 2-1【ウェブ】）。

（1）学長は、自己点検や認証評価、アドバイザリーボードからの提言等を受け、次世代構想や改革の方向性を全学および設置会社内に共有する。

（2）各学部・研究科・事務組織等は、学長から受けた改革の方向性や、経営会議から受けた努力課題に関する改善案を受け、3 つの方針に基づく教育の企画・設計（P）、教育活動の展開（D）、教育の有効性の検証（C）、検討結果を踏まえた改善・向上（A）を実施する。

（3）自己点検ワーキンググループは、（2）で行われた PDCA の状況を集約し、大学全体の「自己点検・評価報告書」に取りまとめ、自己点検委員会に提出する。

（4）自己点検委員会は、（3）の自己点検・評価報告を受け、大学全体の教育研究活動等の適切性・有効性を検証し、その内容を経営会議に共有する。

（5）経営会議は、（4）の共有を受け、全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善案を各学部・研究科・事務組織等に指示する。

（6）自己点検委員会は、学長および経営会議の指示のもと、その検証結果を踏まえた各学部・研究科・事務組織等の改善の状況確認を恒常的かつ継続的に実施する。

以上のような、全学的なプロセス・仕組み、すなわち「自己点検委員会」、「経営会議」、

「自己点検委員会ワーキンググループ」の三者を図 2-1 のように連動させて PDCA サイクルを推進している。

以上のとおり、本学では内部質保証のための全学的な方針および手続きを明示し、学内に共有している。従前はイメージ図のみであったが、2023 年度末に明文化を行った（資料 2-1）。現在は、次世代構想や自己点検・評価について、自己点検委員会、経営会議、自己点検ワーキンググループ（学部・研究科・事務組織）の三者間で PDCA サイクルが循環しており、当方針の策定により内部質保証に関わる取り組みの円滑化に繋がったと判断できる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

＜全学内部質保証推進組織・学内体制の整備＞

全学内部質保証推進組織・学内体制の整備については、前回（2017 年度）認証評価を受審した後、2018 年度中に全学的な内部質保証に関する新たな体制整備を図り、2018 年度から運用を開始した。内部質保証のための全学的な方針と手続きについては、2018 年度において自己点検委員会のワーキンググループで策定し、デジタルハリウッド株式会社の全社組織である経営会議において決定した（資料 2-3）。

内部質保証の推進に関連する組織とその他の会議体との役割分担および構成員については、「デジタルハリウッド大学内部質保証の方針」にて以下としている（資料 2-1【ウェブ】）。

（1）自己点検委員会

自己点検委員会は、大学全体の教育研究活動等の適切性・有効性を検証し、設置会社の経営会議との連携のもと、その検証結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施する。当委員会は学長を議長とし、学部長、大学事務局長、学部長が指名する専任教員、その他学長が認めた教職員で構成する（資料 2-4）。

（2）経営会議

設置会社の経営会議は、学長及び設置会社社長からの指示のもと、中長期的な方針や内部質保証のためのアジェンダを設定する。認証評価等で指摘を受けた事項についても改善案を審議・検討し、大学事務局および教員組織に改善案の指示を行う。当会議は設置会社社長を議長とし、学長や専任教員を含む常勤取締役、執行役員、事業部長、部長及び副部長・ユニット長で構成する（資料 2-5）。

（3）自己点検委員会ワーキンググループ

自己点検委員会ワーキンググループは、大学全体の自己点検・評価の実施及び取りまとめを行う。取りまとめにあたっては、各学部長・研究科長や学内組織と連携し、「自己点検・評価報告書」を自己点検委員会に提出する。当グループは、大学事務局スタッフを中心に構

成する（資料 2-4）。

（4）アドバイザーボード（教育課程連携協議会）

アドバイザーボードは、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項、教員の資質向上、その実施状況の評価、及びその他本学の運営に関する事項について審議し、学長へ意見を述べる。当会は、専門職大学院設置基準第六条の二第 2 項で定められた者で構成する（資料 2-2）。

上記の体制や構成員については、「内部質保証の方針」および内部質保証の体制図を本学の Web サイトで公開している。

前述のとおり、本学は「自己点検委員会」、「経営会議」、「自己点検委員会ワーキンググループ」の三者を図 2-1 のように連動させた全学的な PDCA サイクルを推進している。内部質保証の推進に責任を負う「自己点検委員会」が、そのサイクルを恒常的に実施するエンジンのような役割を持っていることから、本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適切に整備していると判断できる。

点検・評価項目③：方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施
評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、学生の受け入れの方針の 3 つのポリシー策定については、その時々社会情勢を踏まえながら、本学の建学の精神や、各学部・研究科の教育研究目的に基づいて策定することを基本的な考え方としている。各ポリシーの見直しについては、学長・学部長・研究科長・事務局長等が、各年度の学修成果や、社会に必要とされる人材の方向性を踏まえながら起案している。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

<全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み>

内部質保証活動の実施については、本学は機関別自己点検・評価と専門職大学院自己点検・評価を毎年交互に実施している。直近では、2022 年度実施に専門職大学院の自己点検・評価を、2023 年度に機関別の自己点検・評価（本報告書）を実施した。

自己点検・評価に当たっては、「デジタルハリウッド大学 内部質保証の方針」に示されている手続きに則り、まずは事務局スタッフを中心とした自己点検委員会ワーキンググループが、各学部・研究科・事務組織の状況を収集し、大学全体の自己点検・評価報告書を取りまとめ、自己点検委員会に提出する。自己点検・評価報告書の執筆は、事務局スタッフのうち主に管理職が担っているが、スタッフ・ディベロップメントの一環として若手や中堅スタッフが担う場合もある。報告書を受けた自己点検委員会には、学長、学部長、研究科長、学部事務局長、大学院事務局長、その他学長が認める専任教員が構成員として参加し、大学全体の視点で教育研究活動等の適切性・有効性を検証する。そこで抽出された課題は、学長、事務局長等が構成員となっている設置会社の経営会議に共有される。経営会議は、全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、全社視点で必要な改善内容を各学部・研究科・事務組織等に行うことを指示する。なお、特に認証評価において検討課題として提示された内容については、その改善策や進捗についてアドバイザリーボードにおいても報告し、そこで得た客観的意見も改善活動の指針の一つにしている（資料 2-6【ウェブ】）。自己点検委員会は、これらの抽出された課題の進捗について、定期的に委員会を開催し確認してゆく。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

上記にも述べた通り、本学は機関別自己点検・評価と専門職大学院自己点検・評価を毎年交互に実施している。直近では、2022 年度実施に専門職大学院の自己点検・評価を、2023 年度に機関別の自己点検・評価（本報告書）を実施した。

点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、各学部長・研究科長・事務組織の長が、基本的には当該年度内に対応が完了するもしくは長期的な対応が必要なものについては当該年度内に着手する方向で順次計画を立てて進行する。例えば令和 2 年度の専門職大学院認証評価にて、検討課題として「多角的に教育成果の把握し、教育活動の改善につなげること」が挙げられた。これについて大学院事務局長を中心とした大学院事務局が、翌年度の教授会やアドバイザリーボードにて、従来指標としていた「修了課題制作」の評価及び大学発のベンチャー数の他に、学位授与の状況やベンチャー以外の修了者の進路状況を従来より詳しくまとめ上げることで多角的な教育成果の把握に取り組んでいる（資

料 2-7)。

＜行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応＞

まず、2017 年度に大学基準協会による機関別認証評価結果で付された努力課題については、「デジタルハリウッド大学 内部質保証の方針」に則り、2018 年度に全学的に検討を行ない、2021 年 7 月に、その努力課題に対する改善報告書を大学基準協会へ提出した。（資料 2-8）

次に、2021 年度に大学基準協会によるデジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価結果で付された検討課題については、「デジタルハリウッド大学 内部質保証の方針」に則り、2022 年度早々に全学的に検討を行い、2022 年 9 月に大学基準協会へ改善報告書を提出するとともに、同報告書の内容に関するプレゼンテーションを行った（資料 2-9、2-10）。

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

本学における自己点検・評価活動の客観性・妥当性を保証するなどのために、外部からの組織的な意見聴取を行う外部評価制度（教育課程連携協議会（アドバイザーリーボード））を 2018 年度に設置した。アドバイザーリーボードでは、主に認証評価で指摘を受けた検討課題について、対応方針への客観的アドバイスをいただいている（資料 2-9）。

このように、本学の内部質保証は、各学部・研究科・事務組織において、概ね当該年度内に課題への対応を完了もしくは着手し、その進捗について自己点検委員会がエンジンとなり PDCA の循環を促進することで改善活動が行えていることから、本学の内部質保証のシステムは適切に運用され有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

＜教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の適切な公表＞

本学では、大学としての社会に対する説明責任を果たすため、学校教育法施行規則第百七十二条の二に定められた教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況についての情報を学部・研究科それぞれの Web サイト上に公表している（資料 2-11【ウェブ】、資料 2-12【ウェブ】）。また、自己点検・評価結果については、Web サイトで公表している（資料 2-13【ウェブ】）。

ブ】、資料 2-14【ウェブ】）。上記以外の情報公開の請求については、ホームページ上に窓口を設置し適切に対応している（資料 2-15【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価>

全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価については、全学内部質保証推進組織である自己点検委員会を中心に実施している。本学では 2018 年度より図 2-1 の全学的な PDCA サイクルを構築した。以降、図に則り自己点検・評価活動を続けてきたところだが、方針の明文化の整備が遅れていた。これを受け、2024 年 3 月の自己点検委員会にて内部質保証の方針を策定し、同月の設置会社の経営会議にて報告がなされた。この整備により、学長、アドバイザリーボード、自己点検委員会、経営会議、自己点検ワーキンググループ、各学部・研究科・事務組織等の役割がより明確になった。

<点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用>

点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用については、点検・評価活動の客観性担保のため、教学 IR データも参照している。当初は学生の履修登録と単位修得の関係性を分析するところから始まり、現在は Tableau を導入し、基本的な在籍者情報、進級状況、卒業状況、学籍異動状況、単位修得状況、入試状況等のデータを可視化し、それらを活用した課題の考察を行っている（資料 7-15）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

点検・評価結果に基づく改善・向上については、図 2-1 の全学的な PDCA サイクルが方針として明文化され、教学 IR データの整備も進んでいることから、今後は自己点検委員会を中心に、より実質的な自己点検・評価を行い、教育研究活動の改善・向上につなげてゆく。

点検・評価項目⑥：内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位とした PDCA サイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか

＜内部質保証推進組織等における COVID-19 への対応・対策の措置＞

本学の設置会社であるデジタルハリウッド株式会社は、大学以外にも複数の学校運営を行っていることから、COVID-19 への対応・対策の措置については、設置会社の経営会議にて全社的に対応した。経営会議の構成員は、常勤取締役、執行役員、事業部長、部長及び副部長・ユニット長であり、ここには自己点検委員会の構成員でもある学長、大学事務局長、大学院事務局長、設置会社の役員でもある専任教員が構成員となっている。

COVID-19 拡大期における教育研究活動は、デジタルを標榜する大学であったことが不幸中の幸いであり、学生および教職員は比較的円滑にオンライン授業に対応することができた。当該時期の授業運営にあたっては、経営会議の指示のもと、様々な対応を行った。例えば、早期から全教員が大学手配による有償の Zoom アカウントを利用できるようにするほか、オンライン授業にて学生の顔や氏名の表示について授業開始時のみ本名を表示するなど学生に過度のストレスにならないように配慮したルールの策定や、インターネット環境が不安定な学生については画面オフの許容、CG 制作など普段は大学のデスクトップ PC にて行う作業が自宅では難しい学生への大学機材の貸出、在宅での学習が続くことによる学生の不安やストレスの早期解消のためメンタルヘルス相談室の増枠、対面の授業が再開した際は日本へまだ入国できていない留学生へ履修年度の緩和等の措置を速やかに決定し実施した。当該状況下において、学部および大学院の教職員が授業運営をどのように構築していったかについては、スタッフが「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」に報告記事として寄稿している（資料 2-16【ウェブ】、2-17【ウェブ】）。

（２）長所・特色

自己点検委員会が内部質保証活動を推進するうえで連携する「経営会議」の構成員には、学長、大学事務局長、大学院事務局長、設置会社の役員でもある専任教員が含まれており、例えば上記の COVID-19 への対応のように、教学と経営の双方のバランスを保ちながら理念・目的を実現するための諸々の判断や活動を迅速に行っている。

（３）問題点

この度「内部質保証の方針」が明文化され、学長、アドバイザリーボード、自己点検委員会、経営会議、自己点検ワーキンググループ、各学部・研究科・事務組織等の役割がより明確化された。また、教学 IR データの活用による現状分析や課題の抽出が進み始めたところである。これらを受け、今後はより全学的・客観的な視点を併せて自己点検委員会が内部質保証活動を推進してゆく。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、①内部質保証のための全学的な方針および手続きを明示し、②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備し、③方針および手続きに基

づき、内部質保証システムを有効に機能させており、④教育研究活動等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たし、⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。今後は内部質保証の方針で示された役割分担のもと、自己点検委員会を中心に本学の PDCA を推進し、教育研究の改善に役立ててゆく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成および研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

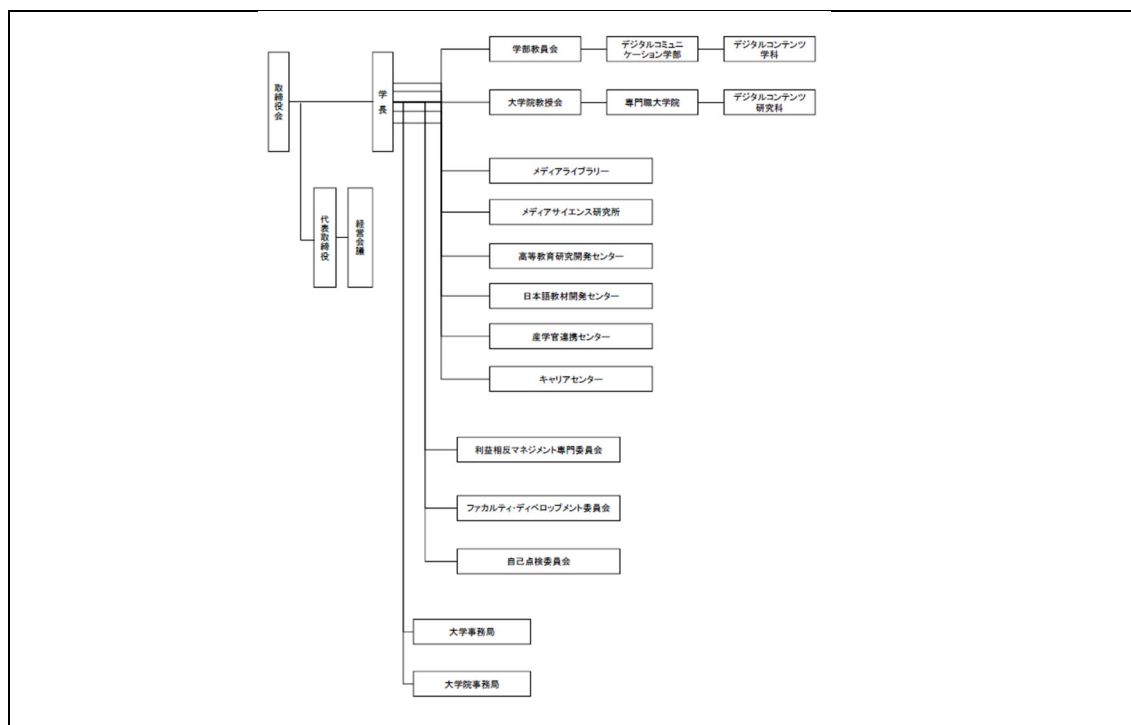
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜大学の理念・目的と各組織の構成と適合性＞

本学は、基準1「理念・目的」で述べたとおり、知の創造と伝授こそ、人類の歴史を、単なる生物の営みでなく、高度な文明と文化を持つ生物の歴史として成らしめているものであり、知を表現し他者に伝えることができるという人間が持つ特徴的な能力を、さらに進歩させうる人材育成を使命・目的としている（資料1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】）。

これら理念・目的を実現するために、本学は、教育研究上の基本組織を「デジタルハリウッド大学組織規則」に定め、下記、図 3-1 の基本組織図のとおり設置している（資料 3-1、資料 3-2）。

図 3-1 基本組織図



なお、本学は構造改革特別区域法に基づき、学校設置会社が設置した大学であるため、理事長や理事会、評議員会等は存在せず、経営や法人全体に関する事項については、本学設置会社の「取締役会」や「経営会議」にて取り扱っている。

本学における教育研究上の基本組織は、いずれも本学の使命・目的に照らして設置目的を明確に規定し、それに基づいて活動を展開している。各組織の設置目的および主な活動については、以下のとおりである。

(1) デジタルコミュニケーション学部デジタルコンテンツ学科

デジタルコミュニケーション学部は、本学の使命・目的で謳われている「知を表現し他者に伝えることができるという人間が持つ特徴的な能力」を、「判断力」「創造力」「コミュニケーション力」と捉え、それらを有し国際社会に貢献できる人材育成を目的としている。

デジタルコンテンツという学術分野は先進的な融合分野であり、その内容は芸術、経済、工学など多領域に亘っている。このような様々な学問領域を融合的に学べる 1 学部 1 学科制は、上記の 3 つの力を養ううえで重要な役割を担っている。また、留学生が学内の 3 分の 1 を占めており、学内に居ながらにしてグローバル感覚が養えることも本学部の特色である。

(2) デジタルコンテンツ研究科デジタルコンテンツ専攻

デジタルコンテンツ研究科は、本学の使命・目的で謳われている「知を表現し他者に伝えることができるという人間が持つ特徴的な能力」を、「新たな知の関係を創造・構築する力」と捉え、その力を有し人類社会がより豊かで持続的に発展していくための社会実装を行うことができる人材養成を目的としている。

2004 年の開学以来、デジタルコミュニケーションの加速度的な変化と対峙してきた。その過程で生まれた SEAD (Science／Engineering／Art／Design－人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学術領域) という概念における理論と実務を架橋する高度専門教育が本研究科の特色である。

(3) メディアライブラリー (図書館)

メディアライブラリーは、本学における教育研究の水準維持と発展を図るために、学生の学習や教養の涵養に必要な資料を収集・保管するほか、教職員の教育研究活動の基盤となる蔵書を備えている。また、学生や教職員のニーズに応じた情報サービスの提供や、快適な空間づくり、啓発的テーマのイベント実施等を年間を通して行っている (資料 3-3、資料 3-4【ウェブ】)。

(4) メディアサイエンス研究所

メディアサイエンス研究所は、学部・研究科の研究室を有機的に結びつけ、研究成果の価

値の最大化を図る役割を担っている。それら研究から得られた知見は、教育課程のみならず、社会や産業界にも還元されている（資料 3-5、資料 3-6【ウェブ】）。その代表的な活動として、「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」の発刊が挙げられる（資料 3-7【ウェブ】）。

（5）高等教育研究開発センター

中央教育審議会による「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」や「教学マネジメント指針」の策定を受け、デジタルコミュニケーション領域における質保証に関する活動および発信を目的とし、2021 年 3 月に高等教育研究開発センターを設立した。2022 年度には博士課程を取得した実務家教員をテーマとしたセミナー等を実施し（資料 3-8【ウェブ】）、2023 年度にはデジタルコミュニケーション学部におけるシラバスチェック体制の整備や学修成果の可視化に関する支援等を行った。

（6）日本語教材開発センター

デジタルコミュニケーション学部では、留学生が全体の 3 分の 1 を占めており、日本語教育にも力を入れている。それを受け、日本語教材の研究開発および普及を通して日本語教育の推進を図ることを目的とし、2022 年 2 月に日本語教材開発センターを設立した。同月に同センターより、大人気マンガ『魔法使いの嫁』を題材とした日本語教材を本学発プロダクトとして発売した。（資料 3-9【ウェブ】）。

（7）産学官連携センター

民間企業や自治体との共同研究等を通じた諸成果の社会還元や、新産業の創出および地域産業の活性化を推進するため、平成 21(2009)年 2 月に産学官連携センターを設立した。本学教員と企業や自治体による共同研究等の仲介や、産業界・自治体への ICT 人材育成に関する企画提案、産学官連携に関する情報発信・交流などを実施している（資料 3-10【ウェブ】）。

（8）キャリアセンター

学生の進路に関する指導や支援を行うために、専属のスタッフを擁するキャリアセンターを設置している（資料 3-11【ウェブ】）。キャリアセンターのスタッフは、低学年対象に、職業的自立を図るための学部科目を講師として担当するほか、全学年対象に、在学中に企業と接点を持つことができる企業ゼミやインターンシップの企画や運営を行っている。また、高学年対象に、各種ガイダンスやセミナー、合同説明会の企画・運営、個別面談、卒業制作展の展示の前で学生と企業をマッチングする「スカウトミーティング」の実施など、学生の具体的な就職活動の支援を行っている。

なお、メディアサイエンス研究所、日本語教育研究センター、産学官連携センター、高等教育研究開発センター、日本語教材開発センターについては、物理的な施設を伴わず、各々の目的を果たすための機能として存在している。

以上のとおり、本学の使命・目的に基づき、デジタルコミュニケーション学部およびデジタルコンテンツ研究科を設置している。また、学部・大学院の共通の研究対象である「デジタルコンテンツ」を総合的に研究し、その成果を循環させ、活性化させるという目的からすべての研究室活動を束ねる組織として、メディアサイエンス研究所を設置している。加えて、大学が社会で公共的な役割を担うという社会貢献の意味合いから、産学官連携センターを設置している。そのほか、DHU2025 構想の策定を受け、ファカルティ・ディベロップメントや日本語教材の開発を促進すべく、高等教育研究開発センターおよび日本語教材開発センターを設置した。以上のことから、本学では大学の使命・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター等の組織の設置状況は適切であると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体の教育研究組織の適切性については、学校教育法第 109 条に定める自己点検・評価活動として、2～3 年度毎に、それぞれ自己点検・評価を実施し、社会や産業界等のニーズも踏まえながら、自己点検委員会において、その適切性を資料・情報に基づき不断かつ定期的に検証している（資料 3-12【ウェブ】）。

また、大学を含めた設置会社の組織全体に関しては、経営会議またはボードミーティング（社内取締役会議）にてその適切性が審議され、組織について改変の必要がある際は取締役会で決議される。

（2）長所・特色

本学の設置会社であるデジタルハリウッド株式会社は、デジタルコミュニケーションの黎明期であった 1994 年よりデジタルコンテンツ関連の教育事業を行ってきた。その事業内容は、学部や大学院運営のほかに、社会人に向けたデジタルクリエイティブ教育や、スタートアップに向けたエンジニア教育、ロボティクス関連教育など多岐に渡る。設置会社を設立してからこれまでの 30 年間で産業界に輩出した卒業生は 9 万人に上るほか、企業との共同プロジェクトの実施、講師招聘、求人獲得などにより、多くの企業と関係を築いてきた。そういった背景もあり、デジタルハリウッド大学を含めたデジタルハリウッド株式会社が運

営する全教育機関の責任者が構成員である経営会議では、産業界や国内外の情報が常に入りしている。デジタルハリウッド大学においても、これらの情報や企業とのつながりが、教育課程編成の見直しやキャリアセンターの活動等に活かされていることが特徴である。

（３）問題点

デジタルコミュニケーション領域における質保証に関する活動および発信を目的とし、2021 年 3 月に高等教育研究開発センターを設立したが、学内の質保証という観点から結果的にファカルティ・ディベロップメント活動も同センターが担っている。本学には別途ファカルティ・ディベロップメント委員会が存在するが、現在は高等教育研究開発センターに FD 活動を委ねている形となっていることから、2024 年度中に同センターと FD 委員会の関係の整理を行う。

（４）全体のまとめ

本学の教育研究組織は、本学が使命・目的として掲げる人材育成や研究開発を行うための組織として適切に設置している。教育研究組織の適切性については、自己点検委員会において、機関別自己点検・評価と専門職大学院自己点検・評価を毎年交互に実施し、その結果とともに改善・向上につなげる取り組みを行ってゆく。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）および公表

<学位授与方針の適切な設定・公表>

本学は学位授与方針を、建学の精神および学部・大学院の使命・目的に基づいて設定している。学部は、本学学則第1章第3条の2に、大学院は、本学大学院学則第1章第4条の2に、それぞれ教育研究目的を定めている（資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。次に、各学部・大学院の教育研究目的に基づき、学部・研究科ごとの身に付けるべき能力をディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）として定めている（資料4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】）。

例えばデジタルコミュニケーション学部では、学部の教育研究目的にて、「判断力」、「創造力」、「コミュニケーション力」を有し国際社会に貢献できる人材育成を掲げており（資料資料1-1【ウェブ】、1-3【ウェブ】）、ディプロマ・ポリシーにて、その実現に必要な要素として、①判断力の源泉となる教養の涵養、②判断を他者に伝えるためのデジタルコンテンツ制作技術の修得、③世界の人々と創造的な活動を行うための語学力の修得、④本学の標語「すべてをエンタテインメントにせよ！」の指針を踏まえた創造力の修得という4点を定め、かつ所定の124単位以上を修得した者に学士（デジタルコンテンツ）の学位を授与すると定めている（資料4-1【ウェブ】）。

デジタルコンテンツ研究科では、2017（平成29）年度に受審した認証評価における検討課題の指摘を受け、カリキュラム検討委員会の審議を経て、2019（令和元）年度より新たなディプロマ・ポリシーを定めた。まず、大学院の教育研究目的にて、アートやサイエンスなど人間の営みによる複雑な文化性を理解し洞察を得るための学識と、テクノロジーの進化によって可能となる新たな時代に求められる社会実装を行うためのエンジニアリングやデザインの力を総合した、SEAD（Science/Engineering/Art/Design—人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学究領域）の修得をもとに、人類社会がより豊かで持続的に発展していくための社会実装を行うことができる人材養成を謳っている（資料1-2【ウェブ】、1-4【ウェブ】）。その実現に必要な要素として、①SEADの学識・技術・能力の修得、②自ら解決すべき社会課題の探求・設定能力の修得、③課題解決のための独自の企画やアイデアについてデジタルテクノロジーを活用した社会への発信・提案力の修得という3点を定め、かつ所定の30単位以上を修得した者にデジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）を授与すると定めている（資料4-2【ウェブ】）。

各ディプロマ・ポリシーの公表については、大学ホームページ、コンセプトブック（パン

フレット)、学生ガイド等に明示している(資料4-1【ウェブ】、4-3、4-4)。

以上のように、本学の学位授与方針は、教育研究目的と連関して設定されており、学生が修得することが求められる能力を明確に示している。また、その能力は、「知の創造と伝授により広く人類社会の発展に寄与する」という、本学の建学の精神や各学部・研究科の使命・目的に沿ったふさわしいものであり、広く公表されている。以上のことから、本学は、授与する学位ごとに、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<教育課程の編成・実施方針の適切な設定・公表>

本学は、授与する学位ごとにカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成方針)を策定している(資料4-2【ウェブ】、資料4-5【ウェブ】)。いずれも教育課程における編成方針と実施方針の二点を共通項目とし、大学としての一貫性を担保している。教育課程の編成方針では、ディプロマ・ポリシーに基づいた科目分類等について定め、教育課程の実施方針では、授業を実施するにあたっての運営方針を定めている。

例えばデジタルコミュニケーション学部のカリキュラム・ポリシーでは、教育課程の編成方針を、①初年次教育、②専門教育、③国際教育、④教養教育、⑤学外活動の5つの項目とし、カリキュラム概念図を用いて学びの時系列を示している(図4-1、資料4-5【ウェブ】)。

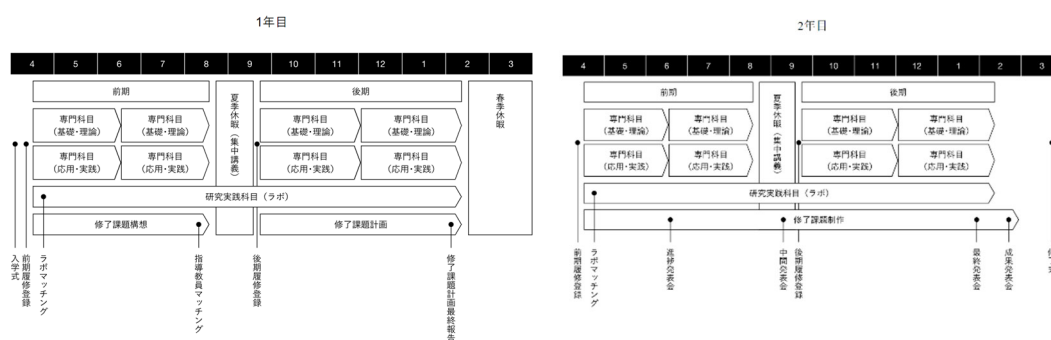
図 4-1 デジタルコミュニケーション学部 カリキュラム概念図



デジタルコミュニケーション学部の教育課程の実施方針については、①アクティブラーニングの活用、②実務経験を有する教員の登用、③実務経験を有する教員によるゼミおよび卒業制作指導、④クォーター制の採用、⑤FS（フィードバックシート）の実施、⑥単価大学・小規模であることの利点の6点を明示している。

デジタルコンテンツ研究科においては、2017（平成 29）年度に受審した認証評価における検討課題の指摘を受け、カリキュラム検討委員会の審議を経て、2019（令和元）年度より新たなカリキュラム・ポリシーを定めた。具体的には教育課程の編成方針を、「専門科目」にて①基礎・理論（Science・Art）及び②応用・実践（Engineering・Design）を学び、そのうえで、「研究実践科目（ラボプロジェクト）」において教員が専門とする領域のテーマのプロジェクトに取り組むとともに、最終成果物の「修了課題」の作成を段階的に進める編成としている。（資料 4-2【ウェブ】）。なお、カリキュラム・ポリシー内ではないが、デジタルコンテンツ研究科においても2年間の学びの流れをホームページにて明示している（図 4-2、資料 4-6【ウェブ】）。

図 4-2 デジタルコンテンツ研究科 2年間のスケジュール



デジタルコンテンツ研究科の教育課程の実施方針については、①実務家教員の配置、②クォーター制の採用、③FS（フィードバックシート）の導入、④修了課題の段階的指導、⑤成果発表会の実施、⑥実装支援の6点を明示している。

これらの内容は、大学ホームページや学生ガイドを通して公表している（資料4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】、4-3、4-4、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】）。

なお、デジタルコミュニケーション学部のカリキュラム・ポリシーの設定については、学部のカリキュラム検討委員会で検討後、学部教授会での意見聴取を経て、学長が決定し定めたものである。デジタルコンテンツ研究科のカリキュラム・ポリシーの設定については、大学院専任教授会での意見聴取を経て、学長が決定し定めたものである。

＜教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性＞

教育課程の編成方針と学位授与方針との関連性については、学部・研究科いずれにおいても、学位授与方針で定めた学生が身に付ける能力を、科目群に直接的に反映させて教育課程を編成している。

例えばデジタルコミュニケーション学部においては、ディプロマ・ポリシー（以下 DP）で示している①判断力の源泉となる教養、②判断を他者に伝えるためのデジタルコンテンツ制作技術、③世界の人々と創造的な活動を行うための語学力、④本学の標語「すべてをエンタテインメントにせよ！」の指針を踏まえた創造力の4点について、カリキュラム・ポリシー（以下 CP）では、DP①は CP4 番目の教養教育、DP②は CP2 番目の専門教育、DP③は CP3 番目の国際教育、DP④は CP2 番目の専門教育を軸とした本学の学びの集約として位置付けている（図4-3）。

デジタルコンテンツ研究科においては、ディプロマ・ポリシーで示している①SEAD（Science／Engineering／Art／Design）の学識・技術・能力、②自ら解決すべき社会課題の探求・設定能力、③課題解決のための独自の企画やアイデアについてデジタルテクノロジーを活用した社会への発信・提案力の3点について、カリキュラム・ポリシーでは、DP①は CP1 番目の専門科目、DP②及び③は CP2 番目の研究実践科目（ラボプロジェクト）及び CP3 番目の修了課題に関連している（図4-3）。

図4-3 学位授与方針と教育課程の編成方針の関連

デジタルコミュニケーション学部		デジタルコンテンツ研究科	
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
①教養	4. 教養教育	① SEAD （ Science ／ Engineering ／ Art ／ Design ）	1. 専門科目（SEAD）
②デジタルコンテンツ制作技術	2. 専門教育	②社会課題の探求・設定能力	2. 研究実践科目（ラボプロジェクト）

③語学力	3. 国際教育	③デジタルテクノロジー を活用した社会への発 信・提案力	3. 修了課題
④創造力	2. 専門教育 を軸とした 本学の学びの集約		

以上のように、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが連関しており、教育内容や方法について、図示等を用いながら公表している。また、学部・研究科のいずれも教育課程における編成方針と実施方針の二点を設定しており、実施方針については、全学的な共通要素も含まれていることから、大学としての一貫性を担保している。以上のことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を適切に定め公表していると判断できる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・授業時間の適切な設定 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】） ・教育課程の編成における全学内部質保証組織等の関わり 評価の視点2：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施
--

<学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性については、各学部・研究科ともに、カリキュラム・ポリシーに基づいた科目群を設定し、各授業科目を配置している。学生に対しては、履修ガイドやガイダンス資料と同時に配布される卒業単位配当表等にて明示している（資料4-7【ウェブ】、4-8【ウェブ】）。

教育課程編成の順次性及び体系性への配慮については、学生に教育課程の編成を明示す

るために、カリキュラム・ポリシー等で明示しているカリキュラム概念図等にて学年ごとの進行を図示することにより順次性を示している（図 4-1、4-2）。また、履修関連資料にて科目群の関係を図示するなどして体系性を示している（資料 4-9【ウェブ】、4-10）。例えばデジタルコミュニケーション学部においては、カリキュラム・ポリシーにて、1 年次前期を「スタートアップフェーズ」、1 年次後期～2 年次前期を「基礎フェーズ」、2 年次後期～3 年次前期を「応用フェーズ」、3 年次後期～4 年次後期を「ゼミ・卒業制作フェーズ」と 4 つのフェーズに区切り、各フェーズに応じた授業科目を配置している。また、4 桁の数字による科目コードを各科目に付し、順次性を明示している（資料 4-7）。

授業時間の設定については、大学設置基準第 22 条及び 23 条に基づき、年度ごとに学年暦を設定し、年間の授業時間数を確保している（資料 4-12【ウェブ】、4-13）。1 学期を 8 週とするクォーター制は、学生が様々なテーマを学べるよう柔軟に科目を配置することができるほか、学生が留学などの通常授業外の活動や、社会人院生が仕事の都合を踏まえた履修の計画を立てやすくしている。

また、デジタルコンテンツ研究科では、社会人院生が働きながら本学の教育課程を修了できるように、時間割の設定について配慮している。具体的には、授業開始時間を就業後の 19 時 20 分とするほか、科目の設置数を、繁忙期であり新入学生にとって学生生活にまだ慣れていない第 1 クォーターには少なめに、第 2～3 クォーターには多めに設置している。さらに夏季集中講義では 1 週間で終了できる科目を設置している。4 クォーターについては、年始年末や、修了課題の最終発表および完了提出の期間と重複することから、科目を少なめに設置している。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定については、各学部・研究科とも、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすると定めており、講義及び演習については 15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする旨を定めている。また、デジタルコミュニケーション学部においては学則第 30 条に、デジタルコンテンツ研究科においては第 25 条に、履修科目の登録上限単位数を定めることで、学生の授業時間外学習の時間を担保している（資料 1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。

個々の授業科目の内容については、図 4-3 で示す通りディプロマ・ポリシーに関連するカリキュラム・ポリシーに基づいて設定されている。また、デジタルコンテンツ研究科においては、専門職大学院であることから、デジタルコンテンツ領域における先導的な内容となっている。例えば「先端科学原論」「先端芸術原論」「テクノロジー特論」「クリエイティブ特論」といった科目は、カリキュラム・ポリシーで定める SEAD（Science／Engineering／Art／Design—人文系・芸術系・理工系の学識・技術・能力が相互作用する創発的学究領

域) の概念を代表する授業内容である(資料 4-14)。

授業の方法については、学則にて、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うとしている。学則に基づいて各科目の到達目標を達成するために最も適した授業形態を選択し、卒業単位配当表やシラバスにて授業の実施方法を明示している(資料 4-8、4-14)。また、学則にて、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができると定めており、教育の質の維持・向上を前提に、対面授業だけでなくオンライン授業も積極的に取り入れている。学生にはいずれの方法で実施するかについては履修関連資料にて伝達している(資料 4-10、4-14、4-15)。

なお、COVID-19 拡大時には、全学的にオンライン授業を導入し、学生の通信環境等に配慮しながら、教育の質を維持・向上に取り組んだ。オンラインツールの各機能を駆使することで、全ての授業を実施することができた。例えばデジタルコミュニケーション学部 の必須科目である「First Field (新入生 s・集中講義)」は、300 名一斉による必修授業であり、5~6 名のグループを組み、50 個のブレイクアウトルームと 50 個の slack チャンネルを作成し、5 日間に渡るプロジェクトを円滑に進行することができた。当授業の学生アンケート項目「積極的に受講できていましたか」や「この授業を後輩に勧めますか」において、8 割以上の学生が「とてもそう思う」「そう思う」のいずれかを選択していることから、教育の質の維持・向上できていたと判断できる(資料 4-16【ウェブ】、4-17【ウェブ】、4-18【ウェブ】、4-19【ウェブ】、4-20【ウェブ】、4-21【ウェブ】)。

そのほか日常的な授業運営を教職員がどのように構築していったかについては、スタッフが「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」に報告記事として寄稿している(資料 2-16【ウェブ】、2-17【ウェブ】)。

授業科目の必修、選択等の位置づけについては、必修科目は、本学の学位を授与するうえで基盤となる理論や知識、技術を修得する科目を必修科目として配置している。選択必修科目は、選択した専門領域や研究テーマに関連して修得すべき理論や知識、技術を修得する科目を選択必修科目として配置している(資料 4-8 7 頁【ウェブ】)。

各学位課程にふさわしい教育内容の設定については、以下の通りである。

・初年次教育への配慮 (【学士】)

初年次教育への配慮については、1 年次前期の「スタートアップフェーズ」において、初年次に配慮した教育内容を設定している。具体的な設置科目は、高校までの学習とは異なる「能動的に学ぶ力」を身に付ける「アクティブラーニング」や、学長又は学部長がデジタルコミュニケーションの本質について概説する「デジタルコミュニケーション概論」、社会と

関わるための実践的な考え方やそれに必要なコミュニケーションスキルを学ぶ「社会力」、自己の目指す方向性を見極め、学習目標を設定する「キャリアデザイン」等を、必修授業として配置している。

中でも特に特徴的であるのが、入学直後の4月前半に行う必修科目「First Field」（新入生研修）である。当科目はディプロマ・ポリシーにある「デジタルコミュニケーション分野における創造的な活動を通して、世の中に良い影響を与える」ことを体験することを目的として実施している。具体的には、フィールドワークにより地域の課題を抽出し、5～6人のグループでのコラボレーションを通じて、クリエイティブの力を活かした課題解決・価値提案を行うというものである。2023年度のテーマは「京都のSDGs・脱炭素をエンタメ化する旅」とし、300名の新入生が京都でフィールドワークを行い、東京の本学キャンパス近隣のホールで最終発表を行った（資料4-22【ウェブ】、4-23【ウェブ】）。

・高大接続への配慮（【学士】）

高大連携に対する配慮については、入学試験の＜オータム・トライアウト＞総合型選抜にて、一次選抜として面接試験等を行った後、デジタルコンテンツに関する講義・グループワーク・プレゼンテーションを通じて本学での学生生活を疑似体験することを目的とする「秋期講習」を二次選抜として課している。さらに合格後から入学までの期間を利用し、冬期・春期課題や合格者交流会を実施するなど、大学入学後に向けた準備を早期に始めることで、入学前からの自己成長や友人作りの場を提供している。

・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

教養とは、学生が卒業後も長きに渡り創造性を発揮するための知の源泉であり、学生は専門教育を受けるにあたり、同時に教養を涵養することも重要である。本学の教養科目の殆どは全8回の構成とし、1クォーターで完結する。これは、学生が在学中により多量の教養の基礎を身に付けて、いざ教養知識が必要になった時に、それを引き出して深めていけるようにすることを目的としている。教養科目の配当年次は、主に2年次から4年次の間とし、専門科目と並行して配置している（図4-1）。これは、学生が専門科目で作品等を制作する過程で、教養の必要性に気づいた時に履修できることが教育上効果的であると考えためである。

・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）

デジタルコンテンツ研究科では、2019年度から新たな教育課程を編成・実施するにあたり、「SEAD」の概念により編成することとし、これらによって「専門科目」を構成する教育課程へと抜本的に見直した。SEADは、Science（理論思考と調査研究のための基礎力を養う科目）及びArt（審美眼と発想力を養う科目）をデジタルコンテンツの基礎・理論に必要な知識等とし、Engineering（工学的技術の進化と可能性を理解し、その活用法を習得する科

目) 及び Design (課題解決と意思伝達のための思考法や手法を習得する科目) をデジタルコンテンツの応用・実践に必要な技術・能力としている。具体的には、「専門科目」において基礎・理論 (S・A) 及び応用・実践 (E・D) を学び、そのうえで、「研究実践科目 (ラボプロジェクト)」において教員が専門とする領域のテーマのプロジェクトに取り組むとともに、最終成果物の「修了課題」の作成を段階的に進める教育課程を編成している (図 4-4、4-5)。

図 4-4 デジタルコンテンツ研究科 科目区分の概要

Science Art 専門科目(基礎・理論)	Engineering Design 専門科目(応用・実践)	Research Practice 研究実践科目(ラボ)
Special Lecture 専門科目(SEAD特別講義)		
Final Project 修了課題		

図 4-5 デジタルコンテンツ研究科 科目配置の概要

科目区分		系統	科目の内容等
専門科目	基礎・理論	S	「先端科学原論」(必修)、「デジタルコミュニケーション原論」、「デジタルコンテンツ研究基礎」など計 17 科目
		A	「先端芸術原論」(必修)、「デジタル表現基礎」、「コンテンツマネジメント概論」など計 10 科目
		SA	「デジタルコンテンツ総合研究」(必修)
	応用・実践	E	「テクノロジー特論」、「プロダクトプロトタイプイング」、「デジタルマーケティング」など計 12 科目
		D	「クリエイティブ特論」、「コンテンツデザイン」、「ロボットデザイン」など計 12 科目
		ED	「デジタルコンテンツの理論と実務の架橋」(必修)
	SEAD 特別講義	—	系統を横断し最先端の事例等を学ぶ科目。2023 年度はビジネスモデル、デジタルメディア、英語論文作成等に関する 5 科目を開講。
研究実践科目 (ラボプロジェクト)		「専門科目」で得た知見を共通言語として使い、担当教員が専門とする領域のもとで設定されたテーマやプロジェクトに、ゼミ形式で実践的に取り組む科目。2 年間で 6 単位以上の修得が必要。(プロデュース、プロトタイプイング、ゲームなど 22 ラボプロジェクトを開設)	
修了課題		研究成果の集大成として指導教員のほかにアドバイザー教員を置き修了課題の制作を進めていく科目。 「修了課題構想」(1 年次前期/1 単位)、「修了課題計画」(1 年次後期/1 単位)、「修了課題制作」(2 年次/6 単位)の 3 科目。	

このように、デジタルコンテンツの理論に必要な科目を配置し、以前から重視していた実践的な教育を行う科目とあわせて理論と実務の架橋を図る教育課程を体系的に編成している。また、2019 年度より「コンテンツマネジメント概論」「コンテンツマネジメント特論」を配置して理論と実務の架橋教育を実施しており、2022 年度からは「デジタルコンテンツ総合研究」「デジタルコンテンツの理論と実務の架橋」を新規で配置し、デジタルコンテンツマネジメントについてより広い範囲で学べるようにしている(資料 4-14 7 頁【ウェブ】)。

教育課程の編成における全学内部質保証組織等の関わりについては、教育課程の編成のPDCAは、各学部・研究科の教授会やカリキュラム検討委員会が行い、自己点検委員会がその状況を自己点検・評価報告書にて確認する。確認の際は、認証評価で指摘された事項の改善進捗も重点的に確認する。その後、設置会社の経営会議にその内容を共有し、経営会議にて中長期的構想から新たな対応が必要であると判断された場合は、各学部・研究科に指示が下る。自己点検委員会はその実行状況も確認することで、改善のサイクルを促している（図2-1）。

<学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成する教育の実施については、主にセルフディベロップメント科目群と学外科目群が挙げられる。セルフディベロップメント科目群では、社会と関わるための実践的な考え方やそれに必要なコミュニケーションスキルを学ぶ「社会力」や、自己の目指す方向性を見極め学習目標を設定する「キャリアデザイン」を、初年次の必修科目として設置している。また、2022年度は、2年生以上の就職希望者を対象に、自己分析・企業研究・履歴書・面接対策など一連の就職活動の準備を行う「キャリア・ディベロップメント・プログラム」や、コミュニケーションスキルを中心にビジネスパーソンとしての総合力を体得する「キャリアデザイン A」、ビジネス社会学の角度から自身のキャリアへの意識改革を行う「キャリアデザイン B」を選択科目として増設した。学外科目群では、企業や社会との協働を科目として配置しており、「インターンシップ」や、本学の理念・教育に賛同いただく官公庁や企業などから提供される様々な課題に取り組む「プロジェクト科目」、学内でインターンシップと同様な就業体験が可能な「企業ゼミ」などがある（資料 4-24、4-25、4-26）。また、本学は実務経験を有する教員を多く擁していることから、学生が希望する進路に関連する産業界の情報や実務経験者の就業感などについて、授業内で指導している（資料 4-27）。

上記に述べたように、本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、順次性や体系性を考慮して授業科目が設置されており、各授業内容は、ディプロマ・ポリシーからの連関により設定されていることから、学習成果を学生に修得させるために十分な内容が設定されている。以上のことから、本学の教育課程の編成は適切であると判断できる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間）
--

又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)

- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

<授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置については、各学部・研究科とも1年間または半期ごとの履修登録単位数の上限を設定している。例えばデジタルコミュニケーション学部においては、学則第30条にて半期ごとに、1年次は24単位、2～4年次は22単位としている（資料1-1【ウェブ】）。GPAが3.0以上の学生については、履修登録単位数の上限を緩和しており、詳細は履修ガイドで説明している（資料4-9 18頁【ウェブ】）。また、同じく履修ガイドにて、授業と自習時間を合わせて45時間の学習を必要とする内容をもって1単位とする旨も説明している（資料4-9 10頁【ウェブ】）。デジタルコンテンツ研究科においては、学則第25条にて、修業年限が2年の学生については1年間に登録できる単位数の上限を25単位とし、修業年限が1年と認められた学生については1年間に登録できる単位数の上限を32単位としている（資料1-2【ウェブ】）。また、履修ガイダンス資料でもその旨を説明している（資料4-10 13頁）。

シラバスの内容については、科目名、開講時期、単位数、曜日時限、必修/選択、担当教員、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価方法・基準、参考文献等を記載項目としており、学部・研究科それぞれ統一のフォーマットにて運用している。シラバスの作成にあたっては、大学院事務局及び高等教育研究開発センターが作成したシラバス作成ガイドライン、シラバス作成チェックリスト、シラバス入力レクチャー動画を通じて記載方法を教員に対

して周知し、校正を担当する教職員が記載内容についてガイドラインに沿っているかを確認することで、シラバスの記載内容や形式等の統一を図っている（資料 4-28、4-29、4-30、4-31【ウェブ】）。

シラバスの実施については、学生への提示は、学内ポータルサイトからシラバスを検索して閲覧することができ、講義コード、講義名称、教員名などから検索できるようになっているため、学生の履修計画を立てるうえで、有効に機能している（資料 4-21【ウェブ】）。

授業内容とシラバスとの整合性の確保については、先に述べた教職員によるダブルチェックのほか、毎授業で提出される学生からのフィードバックシート（以下 FS）や学期末アンケートにおいて学生の意見を聴取することで確認・検証している。

授業の内容、方法等を変更する場合におけるシラバス改訂と学生への周知については、変更が発生した際に、まず担当教員が事務局スタッフに連絡する。スタッフは、必要に応じて学部長又は研究科長に、教育課程の編成上問題がないか及び学生に不利益が発生しないか等の確認を取り、履修者へ周知のうえ、シラバスを変更する。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、以下の点が挙げられる。

・実務経験を有する教員または実務家教員による指導

本学は、実務経験を有する教員または実務家教員を多く擁している。それらの教員の意見を教育課程に反映させるとともに、実際に学生の指導にもあたっている。また、通常授業以外にも、ゲスト講師として実務家を招聘し、本学の教育・研究に関連した最先端の情報を発信する特別授業や公開講座等を開催している。学生は、自身が懂れている産業界の第一線で活躍した経験のある教員からの指導を受けることで、産業界に関する知識及びノウハウの獲得や学修意欲の喚起に繋げている。

・Project Based Learning

本学では、学修内容の理解の深化や知識及び技術の定着を図るため、実践を通じたアウトプットの機会を設けている。例えば学部においては、「プロジェクト科目」にて、本学の理念や教育内容に賛同いただく官公庁や企業、団体などから提供される様々な課題やプロジェクトに取り組んでいる（資料 4-25【ウェブ】）。研究科においては、「ラボプロジェクト」にて、担当教員が専門とする領域のもとで設定されたテーマやプロジェクトに、ゼミ形式で実践的に取り組んでいる（資料 4-33【ウェブ】）。

・新入生研修

本学では、学部・研究科のいずれも、入学直後に集中講義にて、本学における学びについて理解を深め学習意欲を喚起する新入生研修を実施している。デジタルコミュニケーション学部では、必修科目「First Field」にて、ディプロマ・ポリシーにある「デジタルコミュニケーション分野における創造的な活動を通して、世の中に良い影響を与える」ことを体験することを目的として実施している。具体的には、フィールドワークにより地域の課題を抽出し、5～6 人のグループでのコラボレーションを通じて、クリエイティブの力を活かした課題解決・価値提案を行うというものである。学生にとっては入学して最初の友人を作る機会にもなっている（資料 4-22【ウェブ】、4-23【ウェブ】）。デジタルコンテンツ研究科においては、学事「Future Gate Camp」にて、2 年後に発表する修了課題に向けて、どのような活動をしてゆくのか構想を練る学事として実施している。入学して間もない時期に同期生との親交を深めつつ、教員やメンターとともに今後のテーマを模索する第一歩を踏み出す機会としている（資料 4-34【ウェブ】、3-35【ウェブ】）。

・教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用

教員・学生間や学生同士のコミュニケーションの機会の確保については、まず、先に述べた新入生研修がある。そのほか、多くの授業科目において、授業内での双方向若しくは多方向に行われるディスカッションやグループワークを用いた授業形態を採用している。デジタルコミュニケーション学部においては、教育課程の実施方針にアクティブラーニングを推奨する旨を定めている（資料 4-5【ウェブ】）。また、オンラインにて、チャットツールの Slack を全学導入し、オンラインによるグループワークの場所として利用するほか、課外活動や、「映画鑑賞」「開発-3dcg-プログラミング」などの興味・関心について、教員・学生間や学生同士が自由にコミュニケーションを取ることができる場として利用している（資料 4-36）。

・フィードバックシート

学生の主体的参加を促す仕組みとして、フィードバックシート（以下 FS）がある。学生は毎回の授業後に FS を提出する。教員は FS を確認することで学生の理解度などを把握するほか、そこに記載された質問や要望については、翌週の授業にて回答や反映をしてゆく。FS は教員の指導の質向上を促すだけ、学生の能動的な授業参加を促進する。FS とは単なる授業アンケートではなく、教員と学生との間の、授業をより良くするためのコミュニケーションツールである。学部・研究科のいずれも、教育課程の実施方針にて FS の活用を謳っている（資料 4-2【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-37）。

・動画教材の活用

学生の主体的参加を促す方法として、動画教材の活用も挙げられる。

デジタルコミュニケーション学部では、従前より、一部の専門科目にて、ソフトウェアの

使い方を学ぶ動画教材を併用していた（資料 4-38）。動画教材の良いところは、学生が自分のペースで学べることである。ペースの速い学生は、授業よりも先の内容を予習することができ、復習が必要な学生や日本語が不得手な留学生は、繰り返し視聴することで学びの定着につながっている。2023 年度より、Web、3DCG、映像、グラフィック分野の動画教材を、全学年が当該科目の履修の有無に関わらず、自由に視聴できるように整備した。デジタルコミュニケーション学部では、学生は、Web、3DCG、映像、グラフィックなど複数の専門領域から主となるものを選択し学んでゆく。今回の整備により、学修に余裕のある学生は、履修外の専門領域にも広げて自由に学ぶことができるようになった。また、新入生には入学前から動画教材の視聴を可能としたことから、デジタルツールの修得度の足並みが揃い、円滑に初年次の授業をスタートできるようになった。また、今回の整備と合わせて、動画教材内で用いられている Adobe 社の Photoshop や Illustrator などのクリエイティブ系ソフトウェアや、Microsoft 社の Office を学生が 4 年間無料で利用することができるよう整備した。

デジタルコンテンツ研究科では、多くの授業においてアーカイブ動画として授業を収録しており、講義実施期間中は毎回の授業後に各科目の履修者に限定して収録映像を公開している（資料 4-39）。履修者に公開された収録映像は、出席者の復習や、社会人学生が仕事の都合で遅刻や欠席した際の授業内容のキャッチアップに活用されている。また、2019 年度より新たに、動画教材を用いて行う先進的なアダプティブラーニング手法の専門科目「デジタル表現基礎（アダプティブラーニング）」を配置した（資料 4-40【ウェブ】）。この科目は 3DCG、ゲーム、Web デザイン、グラフィックデザイン、プログラミング、映像制作など、コンピュータを使ったデジタルコンテンツ制作の基礎習得のための演習授業において、学習者に能動的な動画教材学習を促す授業手法を探り、学習継続率や修了率を改善する研究も兼ねて実施している。研究結果は「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」にて研究ノートとして寄稿されている（資料 4-41【ウェブ】）。

学習の進捗と学生の理解度の確認については、毎回の授業後に学生が提出するフィードバックシート（FS）にて行う。例えばデジタルコミュニケーション学部では、FS の項目を、①授業内容を理解できたか、②授業に興味を持てたか、③次回の授業に向けて準備すべきこと・学ぶべきことを理解したか、④今日の授業で良かった点や要望、⑤自由記入欄としている（資料 4-42）。科目担当教員は、FS にて学習の進捗と理解度を把握するほか、そこに記載された質問や要望については、必要に応じて翌週の授業にて学生に回答し反映してゆく。

授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導については、大学事務局のスタッフが、履修ガイダンスや、個別の履修相談会を実施している。本学での学びの集大成となる「卒業制作課題」（学部）及び「修了課題制作」（研究科）については、その前段の「ゼミⅠ～Ⅳ」（学部）及び「修了課題構想」「修了課題計画」（研究科）が非常に重要な立ち位置の科目となっており、以下のような対応を取っている。

デジタルコミュニケーション学部においては、3年次の後期から開始する「ゼミ」の履修登録にあたり、学生の学びの方向性に沿ったミスマッチのないゼミ選択に重きを置いている。シラバス以外に各ゼミの情報を掲載した専用の Web サイトを開設し、教員の顔写真やプロフィール、ゼミとして望む人材像、ゼミのテーマ、卒業制作課題の形式、当該ゼミに属した学生の進路イメージ、履修条件などを一覧化するほか、当該ゼミに属した先輩の卒業制作課題作品の映像や、卒業制作課題についてのインタビュー映像などをリンクさせている（資料 4-42【ウェブ】、4-43【ウェブ】）。そのほか「オープンゼミ」と称するゼミの見学会を設け、学生が卒業制作課題へのイメージをより明確に持ったうえでゼミの選択をできるよう取り計らっている（資料 4-44【ウェブ】）。

デジタルコンテンツ研究科においては、最終的なアウトプットである「修了課題制作」については、2020 年度より 1 年次に「修了課題構想」「修了課題計画」という科目を設置し、研究テーマについて段階的な助言・指導を行っている。カリキュラム・ポリシーの【2】教育課程 実施方針の「4. 修了課題の段階的指導」に定めているように、1 年次前期の「修了課題構想」にて、自己探求によりテーマ設定を行い、研究計画書の作成と修了課題指導教員とのマッチングを行う。その後、1 年次後期の「修了課題計画」では、翌年度の「修了課題制作」に向けての準備段階として、各修了課題指導教員の指導の下、修了課題の計画に取り組む。2 年次の「修了課題制作」では、まず任意参加による「進捗発表会」を行い、研究テーマを精査していく。その後、登録内容の審査を行う「中間発表会」を経て、「最終発表会」へ至る。各発表会では、指導教員の他にアドバイザー教員からも助言を得る機会を設けており、複数の教員による指導を行なっている。

授業外学修に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示については、当該授業後に自己学習によって質問等が生じた場合、フィードバックシートへの記載が間に合った場合は、担当教員が翌週の授業にてまたはそれまでに、質問した学生または履修者全体にフィードバックを行う。フィードバックシート提出後に発生した質問については、学生ポータルサイトやメールや slack などにより担当教員に問い合わせをすることができる。作品等を制作する演習授業については、基本的に授業時間外も制作を行うことを前提としており、翌週の授業内で、制作の進捗について教員がチェックする又は学生が履修者の前で進捗発表することで、教員が学生にフィードバックを行う。

授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数（【学士】）については、授業の形態により、教員が指導するうえで適正な規模の定員としている。例えば語学科目（英語・日本語）においては、プレイスメントテストを行い、習熟度別の少人数クラスを設けている。各専門分野のパソコンを利用した演習科目においては 30 名程度、デッサン演習やゼミにおいては 20 名程度としている。パソコンを利用した演習科目やデッサン科目においては、学生 10 人につき 1 人程度の割合でティーチング・アシスタントを配置し、学生一人一人に指導が行き届く

ようにしている。なお、履修希望者が多い科目についてはクラス数を増設するなど、履修者数を適正に調整するように配慮している。

実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）については、多くの科目において、実践教育を充実させるため、通常の講義に加えて、授業内での双方向若しくは多方向に行われる討論及び質疑応答やグループ学習方法を用いた授業形態を採用している。

各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）については、各学部・研究科が行った自己点検・評価報告書を自己点検委員会が確認し、必要に応じて審議のうえ、経営会議に共有することで、その後経営会議が全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善案を各学部・研究科・事務組織等に指示を行う。自己点検委員会はこのように教育の質保証のPDCAサイクルを循環させる役割を持っている。

上記に述べたように、最大登録単位数が定められることで単位の実質化が図られ、シラバスの作成・実施においてはガイドラインやチェック体制が整備されており、学生の主体的参加を促すために授業運営に様々な工夫が施されていることから、学習成果を学生が修得できるよう図る措置を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

＜成績評価および単位認定を適切に行うための措置＞

単位制度の趣旨に基づく単位認定については、各学部・研究科ともに、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすると定めており、講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位、実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする旨を定めている。また、デジタルコミュニケーション学部においては学則第30条に、デジタルコンテンツ研究科においては第25条に、履修科目の登録上限単位数を定めることで、学生の授業時間外学習の時間を担保している（資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。

他の大学等における授業科目の履修及び既修得単位の適切な認定については、各学部・研究科ともに、一定の単位数を超えない範囲で入学前の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると定め運用している。その単位数については、デジタルコミュニケーション学部は、大学設置基準第28条及び第30条を踏まえて学則第31条及び第32条において60単位に、デジタルコンテンツ研究科は、専門職大学院設置基準第13条及び第14条を踏まえて学則第28条において10単位に定めている。

成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置については、全学のルールとして、出席率が7割以上の者を成績評価の対象者としている。成績評価においては、学部・研究科ともに5段階および認定の6種としており、デジタルコミュニケーションは「秀、優、良、可、不可」及び「認定」、デジタルコンテンツ研究科は「S、A、B、C、D」及び「認定」である。「秀、優、良、可」「S、A、B、C」「認定」は合格であり、「不可」「D」は不合格としている。上記について、デジタルコミュニケーション学部は学則第29条、デジタルコンテンツ研究科は第27条に定めており、各学生ガイド等においても明示している（資料1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】、1-7、1-8）。また、すべての科目の成績評価方法及び試験方法は、シラバスに記載されている。成績評価に関する学生の異議申し立てについては、期限を設けて受け付け、事務局を介して教員との間の確認を行っている。

卒業・修了要件の明示については、学則および学生ガイド、履修ガイドに明示している。デジタルコミュニケーション学部の卒業要件は、学則第33条にて、修業年限4年を超え、定められた授業科目を124単位以上修得した者としている。デジタルコンテンツ研究科の修了要件は、学則第29条にて、修業年限2年を超え、定められた授業科目30単位以上を修得した者としている。

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについては、各学部・研究科が行った自己点検・評価報告書を自己点検委員会が確認し、必要に応じて審議のうえ、経営会議に共有することで、その後経営会議が全社の教育

研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善案を各学部・研究科・事務組織等に指示を行う。自己点検委員会はこのように教育の質保証のPDCAサイクルを循環させる役割を持っている。

＜学位授与を適切に行うための措置＞

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置および学位授与に係る責任体制及び手続の明示については、まず、「学則」に定めるところにより、「デジタルハリウッド大学学位規則」に必要な事項を定めている（資料 4-45）。卒業、修了を判定するにあたっては、学部は「学務委員会」、研究科は「大学院教授会」を以て全学生の判定を行い、「学部教授会」「大学院教授会」で専任教員の意見を聞いた後、学長が学位の授与を決定している（資料 4-46、4-47）。

学位授与に大きく関連する卒業制作課題および修了課題制作については、各学部・研究科ともに手続き等を明示している。例えばデジタルコミュニケーション学部においては、卒業制作ガイドラインを明示しており、卒業制作課題の指導を行うゼミについては、当該ゼミが取り扱う卒業制作課題の内容や形式等を、ガイダンスや専用 Web サイトにて明示している（資料 4-42、4-47、4-48）。デジタルコンテンツ研究科においては、学内のオンラインストレージにて成績評価方法と基準を公開している（資料 4-50【ウェブ】）。また、指導教員ごとに、指導可能な領域・分野や提出形式などを Web サイトにて明示している（資料 4-51【ウェブ】）。修了課題制作の評価においては、提出された成果物と、発表による口頭試問により、原則として 1 名以上のアドバイザー教員による助言のもと、指導教員により評価する体制を採用している。

学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについては、各学部・研究科が行った自己点検・評価報告書を自己点検委員会が確認し、必要に応じて審議のうえ、経営会議に共有することで、その後経営会議が全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善案を各学部・研究科・事務組織等に指示を行う。自己点検委員会はこのように教育の質保証のPDCAサイクルを循環させる役割を持っている。

上記に述べたように、履修科目の登録上限単位数を定めるなどによる単位制度の趣旨に基づいた単位認定が行われており、成績評価や学位授与の基準を明示した上で教授会を通じて学位の授与が決定されていることなどから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

＜＜学修成果の測定方法例＞＞

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果を把握および評価の取り組みに対する全学的内部質保証推進組織等の関わり

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞

まず、本学における最も大きな学習成果として、学部の卒業制作課題および研究科の修了課題制作と、卒業後の進路の二つが挙げられる。

前者の卒業制作課題および修了課題制作の指標については、提出形態として定められている「作品」、「研究成果報告書」、「論文」、「プランとデモコンテンツ」について、学位授与方針に示した本学での学修を通じて身に付けるべき能力を指標として総合的に評価している。また、毎年2月に、学部は「卒業制作展」にて、研究科は「DHGS the DAY（成果発表会）」にて、学生の成果を広く外部に発表する機会を設けており（資料1-19【ウェブ】、1-20【ウェブ】、4-53【ウェブ】）、そこで頂く企業や卒業生、一般の方々からの評価も一つの指標としている。そのほか毎年4月に、設置会社が運営するデジタルハリウッド全体の1年間の卒業制作および修了課題から、最も優れたものを表彰するアワード「デジタルフロンティア・グランプリ」を開催している（資料1-21【ウェブ】）。その審査員は、産業界の最前線で活躍する企業やアーティストである卒業生に依頼しており、アワードの審査の際は、当該年度生の学習成果の質等についても評価をいただいている。その場には学長も同席し直接評価を伺っている。なお当イベントは、入学式当日に、その直後に新入生および保護者のいる場で実施することで、新入生が入学初日に4年後（大学院生は2年後）の到達目標のレベルを認識できる仕組みとして実施している（資料1-22【ウェブ】、資料4-54【ウェブ】）。

後者の卒業後の進路については、学部・研究科ともに、ICTやコンテンツに関わる産業への就職または起業の数を一つの指標としており、学部においては69%がクリエイティブ関連であり、残る31%の総合職・事務職等においては本学で修得した知識を活かして活躍している学生が多い（資料4-55【ウェブ】）。また、毎年卒業制作展開場後に、就職活動中の学生を学内に残し、求人募集中の企業を招待し、学生が自身の展示の前でプレゼンテーションする「スカウトミーティング」を実施している（2020年度～2021年度はオンラインにて開催）。2023年度は、参加企業が20社、参加学生が31名、そのうち7名が内定した。これも

学習成果の一つである（資料 4-56【ウェブ】）。デジタルコンテンツ研究科においては、経済産業省による令和 4 年に行われた令和 3 年度大学発ベンチャー調査により、大学発ベンチャー創出数が全国 12 位、私立大学では全国 4 位であった（資料 4-57【ウェブ】）。なお、デジタルコンテンツ研究科においては、2021 年度に受審した認証評価での検討課題を受け、2022 年度より従前に指標としていた修了課題制作の評価及び大学発ベンチャー創出数以外にも、学位授与の状況やベンチャー以外の修了者の進路状況等も踏まえ、より全体的な視点で教育成果について評価する活動を開始した。評価の実施においては、教授会や教育課程連絡協議会（アドバイザリーボード）にて定期的に行うものとしている（資料 4-58）。

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価するための方法の開発>

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価するための方法の開発については、主なものとして、先に述べた学部「卒業制作展」、研究科「DHGS the DAY（成果発表会）」、設置会社が運営するデジタルハリウッド全体の 1 年間の卒業制作および修了課題から最も優れたものを表彰するアワード「デジタルフロンティア・グランプリ」という学事がある。

そのほかについては、学部・研究科各々で適宜対応している。例えばデジタルコミュニケーション学部においては、学位授与方針に明示した学生の学習成果の一つである語学力について、国内学生は英語力、留学生は日本語力について、TOEIC 及び日本語能力試験を活用しアセスメントを行っている。併せて英語については、優秀者の表彰を行っている（資料 4-59【ウェブ】）。また、卒業時に学生アンケートを実施し、学習成果の測定を行っている（資料 4-60）。そのほか 2021 年度に卒業生、就職先への意見聴取を行った（資料 4-61、4-62）。なお現在は、教育課程全体の学習成果について、GPA や単位修得率等による客観的データと、学生自身による成長実感を掛け合わせた総合的な評価方法を策定中であり、2024 年度より順次実施してゆく（資料 4-63）。

デジタルコンテンツ研究科においては、修士課程の集大成である修了課題制作において、各提出形式共通の成績評価方法と基準を設け、2021 年より運用している（資料 4-50【ウェブ】）。

<学習成果を把握および評価の取り組みに対する全学的内部質保証推進組織等の関わり>

学習成果を把握および評価の取り組みに対する全学的内部質保証推進組織等の関わりについては、各学部・研究科が行った自己点検・評価報告書を自己点検委員会が確認し、必要に応じて審議のうえ、経営会議に共有することで、その後経営会議が全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善案を各学部・研究科・事務組織等に指示を行う。自己点検委員会はこのように教育の質保証の PDCA サイクルを循環させる役割を持っている。なお、デジタルコミュニケーション学部の学習成果の可

視化による PDCA サイクルの体制構築については、自己点検委員会にて継続して経過を観察してゆく（資料 4-64）。

上記に述べたように、学習成果の把握においては、主に学部の「卒業制作展」、研究科の「DHGS the DAY（成果発表会）」、設置会社が運営するデジタルハリウッド全体の 1 年間の卒業制作および修了課題から最も優れたものを表彰するアワード「デジタルフロンティア・グランプリ」という学事において行っている。デジタルコミュニケーション学部では、評価を教育改善等により活かすために、GPA や単位修得率等による客観的データと、学生自身による成長実感を掛け合わせた総合的な評価方法を策定中であり、2024 年度より順次実施してゆく。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価>

教育課程及びその内容、方法に関する定期的な点検・評価は、内部質保証の方針および同方針に記されたイメージ図に添って行っている（資料 2-1）。まず自己点検ワーキンググループが、各学部・研究科・事務組織等の日々の教育研究活動について自己点検・評価報告書にまとめ、自己点検委員会に提出する（資料 4-65、4-66）。自己点検委員会は、全学的観点から、本学の教育研究活動を推進するための基本的事項や、次世代 DHU 構成策定、認証評価で指摘を受けた課題等の対応が適切に行われているかを確認する（資料 4-64）。その後、学長等も構成員である設置会社の経営会議にその内容を報告する。経営会議では、全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善すべき事項があれば、各学部・研究科・事務組織等に指示がなされる。自己点検委員会は、そのサイクルが推進されていることを自己点検委員会で定期的に確認するほか、場合によっては当該課題に対する具体的改善案を各学部・研究科・事務組織に提案するなどして、PDCA サイクルのマネジメントを行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

点検・評価の結果を踏まえ、教育課程等の改善・向上に取り組んだ実例としては、認証評価で受けた検討課題のほか、例えばデジタルコンテンツ研究科の教授会にて、2022 年度の「DHGS the DAY（成果発表会）」について、優秀な成果として選出された学修成果について、

世の中に向かってリリースするところまでできたものが少なかったとの課題があった（資料 4-67）。それも踏まえて、2023 年度のカリキュラム検討委員会にて、カリキュラム・ポリシーの改定や、「ビジネスプランニング特論」「アントレプレナー特論」「オープンイノベーション特論」「アントレプレナーラボ」などのビジネス系の科目の見直しが行われた（資料 4-68、4-69、4-70）。

点検・評価項目⑧：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（大学院の専門職学位課程）

評価の視点 1：メンバー構成の適切性（【院専】）

評価の視点 2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用（【院専】）

<メンバー構成の適切性>

本学では、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、学長の諮問に応じ学長へ意見を述べる組織として、デジタルハリウッド大学機関全体の教育課程連携協議会（アドバイザリーボード）を組成している。

メンバー構成については、専門職大学院設置基準第 6 条の 2 に則り、(1)学長又は当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員として鮫島正洋氏、(2)デジタルコンテンツ系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、デジタルコンテンツ系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、デジタルコンテンツ系分野の実務に関し豊富な経験を有する者としてドミニク・チェン氏、(3)当該デジタルコンテンツ系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該デジタルコンテンツ系専門職大学院の長が必要と認める者として稲見昌彦氏が就任している（資料 4-71）。

<教育課程の編成及びその改善における意見の活用>

本学では、教育課程連携協議会（アドバイザリーボード）の構成員に対し、来たる未来社会において産業界が期待するデジタルコンテンツ領域の人材像や、本学が果たすべき役割について意見を求めている（資料 4-72）。同会からの教育課程の編成及びその改善における意見の活用については、例えば 2022 年度のアドバイザリーボードにて、デジタルコミュニケーション分野における生成的 AI の活用や、ベンチャーを育む文化の醸成、アンケートによる学生の成長実感の把握などの示唆があった。それを受け 2023 年度に、デジタルコンテンツ研究科のカリキュラム検討委員会にて生成 AI やアントレプレナーに関する科目の検討を行うほか、デジタルコミュニケーション学部にて卒業時に取得する学生アンケートの項目をディプロマ・ポリシーで定められた能力をより反映させて実施した（資料 4-68、4-69、4-70、4-73）。

(2) 長所・特色

教育課程・学習成果について、理念・目的の実現に資する事項または先駆性・独自性のある事項であり、有意な成果が見られるあるいは期待できるものとして、以下の点が挙げられる。

第一に、先駆性・独自性のある学位である。本学はデジタルコミュニケーション学士及びデジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）を授与している。当学位は、21 世紀から始まった超高度情報化社会において、デジタルコミュニケーションを駆使して社会に対する貢献や変革を実行するために必要な知識、技能、態度等を学習成果としている（資料 4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】）。令和 3 年度に受審した大学基準協会デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価の結果において、「常に最先端の取組みを通じてデジタルコンテンツを活用した高度情報化社会におけるデジタルコミュニケーションのあり方を提唱していくことに取り組んでおり、その意義は今後の社会にとって重要であるといえる。」と評価いただいたことから、本学の学位は先駆性・独自性があると判断できる。

第二に、入学式にて毎年度の優秀作品を表彰する「デジタルフロンティア・グランプリ」の開催である。当学事は二つの目的がある。一つは広く一般にも公開し、デジタルテクノロジーとクリエイティブの知見を高め、社会に新しい価値を生み出す大学として広く周知することである。もう一つは、新入生が入学直後に本学の理念・目的を体現した先輩の姿を目視することで、学修者としての目標を具体的に持つことである（資料 1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】、4-54【ウェブ】）。後者については、アフタームービーの中で受賞者が入学当初から当該賞を目指していたと語っていることから、当学事の開催は有意な成果であると言える（資料 1-22【ウェブ】 0:50 より）。

第三に、新入生研修の実施である。学部・研究科ともに入学直後に行う学事「First Field」および「Future Gate Camp」にて、ディプロマ・ポリシーの体感や修了課題制作の導入を行うプログラムを実施している。新入生はいわゆる「同じ釜の飯を食う」環境に出会うことにより、お互いに切磋琢磨し本学の教育課程を共に完走する気運も醸成されている（資料 4-22【ウェブ】、4-23【ウェブ】、資料 4-34【ウェブ】、3-35【ウェブ】）。

第四に、段階的指導である。デジタルコンテンツ研究科にて、プロトタイプの作成を重視する修了課題制作について、1 年次に構想・計画に関する必修科目を設置し、2 年次で履修する「修了課題制作」に向けて学生が研究テーマを発見・深化できるような教育を設けたうえで、専任教員と学生の集団型面談会等を通じた研究指導教員のマッチングを行っている。さらに、2 年次には指導教員の他にアドバイザー教員から助言を受ける発表会を設けるなど、修了課題制作に向けた段階的な教育・指導を行っている。

(3) 問題点

教育成果の把握について、学部は「卒業制作課題」の評価を、研究科は「修了課題制作」

の評価及び大学発ベンチャー創出数を重たる指標としている。理念・目的をより実現するためには、これら以外に学位授与の状況、進路状況、学生自身の成長実感等も踏まえ、より全体的な視点で教育成果について評価を行ってゆく必要がある。評価の実施においては、デジタルコミュニケーション学部においては、GPA や単位修得率等による客観的データと学生自身による成長実感を掛け合わせた総合的な評価方法を策定中であり、2024 年度より順次実施してゆく（資料 4-63）。デジタルコンテンツ研究科においては、学位授与の状況、進路状況を含めた評価を教授会や教育課程連絡協議会（アドバイザーボード）にて定期的に行い、定点的に観測してゆく（資料 4-58）。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、①授与する学位ごとに学位授与方針を定め公表し、②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め公表し、③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成し、④学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っており、⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しており、⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

今後は長所に挙げた項目はいずれも適切かつ有効であるため、今後も引き続き実施していく。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表>

本学では学部・研究科ともに、本学の使命・目的および教育研究目的を実現するために、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学生の受け入れ方針を明示している。

デジタルコミュニケーション学部では、その教育研究目的を実現するために、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学生の受け入れ方針を定め、デジタルハリウッド大学のホームページに公表している（資料4-1【ウェブ】、4-5【ウェブ】、5-1【ウェブ】）。

デジタルコンテンツ研究科では、その教育研究目的を実現するために、アドミッション・ポリシーにおいて求める学生像を明示し、募集要項に掲載している（資料1-11【ウェブ】）。また、デジタルハリウッド大学大学院のホームページに明示している（資料4-2【ウェブ】）。

<入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を踏まえた学生の受け入れ方針>

本学では学部・研究科ともに、入学希望者に求める学生像や水準等をアドミッション・ポリシーに明示している。

デジタルコミュニケーション学部においては、入学希望者に求める学生像及び評価の対象となる要素をアドミッション・ポリシーとして明文化し、公式ウェブサイト、コンセプトブック（パンフレット）、学生募集要項などの広報媒体、本学で定期的に開催されるオープンキャンパスや大学説明会において、受験検討者およびその保護者向けに周知を図っている。特に公式ウェブサイトは日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語、インドネシア語の6カ国語で運営されており、国内外の受験検討者に向けた情報提供を行っている。また、X（旧Twitter）、Facebook、note、YouTubeなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じた情報発信も積極的に実施している（資料5-2～11【ウェブ】）。

デジタルコンテンツ研究科においては、アドミッション・ポリシーにて当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している（資料 4-2）。また、学生募集要項の「出願資格」欄に、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している（資料 1-11）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：入学試験委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定>

本学では、学生の受け入れ方針に基づき、大学・大学院学則及び学生募集要項に明記しているとおり、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。

デジタルコミュニケーション学部では、学生の受け入れ方針に基づく学生募集を行うため、出願要件や選抜方法の異なるさまざまな入試形式を設けることで、学力の3要素をバランスよく評価しながら多様な学生の獲得を目指している。2023（令和5）年度入試においては、オータム・トライアウト、総合型選抜、総合型選抜（特待生選考）、学校推薦型選抜（指定校制）、一般選抜（大学入学共通テスト利用方式）、一般選抜（A方式・B方式）、（外国人留学生）日本国内選抜、（外国人留学生）日本国外選抜、3年次編・転入試験選抜を実施している（資料1-10）。

選考方法は、総合型選抜を中心とする「面接」重視と、一般選抜を中心とする「学力」重視の2つに大別される。令和2（2020）年度の大学入試改革を機に、入学者選抜における多面的な評価を行うため、前者には面接に加えて国・数・英の基本問題に10分間で回答する「基礎学力テスト」、後者には筆記試験以外にも高校生活中に得た経験や実績をアピールする「活動記録報告書」を任意提出できる制度をそれぞれ導入した。

デジタルコンテンツ研究科では、学生の受け入れ方針に則り、入学要件を定め、入学試験（書類審査、面接審査）を実施している。また、学生募集要項の「4. 選考方法」に基づき、入学試験を実施し、高度職業人社会人としての素養、及びアドミッション・ポリシーに合致した人物であるかを適切に審査している。

まず、書類審査では、デジタルテクノロジー、クリエイティビティ、コンテンツ、サービス、ビジネス、またはそれに関連する分野において、実務経験を有しているか、あるいは、基盤となる教育（四年制大学卒など）を受けているかなどを確認している。

つぎに、面接審査においては、教員 2 人が面接試験官を担当し、面接試験官は志願者の素養や目的が本大学院の教育内容、アドミッション・ポリシーと合致しているか否かを判断する。

さらに、面接時には、志願者の資質や希望する研究内容が本大学院の領域と合致するかを判断するための評価軸を明記した審査表を用いることで、適確かつ客観的に評価する仕組みになっている（資料 5-12）。

＜入学試験委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備＞

大学全体における入学者選抜方法の決定については、学生の受け入れ方針と「大学入学者選抜実施要項（文部科学省高等教育局長通知）」に基づき、入試委員会が「入学試験要項案」を審議の上、学長が最終決裁を行っている。全ての入試は、ここで定められた『入学試験実施要領』に基づいて実施している。

デジタルコミュニケーション学部の入学試験の実施体制については、学長を長とする入試委員会を中心に、教職員の協力のもと運営している。試験当日は入試本部を設置し、試験問題等の管理を行うとともに不測の事態に備えて入学試験が円滑に進むよう十分な人員を配置している。最終的な合否の判定は、入試委員会での審議を経て学長が決定する（資料 5-13、資料 5-14）。

デジタルコンテンツ研究科の入学試験の実施体制については、学長を長とする「入試委員会」を中心に、教職員の協力のもと運営している。最終的な合否の判定は「入試委員会」での審議を経て学長が合格者を決定する（資料 5-15、資料 5-16）。

＜公正な入学者選抜の実施＞

本学では入試委員会を中心に、公正な入学者選抜を行っている。

デジタルコミュニケーション学部では、公正な入学者選抜を行うため、学校教育法ならびに学校教育法施行規則が定める「大学入学資格」および「大学への編入学」に関する事項については、「大学入学資格」としてアドミッション・ポリシーに併記する形で各種募集要項や公式ウェブサイトに掲載している（資料 1-10、資料 5-1）。

また、試験科目や選抜方法については、各入試区分での試験結果や配点バランスなどを同委員会において毎年検証・改善を行っている。各入試での審査項目は募集要項に明文化し、受験生に周知している。審査項目は、毎年入試委員会にて確認し、必要に応じて改定を行っている。

さらに、試験問題の作成業務は、学長が適任者を指名し作成し、複数の教職員によりチェック作業を行っている。また、印刷作業ならびに当日までの保管は入試委員会の教職員が厳重に管理している。

そして、採点業務は、学長が指名した複数の教職員により実施している。面接試験においては、志願者の能力、経験、素養などを点数化するための基準を記した「評価シート」

を用い、面接官ごとの評価のばらつきを抑え、可能な限り客観的に評価する仕組みを導入している。

デジタルコンテンツ研究科では、公正な入学者選抜を行うため、以下のような仕組みを導入している。

まず、本大学院への入学時期は毎年4月のみであるが、秋以降に全14回程度の入学試験を月1回以上の頻度で開催している。また試験時間を夜間に設定するなど、社会人に対しても、受験にあたり日程的な不都合が生じないように配慮している。

入学者の選抜方法・体制の在り方などについては、入試委員会で、定期的に検証を行い、適切かつ公正に入学者選抜が実施できるよう努めている。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

入学希望者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施の一環として、障がいのある学生の受け入れ方針を定めている（資料5-17【ウェブ】）。

受験生が疾病や障がいなどにより、入学試験当日や入学後の学生生活において特別な配慮を希望する場合は、診断書の提出を求めるとともに、具体的に希望する配慮の内容を事前に相談するよう、募集要項に記載している。相談を受けた場合には、希望する配慮の内容を個別に確認し、対応をする。具体的には、受験時の座席指定、指示内容の文章化、別室受験、手話通訳やノートテイクの同席の許可などの手段を用いる。

入学試験においても当該志願者の受験に影響が無いように配慮することとしている。

障がいのある学生を受け入れるためハード面の配慮としては、駿河台キャンパスはバリアフリー化がされており、障がい者用のトイレを設置している。

これまでの受け入れの実績として、発達障がいを抱える学生が修士号を取得して卒業した実績があり、また、弱視の学生が受験し入学した実績もある。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

<修士課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

＜入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理＞

デジタルハリウッド大学では、学部・研究科ともに、大学・大学院学則に、適切な定員を定め、学生を受け入れ、その収容定員に基づき、在籍学生数を適正に管理している。

デジタルコミュニケーション学部の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数は、2020年度は315名で1.28倍、2021年度は317名で1.29倍、2022年度は316名で1.28倍、2023年度は316名で1.28倍と、適正な範囲を保っている。

デジタルコミュニケーション学部全体での入学定員は『学生募集要項』に、入試別の入学定員は各募集要項および大学ウェブサイトに掲載し、周知している。過去の志願者数の実績や歩留まり率を基に入学者予測値を算出し、入試ごとに入学者の想定値を定めて、合否判定の参考にしている。

さらに、入学後に修学や学生生活が問題で退学を希望する学生がいる場合には、事務局内に設置された退学対応チームを中心に学生個々のサポート内容の検討や学内の仕組みの整備の必要性の有無の検討などを行い、退学防止に努めている。

デジタルコンテンツ研究科では、過去3年間の収容定員に対する在籍学生数比率の平均は、1.37でありやや高い範囲にある。令和2年度以前まではその比率は改善の傾向にあったが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、遠隔での授業実施に伴い、対面での授業再開まで休学する学生や、研究活動が十分に行えないという理由から修了課題の実施を見送り、修了を延長する学生が増加傾向にあり、在籍学生数が増加している（大学基礎データ表2）。なお、本大学院は社会人院生への配慮から、最長5年の在学が可能となっている。このため在籍者数は収容定員を上回る年が続いているが、社会人院生の業務や起業などの状況もあり、実際の履修登録者数は教員の指導や授業運営に支障はない範囲である。

また、過去3年間の入学定員に対する入学者数比率は、定員80名に対し、2021年度は78名で97.5%、2022年度は68名で86.25%、2023年度は76名で95%となっており、おおむね適切な範囲である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価と点検・評価結果に基づく改善・向上＞

学生の受け入れの適切性については、大学全体では自己点検委員会において、学部・研究科単位では各入試委員会において、それぞれ定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

デジタルコミュニケーション学部では、毎年「入試委員会」において、アドミッション・ポリシーの内容の点検ならびに、アドミッション・ポリシーに基づいて適切に入学選抜が行われているかについて、在学生の状況に関する情報を参考に、点検・評価を行っている。また、学生募集および入学選抜の進捗状況を「学部教授会」にて、毎月報告している。

デジタルコンテンツ研究科では、「入試委員会」において、学生募集および入学選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて公正かつ適切に行われているかの検証を定期的に行い、その結果を「大学院教授会」に報告している。

（２）長所・特色

デジタルコミュニケーション学部では、アドミッション・ポリシーにも記載されているとおり、高校までの学業に加えて「自ら取り組んだ創造的な活動やその成果物」「デジタルコンテンツに多く触れることで得た知見」「部活動のような他者との関わりの中で得られた経験」「母国語以外の言語を積極的に活用しようとした経験」を評価の対象として入学選別を行っている。個々の受験生の能力や個性、換言すれば学力の三要素の「思考力・判断力・表現力」「主体性等」を見出したいという意図のもと、開学当初から2022年度に至るまで、面接を中心にした入学選抜（オースタム・トライアウト、総合型選抜、総合型選抜（特待生選考）、（外国人留学生）日本国内選抜、（外国人留学生）日本国外選抜）の募集定員を全体の7割弱と多めに設定している。

特に＜オースタム・トライアウト＞総合型選抜では、一次選抜として面接試験等を行った後、デジタルコンテンツに関する講義・グループワーク・プレゼンテーションを通じて本学での学生生活を疑似体験することを目的とする「秋期講習」を二次選抜として課している。さらに合格後から入学までの期間を利用し、冬期・春期課題や合格者交流会を実施するなど、大学入学後に向けた準備を早期に始めることで、入学前からの自己成長や友人作りの場を提供している。

2023年度入学選抜においては同方式での志願者数は170名で、他の選抜区分と比べても大きな数字となっており、本学を第一志望とする意欲の高い学生の獲得に寄与している（大学基礎データ表2）。

また、総合型選抜【特待生選考】では「作品型」「企画プレゼンテーション型」「英語コミュニケーション型」「e-sports特化型」の4つの型を設置し、特待生に選抜された場合は、種別によって授業料を全額4年間免除している。さらに、多様性の観点から、外国人留学生の獲得も強化している。中国、韓国、ベトナム人職員を雇用し、現地での募集活動並びに現地での入学試験を実施している。特に、ASEAN地域からの留学生の獲得を強化するため、「ASEAN留学生特別学費減免制度」（50%の授業料減免）を2017年度より設置している。

2023年度の外国人留学生の入学人数は66名だった。コロナ前の2020年度入学人数（92名）と比較すると減少傾向にあるが、本学では2021年度より総合型選抜の選考プロセス

（面接、基礎学力テスト）をすべてオンライン化し、海外現地に居住しながら受験することが可能となったため、コロナの影響を最小限に抑えることができている。2022年度には新たにフィンランドの留学生を迎え、これまでに43の国と地域から学生を受け入れている。

入試広報（学生募集）においては、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、来校によるオープンキャンパスや学校説明会が従前のように運営できない状況であった。そこで、2020年3月開催の「春のオープンキャンパス」以来、YouTube Liveをはじめとするオンラインツールの活用や、感染防止対策を十分に行ったうえで完全予約制による来校イベントなど、いわゆるハイブリッド形式でのイベント開催を続けている。これにより、持病のある高校生や遠方に住む受験生などにも適切な情報発信を行うことができた。なおライブ配信については、映像配信事業を専門とする卒業生と協働で、在学学生をカメラマンや音声スタッフとして登用しながらイベント企画・運営を行っている。

加えて、学生有志団体「キャンパスPRプロジェクト」を2018年に組成した。キャンパスPRプロジェクトとは、運営会社（デジタルハリウッド株式会社）のインターン生として採用した在学学生に、オープンキャンパスの企画・運営に主体的に参加してもらうことで、学生と教職員が一体となったオープンキャンパスづくりに力を入れている（資料5-18【ウェブ】）。

デジタルコンテンツ研究科では、積極的な広報や説明会、特別公開講座の実施、個別面談による自己実現と研究テーマのすり合わせを行っている。また、社会人の利便性に配慮した授業時間設定は、学生が入学を検討する際の本研究科との親和性や通学上の合理性を適切に確認できるだけでなく、本研究科の使命・目的に即した特色であるとともに、本大学院全体の教育研究の成果に直結している長所となっている。それらが長所として有効に機能していることを示すものとして、例えば、成果発表会の視聴数を挙げるができる。成果発表会は研究成果を社会に向けて発表する重要なイベントであるが、同時に入学を検討する者に向けて本研究科の特色を表現する、学生の受け入れ上最も重要なイベントとなっている。また、学発ベンチャー数が全国でも上位に入っていることは、本研究科の使命・目的への理解が入学者に浸透し、受け入れ時からの計画が適切であったことを示している。

2020（令和2）年度には、「DHU2025 構想」を公表した。独自のミッション、ヴィジョン、戦略等を掲げながら入学者募集を行っていることで、志願者にとって有意義な検討材料を提供することを実現しており、教職協働による先進的な取り組みとして新たな長所となっている。

（3）問題点

デジタルコミュニケーション学部においては、コロナ禍でやや落ち込んだ外国人留学生の再獲得に注力しつつ、持続可能な学生募集を行っている。

デジタルコンテンツ研究科においては、今後は、本学の固有の目的と親和性の高い入学者を増大させるべく、広報・募集活動を拡大し、入学定員 80 名に近づく状態を実現できるよう努める。

(4) 全体のまとめ

デジタルハリウッド大学では、学部・大学院ともに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、学生の受け入れ方針を定め、公式ウェブサイト、学生募集要項などの媒体を通じて広く公表し、求める学生像を明示し、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。

デジタルコミュニケーション学部において、オープンキャンパスを中心とする入試広報イベントの効果は上がっている。2017年度以来、学部入学者数は毎年300名を超え、実質倍率は2～3倍の間で推移しており、安定した募集活動を行っている。

さらなる認知度向上の手段として、2017年秋より継続している『みんなを生きるな。自分を生きよう。』という、進路に悩む高校生を後押しすることを趣旨としたタグラインを掲げ、タレントを起用したTVCM放映ならびに広告キャンペーンを展開し、受験検討者に本学で学ぶ意義を認識してもらえよう努めている（資料5-19【ウェブ】）。

デジタルコンテンツ研究科では、求める学生像を踏まえ、書類審査では、デジタルテクノロジー、クリエイティビティ、コンテンツ、サービス、ビジネス、またはそれに関連する分野において、実務経験を有しているか、あるいは、基盤となる教育（四年制大学卒など）を受けているかなどを確認している。また、受験検討時より、個別面談による自己実現と研究テーマのすり合わせを行なうことで、本学で学ぶ意義を認識してもらおうよう努めている。本研究科の学生募集状況は、入学定員 80 名のところを、2021 年度は志願者 149 名で入学者 78 名（定員充足率 97.5%）、2022 年度は志願者 154 名で入学者 69 名（定員充足率 86.25%）、2023 年度は志願者 150 名で入学者 76 名（定員充足率 95%）と、定員の 1.8 倍から 1.9 倍の志願者から入学者を選考しており、志願者の素養と目的をしっかりと確認した上で入学いただいている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に関わる責任所在の明確化等）の適切な明示

本学が求める教員像および教員組織の編制に関する方針については、「求める教員像および教員組織の編成方針」にて、各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等も含め、次のとおり定めており、本学の Web サイトにて公開している（資料 6-1）。

デジタルハリウッド大学

求める教員像および教員組織の編成方針

本学教員は、建学の精神、使命・目的、教育研究目的、スローガン、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを十分に理解すると共に、デジタルコミュニケーションを基盤とする社会の急速な変化に対応する教育研究を遂行する能力が求められる。

学部においては、教育研究の経験および産業界における実務の経験を有する者、専門職大学院においては、新規性のある事業や研究を牽引する現役の者であり、双方ともに、理論と実践を架橋した教育をし得る者であることが求められる。

教養科目においては、学生が創造的な活動を行ううえで、それがいかに関連するのかを分かりやすく説き、卒業後も続くであろう創造的活動において知の源泉となるべく教授することが求められる。

語学科目においては、基本的な語学力を向上させることはもちろんのこと、デジタルコミュニケーションの場において国籍等を超えてコミュニケーションすることが出来る語学力を養うべく教授することが求められる。

さらに学生に対しては、深い愛情を持ち、豊かな人間性をもって、真摯に教育に取り組むことが望まれる。

教員組織の編成については、本学は、文部科学省が定める大学設置基準等に則った専任教員数を配置するとともに、各学部・大学院の教育研究目的やディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを実現するのに十分な教員組織を整備する。

そのほか、年齢構成に配慮する。また客員教員や非常勤教員については、デジタルコ

コミュニケーションによる急速な技術や表現の変化に対応すべく、常に時代に即した人材を遅延なく配置されるよう整備することを方針とする。

教員に求める資格等については、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」においても、大学設置基準および専門職大学院設置基準に定められている資格に準じた上で、教授・准教授・講師等の資格を明確に定めている。学長や学部長、研究科長等が構成員である教員選考委員会にて、求める教員像および教員組織の編成方針及び教員任用規則に則り、教員組織の整備を行っている（資料 6-2、6-3、6-4）。

各学部・研究科の各教員の役割については、学部・研究科それぞれの教授会規則において、教授会および専門委員会の存在を明記している（資料 5-14、5-16）。

各教員の連携については、多種多様な専門家同士の連携を推奨しており、教員総会や教員研修の場で、自身の直近の活動に関する自己紹介と懇親の時間を設けることで、教員同士がお互いの特性を理解し、連携の可能性について検討する契機としている。近年では教員総会の場でグラフィックレコーディングを活用し、後日全教員のプロフィール画像を教員メーリングリストにて共有している（資料 6-5）。

教育研究に係る責任の所在については、前述のとおり、「デジタルハリウッド大学教授会規則」「デジタルハリウッド大学院教授会規則」において明確化している。「教授会」の下部組織に、「カリキュラム検討委員会」「入試委員会」「教員選考委員会」、学部においては加えて「学務委員会」「留学委員会」を設置し、各委員会規程に基づき、審議事項・決議事項を定め、「教授会」で報告又は決議を行っている。各種専門委員会には、各領域・分野に通じた専任教員が参画している。なお、職員も構成員や陪席者として各種委員会に参画している（資料 6-6、6-7、5-13、5-15、6-3、6-4、6-8、6-9）。研究に係る責任の所在としては、デジタルコンテンツを総合的に研究するため、本学における学術研究を担う個々の研究室を統括し、そこから得られる知見を整理・集約するためのセンターとしての機能を担うとともに、その成果を学内外に還元することで、本学の使命・目的、教育研究目的の達成に資することを目的として、メディアサイエンス研究所を設置している（資料 6-10、6-11【ウェブ】）。

なお、これらの各規則は、学内のファイルストレージに格納されており、教員およびスタッフはいつでも参照することができる。

以上のように、本学の求める教員像が設定されており、教育研究に係る役割や責任が各所に明確に定められ、委員会等間による連携や、教員個々の連携も推奨されていることから、建学の精神、使命・目的、ディプロマ・ポリシー等に即して諸活動を行うのは妥当であると判断できる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授または助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制

評価の視点 4：グローバル化に対応した教学の充実を支える教員組織の整備・充実

大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数と、各課程における適切な教員組織編制については、学部・研究科ともに、その教育研究目的に沿い、また先に述べた「求める教員像および教員組織の編成方針」に則って整備しており、大学設置基準および大学院設置基準に定められた専任教員数を満たしている（基礎データ表 1）。さらに、教育課程の中で主となる授業科目を担当する教員については、デジタルコミュニケーション学部は 1 つの分野に偏ることがないように、デジタルコンテンツ研究科は実務家教員だけでなく理論を教授する研究者教員も配置するというバランスにて編制することとしている。

表 6-1 デジタルコミュニケーション学部 領域別教員数

				専門										
	学長	教養	外国語	3DCG・ VFX	映画・映 像	アニメ	グラ フィック デザイン	Web	ゲーム・ プログラ ミング	広告・ PR・起業	VR/AR・メ ディア アート	セルフ ディベ ロップメ ント	計	
教授	1	4	1	1	0	2	1	2	1	2	1	0	16	40.0%
准教授	0	2	3	1	1	0	1	2	2	0	2	0	14	35.0%
講師	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5.0%
助教	0	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	8	20.0%
計	1	11	6	2	3	2	2	4	3	2	3	1	40	100.0%
	2.5%	27.5%	15.0%	5.0%	7.5%	5.0%	5.0%	10.0%	7.5%	5.0%	7.5%	2.5%	100.0%	

表 6-2 デジタルコンテンツ研究科 領域別教員数

職位	実務家教員	研究者教員	計
教授	12	4	16
准教授	3	0	3
講師	0	0	0
助教	1	0	1
	16	4	20

また、学部と研究科ともに、特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮し、以下の表 6-3 のように、バランスのとれた年齢構成になっている。

表 6-3 専任教員の年齢構成

※2023 年 5 月現在

デジタルコミュニケーション学部			デジタルコンテンツ研究科		
年代	人数	率	年代	人数	率
30 代前半	0	0%	30 代前半	0	0%
30 代後半	3	8%	30 代後半	2	10%
40 代前半	4	10%	40 代前半	1	5%
40 代後半	9	23%	40 代後半	1	5%
50 代前半	10	25%	50 代前半	4	20%
50 代後半	4	10%	50 代後半	7	30%
60 代	10	25%	60 代	5	25%

なお、2015 年度より「デジタルハリウッド大学教員任用規則」にて、本学の専任教員の定年を満 65 歳と定め、2016 年度より施行している。その年齢以上であった専任教員については、規則改定の経過措置として、2017 年度末をもって専任を退任し、客員に異動した。また、2020 年度には、客員教員の定年も 65 歳と定め、2021 年度より施行した。

学部・研究科のいずれも「教員選考委員会」により、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備している。「教員選考委員会」では、科目の内容や特性と、当該教員が持つ教員研究および実務の実績から総合的に判断している。また、構成員として学長や学部長、研究科長が選考・審査に加わることにより、本学教員として相応しい人材であるか否かを判断することができており、適切に運用できている。さらに、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」で本学における担当教員の資格を明確にしている（資料 6-2）。

定年制の導入により、教員の年齢構成については、経年的に還流する仕組みが構築された。今後はそれを運用してゆく上で、分野毎の専任教員数および各分野内の専任教員の職位バランスを考慮し整備してゆくことで、より安定した教員編成を構築する。あわせて助教を増員するなど、若手を登用し、本学における教育研究を担う者として長期的な育成を行ってゆく。

デジタルコミュニケーション学部では、専任教員が経年的に還流する仕組みの整備と並行して、新規に採用する教員については、「教員選考委員会」にて、特に現段階で比率の低い 30 代の人材についても積極的に採用の検討を行ってゆく。特に専門分野においては、産業界の最先端を担う若手の実務経験を有する教員を迎え入れることが、本学の教育効果を高める上でも非常に有効であるため、客員または非常勤としての採用の場合でも、将来的に本学の専任教員になりうる可能性も視野に入れながら採用活動を行ってゆく。

学士課程における教養教育の運営体制については、2015 年より大幅なカリキュラム改定を行った中で、これまで以上に教養教育に焦点をあてた科目構成を支えるに足る外部から

の研究者教員を多数迎え、学生の修学およびキャリア形成において知の源泉としての素養を養えるようなバラエティに富む教員編成に注力している（資料 6-12）。

また、グローバル化に対応した教学の充実を支える教員組織の整備・充実についても、同年のカリキュラム改定以降、日本人学生の必修科目として英語科目を大幅に増設し、これに伴い、幅広い語学レベルにおいて学生の修学を支えられるよう、ネイティブの教員を新規に採用・増員した。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続きの設定と規程の整備
評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続きの設定と規程の整備>

教員の募集・採用・昇格は、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」において、教員募集・採用・昇格の手続きを明確化しており、同規則に則って、適切性・透明性を担保しながら、教員人事を行っている（資料 6-2）。学部・研究科いずれも、科目の増設や欠員があった場合には、公募や教員による推薦により「教員選考委員会」を招集する。「教員選考委員会」は、学長、学部長、大学事務局長、設置会社社長等で構成し、ここで審査・選考された結果を教授会に報告している。昇任に関しては、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」に則り、審査・選考を行っている（資料 6-2）。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

規定に沿った教員の募集、採用については、前述のとおり、「教員選考委員会」により審査・専攻を行い、「学部教授会」「大学院教授会」にて報告している。昇任については、「デジタルハリウッド大学教員任用規則」に則り、学長が学部長又は研究科長と、各教員から提出された教育研究実績書等を確認し、昇任希望者を「教員選考委員会」に上程し、決定している。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

本学では、全学的なファカルティ・ディベロップメント活動として、学部・研究科双方の教員を、専任・客員・非常勤すべてを対象とした「教員研修」を年に数回実施している。「教員研修」では、教育手法の向上のための取り組みだけでなく、教員の資質向上を目的とした講演等も実施している。2021年にはより全学的なFD活動を行うため、デジタルハリウッド大学高等教育研究開発センターを設立した。具体的には、教員研修において、「学生の思考を促す教授法」「オンライン授業における有効な教育手法について」「シラバスの書き方ワークショップ」「AIをフル活用した授業資料の生成術」など、教育活動に直接的に関係するテーマにて実施した（資料6-13【ウェブ】）。

そのほか、教員の資質向上の活動として、学部・研究科ともに、毎回の授業終了後に「フィードバックシート」を提出することが義務付けられており、教員はフィードバックシートを通して、学生の理解度や教育手法の有効性等を確認し、改善すべき点があれば翌週の授業に反映させ、授業の質の維持に努めている（資料4-37）。また、研究紀要の発行や研究紀要論文発表会を実施し、教育研究活動や成果を発表する機会を設け、教職員から寄稿を募っている（資料6-14【ウェブ】）。

COVID-19の影響下においては、全教員が大学のzoomアカウントを利用できるようルールを整備し、オンラインでの授業実施に関する教員研修を複数回行った。2020年度初頭は、主に1年次の必修授業など、先だってオンライン授業を実施した教員からノウハウの共有が行われた（資料6-16【ウェブ】、6-17【ウェブ】、6-18【ウェブ】、2-16【ウェブ】）。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

デジタルコミュニケーション学部では、2017年度より、教育活動、事業推進への貢献、本学外での実務活動等において顕著な成果を上げた教員について、学長が選考および表彰を行う「デジタルハリウッド大学教員表彰ガイドライン」を継続運用している（資料6-15）。

デジタルコンテンツ研究科においては、2017（平成28）年度に受審した認証評価における、教育研究業績に基づいた教員の研究活動の適切な評価の仕組みについて検討課題が挙げられたことを受け、教育研究業績に基づく専任教員活動報告表（定量的基準と定性的基準を示した評価表）を策定し、専任教員の研究活動の評価を行うよう制度を整備したが、2022年度より情報の蓄積先を科学技術振興機構が運営するresearchmapに変更した。researchmapは、例えば作品やイベント参加など実務家教員に関する項目が可能であり、一般公開もされていることから教員同士がお互いの実績を閲覧することも可能である。Researchmapに集約された教育研究活動等をもとにした評価にあたっては、教員選考委員会にて各教員の表彰や昇任について検討を行う。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性の定期的な点検・評価については、各学部・研究科が行った自己点検・評価報告書を自己点検委員会が確認し、必要に応じて審議のうえ、経営会議に共有することで、その後経営会議が全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善案を各学部・研究科・事務組織等に指示を行う。自己点検委員会はこのような教育の質保証のPDCA サイクルを循環させる役割を持っている。2023 年度の自己点検委員会では、令和 3 年度に受審した専門職大学院認証評価にて、教員組織の多様性の確保について検討課題とされた点について、新任教員の手配状況や教員の評価の手続きについて確認がなされた。これらの点についても年 3 回の自己点検委員会にて定期的に進捗を確認してゆく。

(2) 長所・特色

本学では、学部、研究科ともに、複数の領域を横断する教育課程であることから、所属している教員の各々が、様々な教育研究実績や実務経験を持ち合わせており、専門性および多様性に富んだ教員組織となっている。例えば教員総会では、教員同士が自身の教育研究活動や実務実績をプレゼンテーションする時間が設けられ、普段とは異なる角度の気づきを得ることで、教員の資質の向上や教員同士の連携に繋がっている（資料 6-5）。また、実務では接触することがない企業同士が、本学では同じ「教員」という立場において、産業界の垣根を越えて次世代の人材の育成に従事するという構図は、非常に特徴的であり、本学の理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が期待できるものである。

また、本学の研究紀要に収録した論文等から抜粋したものを発表する「研究紀要論文発表会」は、FD の一環として、あえて優れた研究結果等について論じるのではなく、失敗や試行錯誤を繰り返している未熟なフェーズの研究等の共有の会としている。2023 年度の「研究紀要論文発表会」においては、発表内容が領域もテーマもそれぞれ全く違うものであったが、「情緒」「雰囲気」「空気」「経験」「ナラティブ」「実存主義的」「善」など、それぞれの発表が量子的に共鳴した会となった。今後も若手研究者も含めた紀要への投稿を募るとともに当発表会を継続することにより、本学における研究活動をより特徴的なものとするのが期待できる（資料 6-14【ウェブ】）。

(3) 問題点

デジタルコミュニケーション領域における質保証に関する活動および発信を目的とし、2021 年 3 月に高等教育研究開発センターを設立したが、学内の質保証という観点から結果的にファカルティ・ディベロップメント活動も同センターが担っている。本学には別途ファカルティ・ディベロップメント委員会が存在するが、現在は高等教育研究開発センターに FD 活動を委ねている形となっていることから、2024 年度中に同センターと FD 委員会の関係の

整理を行う。

(4) 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めており、教育研究に係る役割や責任が各所に明確に定められ、委員会等間による連携や、教員個々の連携も推奨されていることから、建学の精神、使命・目的、ディプロマ・ポリシー等に即して諸活動を行うのは妥当であると判断できる。また、教員の募集・採用・昇格は法令規定及び関連諸規程に基づいて適切に行われている。さらに、教員の資質の向上を図るための方策として、教員研修やフィードバックシート、研究紀要及び研究論文等発表会の場を設けるなど具体的に実施している。教員組織については、自己点検委員会や教員選考委員会にて定期的な点検を行っている。これらの点から、本学は、基準6「教員・教員組織」を充足していると判断できる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示と共有

＜大学の理念・目的等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の明示と共有＞

学生が本学の学びを通じてディプロマ・ポリシーに定められた能力等を身に付け、社会に貢献し得る自立した人材へと成長を遂げるためには、安全で安定した学修環境や生活環境の中でトライアンドエラーを経験しながら学びを積み重ねる状況を作り出すことが肝心である。この考えに基づき、入学から卒業にいたるまで、「学修支援」「生活支援」「キャリア支援」の3つを軸に、「学生支援の方針」を定め、本学の Web サイトにて公開している。（資料 7-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

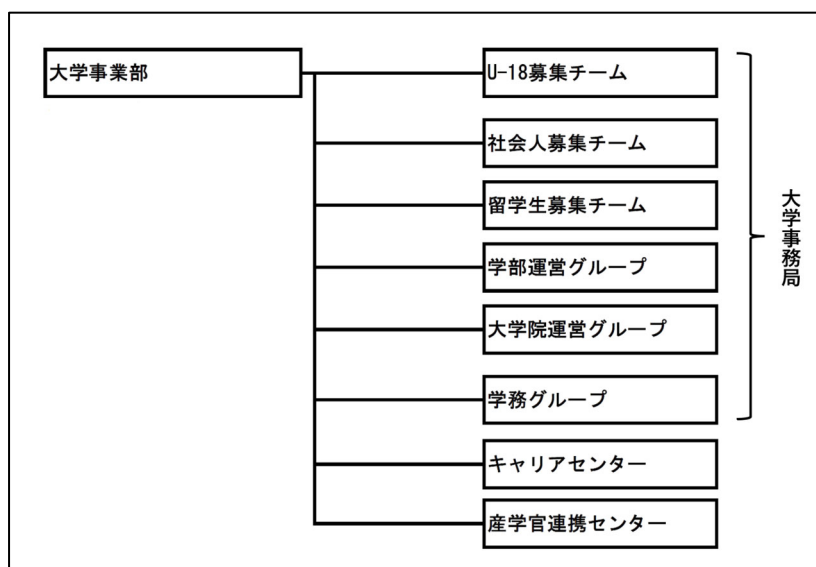
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

＜学生支援体制の適切な整備＞

本学における学生支援体制は、大学事務局を中心に、委員会等の教員組織と連動しながら、学生が充実した学生生活を送れるように様々な支援を行っている。具体的に学生支援を行う部署としては、「学部運営グループ」「大学院運営グループ」「学務グループ」「キャリアセンター」がある（図7-1）。

図7-1 設置会社大学事業部組織図



「学部運営グループ」や「大学院運営グループ」は、授業及び学事の運営や、留学生及び障がいのある学生等の対応、出席不振・成績不振・休学者・退学者などの状況把握および対応、課外活動の支援など、学生に直面してサポートする業務全般を担っている。「学務グループ」は、学費や奨学金など学生の経済に関する支援や、教務システムの導入及び管理や教学 IR などバックオフィスの業務を行っている。「キャリアセンター」は、就職支援や進路支援業務を行う専門の部署である。

＜学生の修学に関する適切な支援の実施＞

学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、学部・院ともに、クリエイティブツールの知識や技術の修得について、オンラインによる動画教材を活用し実施している（資

料 4-38)。動画教材を用いる利点は、学生が自分のペースで自主的に学べる点である。ペースの速い学生は、授業よりも先の内容を予習することができ、復習が必要な学生や日本語が不得手な留学生は、繰り返し視聴することで学びの定着につなげることができる。

デジタルコミュニケーション学部では 2023 年度より、Web、3DCG、映像、グラフィック分野の動画教材を、従来は履修者のみが閲覧できたところを、全学生が全分野を履修の有無に関わらず自由に視聴できるように整備した。学生は履修登録においては、Web、3DCG、映像、グラフィックなど複数の専門領域から主となるものを選択し学んでゆくが、今回の整備により、学修に余裕のある学生は、履修登録外の専門領域にも広げて自由に学ぶことができるようになった。また、新入生には入学前から動画教材の視聴を可能としたことから、デジタルツールの修得度の足並みが揃い、円滑に初年次の授業をスタートできるようになった。

デジタルコンテンツ研究科においては、2019 年度に配置した動画教材を用いて行うアダプティブラーニング手法の専門科目「デジタル表現基礎（アダプティブラーニング）」がある（資料 4-40 32 頁【ウェブ】）。この科目は、デジタルコンテンツ制作の基礎を初めて習得する学生のための授業であり、教員は技術的な指導は行わず、学生の動画教材を利用した学習の伴走役に徹することで、学生の主体的な学びを引き出すものである（資料 7-2【ウェブ】）。当授業はディプロマ・ポリシーで示されている「SEAD」を学生が修得するうえで、その基盤となる知識や技術についての補充教育となっている。なお、当科目は、学習者に能動的な動画教材を利用した学習を促す授業手法を探り、学習継続率や修了率を改善する研究も兼ねて実施している。研究結果は担当教員により「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」にて研究ノートとして寄稿されている（資料 4-41【ウェブ】）。

また、レポート作成や論文執筆に関する補充教育も行っており、デジタルコミュニケーション学部は選択科目「レポートライティングⅠ・Ⅱ」を、デジタルコンテンツ研究科は選択科目「アカデミックライティング」を設置している。前者は自分の考えや意見などを正確に伝える文章を書くこと及び事実や根拠などを明らかにした論理的な文章を書くことを目標として実施している。後者は研究論文の作成や学会で発表を行うための方法論を理解し、関連技術を修得し、自律的に論文執筆が進めることができるようになることを目標として実施している（資料 7-3【ウェブ】、7-4【ウェブ】、1-13 15 頁【ウェブ】）。

正課外教育については、以下の取り組みがある。

・産業界と触れ合う課外授業

放課後を利用した正課外授業として、「特別授業」や「企業ゼミ」が挙げられる。「特別授業」では、ゲスト講師としてデジタルコミュニケーションに関連する実務家を招聘し、本学の教育・研究に関連した最先端の情報を発信している。学生が憧れている領域の第一線で活躍している実務家から指導を受けることで、産業界に関する知識及びノウハウの獲得や学修意欲の喚起に繋がる（資料 7-5【ウェブ】）。「企業ゼミ」は、企業が全 2～6 回の授業を行

う通称「学内インターンシップ」と呼ばれる就業体験プログラムである。例えば継続的な利益を上げるゲーム企画と運用方法、スマホアプリのための UI/UX デザイン、SNS を活用した Web マーケティング、価値を上げるブランドデザインなど、インプットだけでなく企業が抱える課題を解決するためのアウトプットに至るまで、企業との触れ合いの中で実践的な力を身につけることができる（資料 7-6【ウェブ】）。COVID-19 の影響下においては、オンラインで実施した。

・学びを実践する機会の創出

正課外にて学びを実践する機会として、デジタルコミュニケーション学部は「プロジェクト科目」や「学園祭」等、デジタルコンテンツ研究科の「ラボプロジェクト」等がある。「プロジェクト科目」は、本学の理念や教育内容に賛同いただく官公庁や企業、団体などから様々な課題を提供いただき、メンター役の教員のもと、正課外で取り組むプロジェクトである（資料 4-25【ウェブ】）。「学園祭」については、学部のビジネス系科目「イベントプランニング」にて学園祭を想定してイベントの企画から運営まで一連の流れを指導している。当科目履修者が必ずしも学園祭実行委員を担うものではないが、学事にて学びを実践する機会として推奨している（資料 7-7）。デジタルコンテンツ研究科の「ラボプロジェクト」科目は、専門科目で得た知見を共通言語として使い、担当教員が専門とする領域のもとで設定されたテーマやプロジェクトに、ゼミ形式で実践的に取り組み、実行力、融合力、マネジメント力を身につけるものである。授業は正課内で行うが、付随した活動は上記主旨のもと正課外で行われることもある（資料 4-33【ウェブ】）。

・学びの成果を公表し表彰する機会の創出

本学では、正課を終えた先に重要な学事を設定している。1 年間のデジタルハリウッド全体の卒業制作および修了課題から最も優れたものを表彰するアワード「デジタルフロンティア・グランプリ」や、全学部生の卒業制作を展示する「卒業制作展」、選抜された大学院生の修了課題の成果を発表する「DHGS the DAY」などである。これらはインターネットを用いて広く社会に発信している（資料 1-21【ウェブ】、1-22【ウェブ】、4-54【ウェブ】、1-19【ウェブ】、1-20【ウェブ】）。いずれの学事も学生を華々しく表彰することで、下級生の「自分もあの舞台に立ちたい」という学修意欲を喚起する機能併せ持っている。また、デジタルコミュニケーション学部では、2020 年度より、卒業制作に向かう手前の段階として、2～3 年次生を対象に、インターネット上での大学公式の授業課題の展示会「初展」を開始した（資料 7-8【ウェブ】）。「初展」では、4 年間という修業年限の中間の段階で自身の作品が公になることで、自身の成長の度合いを確認し、今後の制作活動や学修計画を考え、その後の学修に繋げる契機とすることを目的としている。COVID-19 の影響下においては、来場者数や来場時間帯の調整を行うとともに、オンラインでも配信することで学生の成果を公表し表彰する機会を継続した。

・社会経験・就業体験

本学では、社会経験・就業体験に関する正課外活動として、「留学」「インターンシップ」「キャンパス PR プロジェクト」「メディアライブラリー学生図書館長制度」などを実施している。留学については、約3ヵ月から約1年間にわたって留学する「派遣留学」と「認定留学」制度があり、どちらも2年次後期から開始している（資料7-9【ウェブ】）。インターンシップについては、映画、ゲーム、アニメ、Web など、コンテンツ業界の各企業と本学の間で協定書を締結し、希望する学生がインターンシップを行っている（資料7-10【ウェブ】）。「キャンパス PR プロジェクト」は、学内インターンとして、学生がオープンキャンパスをはじめとする本学の広報活動の企画・運営に携わることを通じて、本学への理解を深めるとともに、社会人スキルを身につけ、学外インターンや就職活動へつなげることを目的として実施している（資料7-11【ウェブ】）。そのほか学生に予算と権限を与えてライブラリを運営させる「メディアライブラリー学生図書館長制度」などがある（資料3-4【ウェブ】）。COVID-19の影響下においては、「留学」「インターンシップ」「メディアライブラリー学生図書館長制度」においては、進捗が停滞せざるを得なかったが、「キャンパス PR プロジェクト」については、オープンキャンパスが全面オンライン実施であったことから、継続して学生への機会提供を行うことができた（資料5-16【ウェブ】）。

・新入生研修

本学では、学部・研究科のいずれも、入学直後のガイダンス期間に、本学における学びについて理解を深め学習意欲を喚起する数日間の新入生研修を実施している。デジタルコミュニケーション学部の「First Field」では、ディプロマ・ポリシーにある「デジタルコミュニケーション分野における創造的な活動を通して、世の中に良い影響を与える」ことを体験することを目的として実施している。具体的には、フィールドワーク等により地域等の課題を抽出し、5～6人のグループでのコラボレーションを通じて、クリエイティブの力を活かした課題解決・価値提案を行うというものである。学生にとっては本学での最初の友人を作る機会にもなっている（資料4-22【ウェブ】、4-23【ウェブ】）。デジタルコンテンツ研究科の「Future Gate Camp」では、最終的なアウトプットである「修了課題制作」についてのテーマ探求を開始する。ここでの探求をもとに、1年次科目「修了課題構想」「修了課題計画」にて研究テーマに関する段階的な助言や指導を受け、2年次に専任教員の指導方針と研究テーマ案のすり合わせを行う「修了課題指導教員マッチング」や、指導教員の専門領域以外からも指導・助言を得る「研究テーマ相談会」を行い、研究設計を精査していく。この流れにおいて、その頭出しとなる当研修は非常に重要な学事である（資料4-23【ウェブ】、4-35【ウェブ】）。

COVID-19の影響下においては、学部・研究科のいずれもオンラインにて実施した。学部においてはスタッフが「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」に報告記事とし

て寄稿している（資料 4-16【ウェブ】、4-17【ウェブ】、4-18【ウェブ】、4-19【ウェブ】、4-20【ウェブ】、4-21【ウェブ】）。

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援については、学部・研究科ともに利用している学内ポータルサイト「デジキャン」に搭載されている、各履修科目の担当教員へ直接質問ができる「授業 Q&A」の機能を利用している（資料 7-12【ウェブ】）。そのほか全学で導入しているチャットツールの Slack が、学生同士で教え合う共助の場にもなっている（資料 4-36）。

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）については、例えば投影資料は URL を学生に共有することとしオンライン会議ツールでは直接投影しない、本人確認後は画面オフを許容する、ディスカッションではチャットツールでテキストでの参加も許容するなど、通信環境が良好でない学生への配慮を行っている。

留学生等の多様な学生に対する修学支援については、主に日本語関連のサポートがある。デジタルコミュニケーション学部では、留学生対象の日本語の必修科目以外にも、就職に役立つスキルを習得する選択科目「ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ」（旧科目名「日本語Ⅶ・Ⅷ」）を設けている。全 16 回の授業の中で、自己 PR や志望動機の作成、日本語でのディスカッションを行い、留学生が日本で就職活動を行うにあたり必要な日本語能力を養うことを目的としている（資料 7-13【ウェブ】）。デジタルコンテンツ研究科においては、COVID-19 下の対応として、自宅待機を余儀なくされた留学生に交流と語学力向上を目的に職員・日本人学生・留学生を交え日本語勉強会を定期実施し学生同士のコミュニティの場を支援した。

障がいのある学生に対する修学支援については、「障のある学生の受け入れ方針」を定め、学生個々の学生の状態・特性等に応じて、多角的な支援体制から他の学生と同等の修学機会を確保し、適切な合理的配慮を提供することを目標としている（資料 7-14【ウェブ】）。出願においては、障がいの有無による出願資格の制限は設けておらず、入学試験においても当該志願者の受験に影響が無いように配慮することとしている。また、入学前に保護者を交えて、必要な支援などをヒアリングするための相談体制を整備している。本学の駿河台キャンパスはバリアフリー化、障がい者用トイレの設置がされており、障がい者のための配慮がなされている。事例としては、車椅子の学生に対し、多目的トイレへの折りたたみベッドの設置や伸縮可能な専用の机などの設置を行うほか、発達障害を抱える学生に対し、担当教員と事務局スタッフとで連携して支援している。

成績不振の学生や留年者及び休学者の状況把握と指導については、学部運営グループ、大

学院運営グループのスタッフが成績や出席の状況を鑑み、学修がスムーズに進んでいないと思われる学生に対し、メール・電話等での連絡を取り、状況のヒアリングや面談等を行っている。その内容は必要に応じて教員へ共有を行い、教職員で連携して成績不振の学生へ支援を行っている。デジタルコミュニケーション学部においては、3年次から4年次へ進級する時のみ進級判定を行っており、その際の進級率も指標の一つとしている。上記のような学生の個別サポート以外の要因ももちろん含まれるが、2021年度までは70%以下であった進級率が、2022年度末には73.1%、2023年度末には80.7%に上昇した（資料7-15 5頁）。デジタルコンテンツ研究科においては、留年者が生じている理由は、社会人学生の業務多忙が多くを占めている。解消するための対応策として、前者の社会人学生の業務多忙については、更なる計画性を指導する必要があるが、企業等に勤務しながらの通学であるため、現状の平均在籍年数は概ね想定内であると認識している。後者については、復学がスムーズに行えるよう、休学中も在学生向け情報の配信を継続し個別最適化となるように履修や修了課題指導教員の相談を職員が行っている。なお、1年次の8月～9月に事務局が全員と個別面談を実施しており、出席率の低下が表れている学生に対しては、その理由をヒアリングし、早期解決できるようアドバイスを行っている。

退学希望者の状況把握と対応については、学生が病気その他やむを得ない理由により、退学希望者が発生した場合、大学事務局または大学院事務局へ願い出の上、教授会の議を経て許可を得ている。まず事務局職員が退学希望者と面談を行い、退学理由の根源となった問題が解決できる見込みがある場合は、事務局と学部長および専攻長と相談のうえ、対応している。また、デジタルコミュニケーション学部においては、従前より退学する主な理由の一つに、履修登録が抽選などによりスムーズに進まないケースが散見されていた。これを解決するために、配置するクラス数や定員の調整や時間割編成の見直しなどにより、本申請（1次申請）の通過率が近年上昇している。集計を開始した2018年度は77.6%であったのに対し、2023年度は87%まで上昇した（資料7-16 2頁）。当対応以外の要素も合わせた結果ではあるが、2018年度以降は退学者の減少が続いていることから、一定の成果が上がっていると判断できる（資料7-15 7頁）。

奨学金その他の経済的支援の整備については、金銭的・経済的理由により修学困難とされる学生に対して、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金の他に、本学独自のものとして、特待生制度や特別奨学生制度、私費外国人留学生減免制度、派遣留学奨学金、学部から研究科への進学に適用する特別進学生制度などの学費の支援がある。また、学修成果への支援として、デジタルコミュニケーション学部においては、「卒業制作支援プロジェクト」にて審査のうえ卒業制作課題の費用を一部支援し、デジタルコンテンツ研究科においては、成果発表会「DHGS the DAY」にてMVP獲得者に支給される最大100万円の事業化支援金を支援している（資料7-17、資料7-18【ウェブ】）。後者については更に起業する場合は、設置

会社が2016年に設立した、卒業生によるスタートアップを対象に出資などを行うインキュベーター機関「D ROCKETS」が、学発ベンチャーのためのビジネスマッチング活動や社外有識者によるメンタリングや資金援助なども積極的に行っている（資料 7-19【ウェブ】）。アイデア実現支援プロジェクトから生まれた学発ベンチャーに対して経営指導、取引先開拓、商品開発への助言など、多くの面での支援を行い出資も行われた。そのほかデジタルコミュニケーション学部においては、2023年度より Adobe 社の Photoshop や Illustrator などのクリエイティブ系ソフトウェアや、Microsoft 社の Office を学生が4年間無料で利用することができるよう整備を行った。

＜学生の生活に関する適切な支援の実施＞

学生の相談に応じる体制の整備については、就職、障がいを持った学生支援、キャンパスハラスメントを除き、修学についてや、休学・退学の相談、留学、留学生からの相談など、大学事務局の窓口を一本化し、職員が受付時間内に学生の相談に随時対応できるように努めている。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備については、規則を制定し、その方針及び体制を明確に定めている。ハラスメント専用の連絡窓口（メールアドレス）を設け、発生した問題に応じて対策チームを設置する体制が整えられている。学生には、入学時のガイダンスや学生ガイド等で周知し、教員へは毎年契約更新の際に「キャンパス・ハラスメント防止に関する規則」等を遵守することを義務付けており、その内容の周知及び未然の防止に努めている（資料 7-20）。

学生の心身の健康、保健衛生については、駿河台キャンパスに保健室を設置し、学生の心身の健康保持に努めているとともに、キャンパス付近の医院と顧問契約を行っており、アドバイスを求めることができる体制をとっている。一年に一度、学部生は全員、大学院生は希望者を対象に健康診断を実施している。また、デジタルコミュニケーション学部では、週1回、精神保健福祉士が在室し、メンタルヘルスケア相談室と称した予約制による対面カウンセリングを実施している。COVID-19の影響が発生して以降は、Zoom やボイスチャットによるオンラインにて実施している（資料 1-7 26-17 頁）。

学生の安全への配慮については、新入生に対しては入学時に避難訓練を、職員に対しては防災訓練を実施している。万が一事件や事故や緊急を要する対応が必要になった場合は、設置会社が定める「緊急連絡エスカレーションフロー」に基づき意思決定を行い対応している（資料 7-21）。また、全学生に対して、学生教育研究災害傷害保険への加入を義務付けており、大学生活時におきた事故等に対して保険を適用する制度を設けている。また、海外の協定校に留学をする学生には留学期間中に本学が指定する海外旅行傷害保険の加入も義務付けている。そのほか、本学学内で、緊急の心配停止に起こった際に対応できるよう AED（自

動体外式助細動器)を設置している。本学の学生・教員・学生が利用する PC、本学が所有する PC すべてに対しては、アカウント管理、データ持ち出し対策及び監視体制を確立している。万が一、学生が情報危機管理に関する伝染性ソフトウェアの持ち込みや違法コピー、他者の著作物の違法利用などの行為を行った場合は、「学生懲罰に関する規則」に則り、罰することとしている(資料 7-22、7-23)。新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、エイズ、風疹、麻疹などの感染症に対する注意に関しては、文部科学省や保健所から情報を収集し、学内グループウェアなどに掲載し、注意を呼びかけている。また、学生、教員、職員に対して、本学滞在中は、ストラップ付の身分証を首から提げることが義務付け、不審者がいた場合は、事務局へ連絡するよう周知している。

人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)については、チャットツールの Slack を全学導入し、オンラインによるグループワークの場所として利用するほか、課外活動や、「映画鑑賞」「開発-3dcg-プログラミング」などの興味・関心について、教員・学生間や学生同士が自由にコミュニケーションを取ることができる場として利用している(資料 4-36)。また、学事やイベント等の実施による学生の交流機会を設けている。デジタルコミュニケーション学部においては、新入生歓迎会や学園祭、ハロウィンパーティなど、学生主催の学事やイベントの実施を支援している(資料 7-24【ウェブ】、7-25【ウェブ】、7-26【ウェブ】)。デジタルコンテンツ研究科においては、新入生研修「Future Gate Camp」に修了生がメンターとして複数名参加するほか、研究紀要論文発表会など学生が集まる学事の後に、懇親会を設けている(資料 4-34、4-35)。また、COVID-19 下の対応として、自宅待機を余儀なくされた留学生に交流と語学力向上を目的に職員・日本人学生・留学生を交え日本語勉強会を定期実施し学生同士のコミュニティの場を支援した。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備については、駿河台キャンパスの学生ラウンジの側にキャリアセンターのスペースを設け、企業・求人情報を掲示するほか、個別面談ブースを2箇所設置している。また学生が気軽に訪問できるようソファなどの休憩スペースを設置し、卒業生から提供された就職活動で用いたポートフォリオを自由に閲覧できるようにしている。キャリアセンターの業務としては、求人申込票発送、受付、公開、就職活動の支援資料の作成、個別相談、企業訪問などを行い、全体の就職ガイダンス、企業説明会の開催など学生の就職支援を行っている。これらに加えてキャリアセンターは、就職活動序盤の学生に対して就職活動の手順や心得を教示する「進路ガイダンス」をはじめ、学内に採用担当者を招いて実施する「学内企業説明会」、また4年生の卒業制作展の期間内に採用担当者を招いて就職先未定者とのマッチングを図る「スカウトミーティング」など数々の学内イベントを主催、運営し、在学中の学生と企業の接点を拡大している。またいつでも就職相談ができるようキャリアセンター専用スペースには専

門カウンセラーのオフィスアワーを設定し、実践的な就職活動相談から、ポートフォリオ制作の指導まで、個人の不安や悩みに応じた個別相談を実施している（資料 7-27【ウェブ】）。2020 年度および 2021 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、個別相談や企業説明会やスカウトミーティングはオンラインにて継続実施した。また、就職ではなく進学を希望する学生に対しては、特に内部進学支援を積極的に実施しており、学部時代の取り組みの評価により学費を減免する特別進学生制度を設けている。進学にあたっては希望研究内容と内部進学が合致しているかどうかなどについて、説明会や個別相談を実施している。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施については、デジタルコミュニケーション学部においては、専門科目が学生の希望する進路と結びついていることから、履修登録時に学部運営グループのスタッフが希望する学生と個別に相談する履修相談会を実施している。特に 3 年次の後期から開始する「ゼミ I」も同様に、学生の希望進路と強く結びついていることから、ゼミの履修登録にあたっては学生の学びの方向性に沿ったミスマッチのないゼミ選択に重きを置いている。シラバス以外に各ゼミの情報を掲載した専用の Web サイトを開設し、教員の顔写真やプロフィール、ゼミとして望む人材像、ゼミのテーマ、卒業制作課題の形式、当該ゼミに属した学生の進路イメージ、履修条件などを一覧化するほか、当該ゼミに属した先輩の卒業制作課題作品の映像や、卒業制作課題についてのインタビュー映像などをリンクさせている（資料 4-42【ウェブ】、4-43【ウェブ】）。そのほか「オープンゼミ」と称するゼミの見学会を設け、学生が卒業制作課題へのイメージをより明確に持ったうえでゼミの選択をできるよう取り計らっている（資料 4-44【ウェブ】）。インターンシップや、学内で企業による講義を受講できる「企業ゼミ」といった取り組みはキャリアセンター主導により低学年も対象に実施しており、就労観の醸成や目指す職種イメージの具体化という機能を担っている（資料 4-26【ウェブ】）。また、2022 年度より、2 年生以上の就職希望者を対象に、自己分析・企業研究・履歴書・面接対策など一連の就職活動の準備を行う選択科 26「キャリア・ディベロップメント・プログラム」が設置され、キャリアセンターのスタッフが講師として着任し、学生の進路指導の強化を図っている。

＜学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施＞

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援として、「課題活動支援プロジェクト」が挙げられる。当は、本学の学修に関連する学内外での活動のうち、その取り組みが本学の学生としてより望ましいものであり、当該案件に要する費用が学生個人で負担をするには困難なものであると認められるものに対して、費用を支援する制度である。学生同士のグループ展などに活用されることが多い。本制度は COVID-19 の影響下において学生の自主的な活動を促進する目的で 2021 年度に創設された（資料 7-28、資料 7-29 2-2②【ウェブ】）。

＜その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施＞

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施については、以下の内容が挙げられる。

・CG制作ルームの設置とオールナイトフリータイムの増設

高額な専門ソフトウェアを無償提供したCG制作に特化した自習室を設置し、長時間制作時間が必要な3DCGの分野においてクオリティの高い作品作りができる環境を用意した。また、22時～翌朝8時まで制作できる「オールナイトフリータイム」を週1日の運用だったところを週4日に増設し、作品作りに集中したい学生の環境を整備した。

・八王子制作スタジオの活用

八王子制作スタジオの施設・設備やデジタルビデオカメラやマイクなどの撮影機材の貸出を行うほか、ゼミやサークルで合宿を行える場として提供している。

・公欠措置

世界最大のコンピュータグラフィックに関するカンファレンス「SIGGRAPH（シーグラフ）」の参加や、同種のカンファレンス等のボランティア参加といった、教育効果の高いイベント等に参加する場合、参加する学生を学長による承認の上、公欠措置としている。

・社会人院生への配慮

デジタルコンテンツ研究科では、社会人院生への教育上の配慮から、平日の夜間と土日の昼間を中心に講義を開講している（資料4-26）。同時間帯には、大学院グループの職員が本キャンパス内に常勤し、社会人院生に対して常時相談を受けることができる体制を整備している。

・同窓会組織等と支援体制の整備

同窓会組織等と支援体制として、デジタルハリウッド在校生・卒業生・修了生のコミュニティである「デジタルハリウッド校友会」との連携がある。本学は同会の協賛により、学内ファブリケーション施設「LabProto」が材料費相当の低価格で使用することができる。また、校友会は本研究科だけでなく、学部、さらに設置会社であるデジタルハリウッド株式会社が運営する各学校の卒業生が入会するため、卒業後もデジタルコンテンツに関する幅広い人的ネットワークを形成することができる（資料7-30）。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

学生支援の点検・評価については、各学部・研究科が行った自己点検・評価報告書を自己点検委員会が確認し、必要に応じて審議のうえ、経営会議に共有することで、その後経営会議が全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善案を各学部・研究科・事務組織等に指示を行う。自己点検委員会はこのように教育の質保証のPDCAサイクルを循環させる役割を持っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

自己点検委員会にて、学生支援が適切に行われている旨と、今回「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」に収録された授業運営に関する記事を根拠資料として複数採用したことから、今後も教職員に活動の寄稿の呼びかけを行うと良いとの意見があった。特にデジタルハリウッド校友会については、OB・OGと母校の連携を強化して学生支援を行いながら、その活動を紀要にて公開するのが良いとの意見があったことから、2024年度以降も継続して取り組んでゆく（資料4-64）。

（2）長所・特色

学生支援において目標として意図した成果が上がっている点として、「物語志向の学事開発と教育環境の整備」が挙げられる。本学の「DHU2025構想」をまとめた「DHU 2025 VISION BOOK」では、5つのシナリオ（戦略）の一つとして、「学生が夢中になり、自分にめざめる環境・文化をつくる」を掲げ、プロジェクト（作戦）として「物語志向の学事開発と教育環境の整備」を掲げている（資料1-16【ウェブ】）。それを受け、学生は、入学式で「デジタルフロンティア・グランプリ」を観覧し、卒業及び修了時の目標を具体化することから始まり、その直後に行われる新入生研修を通じてディプロマ・ポリシーの趣旨を理解する等により、本学での学びの一步を踏み始める。その後、日常生活においては、授業や正課外の「特別授業」等にて、憧れの産業界の実務経験者から刺激を受け、授業時間外においては豊富な動画教材やCG制作に特化した自習室、オールナイトフリータイム等を利用することができ、学びに熱中することができる。その学びを実践で試す機会も用意されており、学生はその活動を通じて今学んでいることが社会にどのように役立つかを体感する。これらのプロセスを経て生み出された学修成果を社会に公表する機会も設けられており、それらには表彰制度が設けられていることで、学生は入学時に描いたゴールイメージを、卒業及び修了するまでに維持継続または調整しながら、本学での学びを完走する、というストーリーを歩むことができる。デジタルコミュニケーション学部においては、この一連の学習意欲換気の成果として、3年次から4年次への進級率について、留年せずストレートで進級する率が近年上昇している。2023年度期首においては73.3%、2024年度期首においては80.7%見込みとな

り、2015 年度にカリキュラムを改変して以来、最も高い数値となった（資料 4-17 5 頁）。

（３）問題点

従前より、学生の就職活動が、コロナ禍により、他学生の動きが掴みにくいところから、活動開始の時期の遅延が散見されるため、キャリアセンターとキャリア系科目と連動して学生の目的意識を向上させるよう努めてきたところである。それに加えて、2022 年度より、2 年生以上の就職希望者を対象に、自己分析・企業研究・履歴書・面接対策など一連の就職活動の準備を行う選択科「キャリア・ディベロップメント・プログラム」を設置し、キャリアセンターのスタッフが講師として着任し、学生の進路指導の強化を図っているため、継続して経過観察を行う。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、学生支援に関する大学としての方針を明示しており、学生支援の体制も適切に整備されている。また、学生支援の方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を十分に行っており、その適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

今後は、長所として挙げた「物語志向の学事開発と教育環境の整備」の精度を高めつつ、各所の課題を客観的数値等も踏まえながら対応してゆく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示と共有

本学における教育研究活動に関する環境の整備方針については、2016（平成28）年度に、本学の理念・目的を踏まえて制定し、ホームページで公表している（資料8-1【ウェブ】）。当方針は、本学の使命・目的を実現するにあたり、学生が自主的に学習に取り組み、教員が十分に教育研究活動を展開するための基本的な教育研究等環境（①施設設備、②図書館、③情報環境、④教員の教育研究環境等）の要件を定めている。

本学は設立時に、秋葉原という立地にキャンパスを構えることを最重要事項の1つとした。秋葉原は日本のコンテンツ産業の中心地として発展・進化を続けており、そこで教育を行うことで、最先端の事例や刺激を日常生活の中で目の当たりにすることができる。これは、学生の知的好奇心を喚起し、教育効果を最大化するために必須であるとの確信していたからである。

その後、秋葉原メインキャンパス、秋葉原セカンドキャンパス、秋葉原サードキャンパス、御茶ノ水キャンパスの4つのキャンパスを有したが、近隣とは言えキャンパスが4箇所点に点在していたため、学生や教員が授業ごとにキャンパス間を移動する必要があったことや、その移動に時間を要すること等、接続性や利便性が課題とされていた。そこで、キャンパスの一箇所への集約を検討し、2013（平成25）年4月より、秋葉原より徒歩圏の新たな駿河台キャンパス（千代田区神田駿河台）へ移転および統合を行った（資料8-2【ウェブ】）。これにより、学生や教職員の利便性を向上させるだけでなく、余分な数の教室を無くし、もう1つの課題としていた図書室の面積の拡大やカフェテリアの設置等の施設の充実を実施することが出来た。さらに2016（平成28）年10月には、学修および研究成果のアウトプットを向上するために、学内にプロトタイピングを行うことのできるファブ工場のLabProto（ラボプロト）を開設し、学生同士が創発的に高めあうことのできる実装とコミュニケーションの場を整えた。このように、駿河台キャンパスへの移転・統合と学内環境整備によって、一連のキャンパス整備が完了した。2019（令和元）年にはカフェテリアの、2021（令和3）年度にはメディアライブラリーの改修を行い、学生の居心地やグループワーク等の学修がより行いやすくなった。近年は、「DHU 2025 VISION BOOK」にタスク（戦術）として、「学内展示（アート）と設備（テクノロジー）の進化」が挙げられていることを受け、キャンパス内における学生および院生の学修と研究の促進、教員による教育研究の促進、学生同士の交

流性・創造性の向上等を図るため、空間のアート化を進めている。空間のアート化とは、キャンパス内の壁や床などにアート作品やデザインを施すことで、学生や教員が感性や表現力を刺激されるようにすることである。

なお、本学全体の校地面積は合計 24,383 m²であり、これは収容定員 1,000 人から算出した 10,000 m²を超えており設置基準を満たしている。運動場は八王子制作スタジオ内にあり、グラウンドは 10,000 m²の広さがある。本学学生の利用だけでなく、地元地域住民のスポーツ活動の場として提供している。校舎面積については、大学設置基準における学部の分野について本学の学部が該当する分野が無かったため、大学設置認可申請時に大学設置審議会に相談したところ、本学学部に関連のある、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、工学関係、美術関係の学部の値の合計から算出した平均値で良いとの助言を受けた経緯がある。校舎面積は、合計 9,637 m²であり、大学設置基準より算出した必要面積の 8,574 m²を満たしている。

以上のように、本学は教育研究等環境に関する方針を定めホームページにて公開しており、大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境づくりを進めることができていると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備および管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持および管理、安全および衛生の確保
- ・バリアフリーや外国人留学生への対応等、すべての利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保>

本学の校地・校舎は、駿河台キャンパス、八王子制作スタジオによって構成されている。

駿河台キャンパスには、教室 17 室と PC 教室 8 室、会議室 11 室、駿河台ホール、大学院生専用の研究室 1 室、教員室、保健室、メディアライブラリー、ファブリケーション工房の LabProto（ラボプロト）、学長室、事務室、キャリアセンター、カフェテリア、映像制作スタジオ、EDIT/MA ルームがある。

PC の入れ替えやソフトウェアのアップグレード等のデジタルクリエイティブ環境の整備については、産業界の潮流だけでなく、学内のハードウェア・ソフトウェア間の相性、学生が所有しているソフトウェアとのバージョンとの整合性、新しいバージョンに対応した教材開発状況等、様々な点を鑑みながら導入時期を決定している。また、館内には教員や学生のパソコン等の個人所有端末を無線 LAN 接続が可能な Wi-Fi 機器設備を配し、ネットワーク環境を快適かつ安全に保てるよう整備している。

各教室に、80 インチ 4K モニタやプロジェクター、ノイズ低減設備を設置し、対面授業/メディア授業双方に対応することができる。メディア授業の必要要件を満たす講義実施が可能であり、過去 2 年間安定的に運用をしている。また高画質での映像編集や、高品質な音声の録音・編集を行う設備を備えた EDIT/MA ルームを設置している。4K 映像の編集やカラーグレーディングを行うための WindowsPC と、音響制作の業界標準ソフトウェアの「ProTools」を稼働させるための MacStudio など負荷のかかる作業に最適化した環境を構築している。

PC 教室の windows 環境は 31 台教室を 3 室、25 台教室を 1 室、MacOS 環境は 20 台教室を 1 室設置し、演習で使用するソフトウェアによる制作環境に柔軟に対応ができています。また自習室には教室環境と同等以上の GPU を備えた PC を 20 台設置している部屋と 10 台設置した部屋を 2 室配置し、教室以外でも常時制作が行える環境を提供している。

また、講義規模に応じた収用人数の調整を可能とするために、稼働間仕切りを調節することで連結することが可能となっている教室も整備している。

さらに、キャンパスには様々な用途に対応できるよう、大型 LED ディスプレイ、Blu-ray プレイヤー、オンラインミーティング用マイクなどが常備されている。

加えて、平成 28 年度より、プロトタイピングのためのデジタルファブリケーション施設として LabProto(ラボプロト)をオープンし、3D プリンタ、UV プリンタ、レーザーカッター、カッティングプロッター、その他電子工作工具類などを備え、学生の利用や授業での活用などを通して、本学のアウトプットを高める拠点を整備した。

その他、福利厚生施設としては、学生ラウンジ、カフェテリア、保健室を併設している。

八王子制作スタジオは、廃校となった旧三本松小学校を八王子市より賃借し、制作スタジオとして改修したものである。PC 教室の他に、作品制作の会議など、多目的に使用できるプロジェクトルームを設置し、授業も可能なセミナールームが合わせて 10 室がある。長期の制作活動に対応できるよう、シャワールーム(男女各 1 室)、キッチンや仮眠室(男女各 1 室)も併設している。また、企業の協力によりモーションキャプチャスタジオが設けられており、教員や学生の希望者は利用可能である。

情報セキュリティの確保については、学生が利用できる PC、教員が利用する PC、職員が利用する PC、本学が所有する PC すべてに対しては、アカウント管理、データ持ち出し対策及び監視体制を確立している。また、ウィルスなどの悪意のあるソフトウェアに対しては、学内に設置するすべての PC に対してネットワーク上で監視を行うソフトウェアを導

入しており、伝染性のソフトウェアを含め逐一監視を行っている。また、PC 教室及びネットワーク環境の管理については、設置会社の管理部情報システムグループが保守業務を担当しており、ソフトウェアのバージョンについても最新のものを導入している。

＜施設、設備等の維持および管理、安全および衛生の確保＞

本学校舎はすべて賃借物件であるため、その維持および管理に関する業務は、貸主が行っている。また、清掃業務、建物機械警備、電気や空調設備業務、消防設備業務については、専門業者へ業務委託し、良好な状態を保っている。

防火対策についても、貸主の指示により、専門業者との業務委託によって防火対象物の定期点検を実施している。また、消防法第 8 条 2 項に基づき、防火管理者を配置し管理にあっている。さらに、災害時に備え、各キャンパスに緊急時の避難経路を分かりやすく掲示している。火災を未然に防ぐために、駿河台キャンパス、八王子制作スタジオでは喫煙スペースを限定し分煙を徹底している。八王子制作スタジオは、災害時に近隣住民の避難場所となっており、八王子市との協定により、災害備蓄物資を保管する主管校となっている。

また、本学学内で、緊急の心肺停止が起こった際に対応できるよう AED(自動体外式除細動器)を設置している。防犯については、駿河台キャンパスにおいて入居しているビルの警備員の巡回があり、警備員不在の時間帯は機械警備システムが運用されている。また、八王子制作スタジオにおいても機械警備システムが導入されている。さらに、防犯カメラを設置し、大学の安全確保に努めている。

さらに、駿河台キャンパスである「御茶ノ水ソラシティ」ビルは、標高 18m の高台に位置しており、近年多発しているゲリラ豪雨等による都市型水害や河川氾濫、地震時の液状化の被害を受けにくい立地であり、規模地震に対しては、免震構造により揺れが軽減されるようになっている。また、停電への対応として、共用部用に 2,000KVA の非常用発電機を設置しており、最大 72 時間、エレベータや照明等への電力供給が可能となっている。なお、駿河台キャンパスには大規模な自然災害等に備え、想定滞在者数に 3 日乗じた災害備蓄物資を保管している。

＜バリアフリーや外国人留学生への対応等、すべての利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備＞

バリアフリーについては、駿河台キャンパスはバリアフリー化の整備がされており、障がい者用のトイレの設置もされており、障がい者のための配慮がなされている。また、平成 28 年度入試では車イスを使用する受験生が合格し、移動可能な机の購入、多目的トイレヘッパの追加設置を行った。八王子制作スタジオにおいては、完全整備にまでは至っていない。

学生寮については、本学では独自に管理・運営する学生寮を有してはいないが、学生会館や学生マンションを持つ専門業者と提携し、学生に情報提供を行っている（資料 8-3【ウェブ】）。

その他にすべての利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備として、駿河台キャンパスには、学生の休息の場として、ラウンジなどにテーブルと椅子、ソファなどを設置している。食堂については、駿河台キャンパスにカフェテリアを設置し、学生および教職員が利用できる。保健室については、駿河台キャンパス内に1室設け、事務室に救急薬品を配置しており、学生および教職員が利用できる。駿河台キャンパスの館内には、学生の成果発表作品や卒業生が仕事で携わった作品を提示し教育の場としても活用し教育効果を高めている。八王子制作スタジオには、長期の制作活動を支援するために、シャワーやキッチンを併設しており、学生グループやゼミなどの制作活動に活用されている。体育施設については、八王子制作スタジオに700㎡の広さの体育館が有り、バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントンなどに利用できる。また、トイレ、更衣室(男女各1室)を併設している。また、体育館も運動場と同様に、地元地域住民のスポーツ活動の場として提供している。

<学生の自主的な学習を促進するための環境整備>

学内では無線LANによりインターネットアクセスが可能である。学生は一人1台ノートパソコンを所持していることから、学内の至るところにて調査や教員へ質問、さらにはインターネットを介したグループワークや課題提出等を行うことができる。また、映像系の課題等、パソコンの処理速度を要するものについては、自習用パソコン教室を設置し、授業で使用するパソコン教室においても、授業のない時間は平日8:30から22:00まで、土曜日は9:00から20:00まで開放している。毎週火曜日から土曜日は22:00から翌朝8:00まで使用できるオールナイトフリータイム枠を設けている。

以上のように、専門領域に関連する施設・設備が教育とのバランスを鑑みながら、可能な限り産業界と同等の環境として整備されているほか、設置会社による「情報システム規定」に基づき、情報システムの有効性及び効率性、準拠性、信頼性、可用性、機密性が確保されている等などから、方針に沿った取り組みがなされ、学生及び教員が、学習、教育研究活動を十分に展開できる施設、設備等になっていると判断できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間、専門的

な知識を有する者の配置等)の整備

＜図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備＞

デジタルコンテンツマネジメントの教育及び研究にあたっては、多様な教養、知識が必要なことから、バランスの取れた選書が必要となってくるため、選書は教員や学生の要望も十分に考慮した上で、実学的な図書の充実を念頭に、メディアライブラリー運営委員会において、「メディアライブラリー資料収集方針」、「メディアライブラリー資料収集基準」に基づき、審議、決定を行っている（資料 8-4、8-5）。

駿河台キャンパス内のメディアライブラリー（図書館）は、デジタルコンテンツ分野に特化した専門書を収集・所蔵する観点に立ち、10,000 冊まで所蔵可能な書庫を設置しており、教員及び学生が学習、研究に利用している。2022（令和 3）年 3 月末現在の所蔵数は 25,191 冊である。資料の配架場所については、日本十進分類法以外にも、本学のカリキュラムに沿った区分を設け、利用しやすいよう配置している。また、CD、DVD 等の視聴覚資料は、2022（令和 3）年 3 月末現在 1,165 点である。また、貸出点数は、2022（令和 3）年実績で、909 点である。入館者数は、10,626（令和 3）年実績で、10,626 人である。

メディアライブラリーの利用方法については、毎年、新入生に対して図書館の利用ガイダンスを実施し説明するとともに、学生ガイドでも利用案内を掲載している（資料 1-7【ウェブ】）。また、新着図書やおすすめ図書の紹介と開館時間の変更などを知らせる Facebook や、図書の検索や書評を閲覧できるブックログなどの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を積極的に利用し、利用促進を図っている（資料 8-6【ウェブ】、8-7【ウェブ】）。

さらに、2018（平成 30）年度より、「メディアライブラリー指針」を改定し、資料の貸し出しに留まらず、「本の著者と出会う、つながる、本の著者、メディアの作り手たちと積極的につながる機会を提供する」「世界のことばに触れる、英語をはじめとした外国語、その文化に触れる機会を提供する」「一緒につくるライブラリ、学生との協働にてライブラリを運営する」の 3 点に重点を置いて活動している（資料 3-4【ウェブ】）。この方針に基づき、著者や専門家を招いたセミナーやワークショップ、さらには、留学生による本の紹介イベント「国際ビブリオバトル」、英語の多読プログラム、海外からの講師を招聘したイベント、その他多言語多文化のイベント、学生に予算と権限を与えてライブラリを運営させる「学生図書館長制度」、学生による本の仕入れイベント「ブックハント」、学生の表現活動を紹介する機関誌「メディアライブラリプレス」等の諸活動を行なっている。そのほかメディアライブラリ専用の YouTube チャンネルを設け、各教員からのお勧め書籍を学生 VTuber が紹介するなどにより、学生との協働にてメディアライブラリを運営している（資料 8-8【ウェブ】）。

＜国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備と学術情報へのアクセスに関する対応＞

学生に対しては毎年 4 月に実施している図書館ガイダンスにおいて、本学周辺の公共図

書館や他大学の図書館利用案内や、インターネットを利用した文献検索方法、さらには、他大学図書館への文献複写や貸借の依頼などについても説明を行っている。

さらに、本学の教育において美術館を有効に活用すること、学生や教職員の美術に親しむ機会をより豊かにすることを目的にした国立美術館キャンパスメンバーズに加盟し、その内容を本学の構成員に周知し、「独立行政法人 国立美術館（関東3館）」の利用促進を図っている（資料8-9【ウェブ】）。

<学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間、専門的な知識を有する者の配置等）の整備>

駿河台キャンパスにおいて、独立したメディアライブラリーを設置し、スペースは301 m²である。

メディアライブラリーの開館時間については、平日（月～金）10：00～21：30、土曜日10：30～19：00、日曜日、祝祭日は休館日としている（資料1-7）。

メディアライブラリーの総閲覧座席数は、71席であり、収用定員の約8%相当が確保されている。都心駅前という立地ゆえにスペース面での制限があり、メディアライブラリーの閲覧机や自習（学習）スペースの不足という課題がある。これについては、ラウンジにソファや机椅子を配置することにより改善を図っている。ただし、本学は、一人一台ノートPCを所有し、任意の場所でインターネットによる調べものを行ったり、ICTを駆使して課題制作などを行ったりする大学であるため、現状の利用実績では閲覧席が満席になることは少ない。

2021年度（令和3）にメディアライブラリーの大幅なリニューアルを行い、より利用者に快適な空間を提供するとともに、蔵書書架についてはデジタルコンテンツについて幅広く学ぶことができるよう、ジャンルごとにゾーニングするとともに、新たな興味を持つよう注目の書籍が目にとまりやすいように配置している。会話が可能なスペースを設置し、ゼミや学生のグループディスカッションやプレゼンテーションの場としても、利用できるようにしている。また、小規模であればセミナー等を実施することもできるよう設備設置を行っている。

メディアライブラリー職員は、司書資格を持つ職員1名が配置されている。職員は、図書登録業務のほか、学生や教員からのリファレンスの対応、学生スタッフの統括などを行なっている。

図書館システムについては、独自のデータベースで蔵書管理を行っているため、利用者が館内で蔵書を検索することは出来ない。そのためインターネット上のWeb本棚サービスを利用し、利用者が蔵書の一部を検索できるようにしている。また、一部図書と雑誌のバックナンバーを除いて開架に配置し、書架の配置や案内図を設置するなどして、利便性が向上するよう工夫している。さらに、図書に関して問い合わせがあった場合は常駐する職員がデータベースで検索して案内している。

COVID-19 の影響下においては、学生・教職員ともに来校制限を設けていたことから、郵送での資料の貸出を実施した。

以上のように、本学の理念・目的に即した資料収集方針や基準が整備され、資料の貸し出しに留まらないメディアライブラリー指針を設け、学生図書館長制度など学生を巻き込んで活動できていることから、学生及び教員が、学習、教育研究活動を十分に展開できるようなメディアライブラリーであると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・研究活動を支援する体制（RA 等）
- ・研究成果の国際発信、研究拠点形成、若手研究者育成を推進する制度や体制の構築

<大学としての研究に対する基本的な考えの明示>

本学における研究に対する基本的な考えについては、本学の建学の精神および学部・大学院の使命・目的に基づき、学部は本学学則第1章第3条の2に、大学院は本学大学院学則第1章第4条の2に、それぞれ教育研究目的を定め明示している。

<研究費の適切な支給>

全教員に対して、各担当科目数に応じて研究費（補助費）を支給している。また、学内ににおける競争的資金を確保し、本学メディアサイエンス研究所に所属する研究室により、毎年学内公募の上、配分を決定している（資料8-10）。

<外部資金獲得のための支援>

産学官連携センターにおいて、専門的に外部からの案件を獲得するべく活動を行っている。実際に、同センターの活動において、これまで受託事業や科学技術振興調整費等の給付を受けた実績を持っている（資料8-11）。2022年度からは継続して科研費にも採択されている。また、2016(平成28)年に、設置会社がデジタルハリウッド全卒業生の起業を支援するインキュベート機関「D ROCKETS」を設立し、人的ネットワークや起業資金、オフィス貸与等、

学発ベンチャーのサポートを行っている（資料 7-19【ウェブ】）。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等>

研究室の整備については、本学では実務経験を有する教員を多数配置しているため、実務が研究活動の一環であるとの考えから、校舎への出勤だけを教育研究時間であるとは捉えていない。しかしながら、本学の専任教員として相応の役割及び責任があることに変わりはなく、研究活動も活発になされていることから、駿河台キャンパスに共同の研究室として教員室を設置し、八王子制作スタジオ内には教員個別の研究スペースを設置している。専任教員には、その共同研究室に専用デスクを整備している。駿河台キャンパスにおいては、教員室の中において、教員同士が日常的にコミュニケーションを取りやすい環境となっている。こうした環境の中で、本学の固有の目的に即した取り組みが促進されている。

教員が教育と実務に専念できるように、教材や資料の配布、課題の改修、採点評価まで一貫して行えるグループウェア「デジキャン」を導入し、業務負荷軽減を行っている。また、本学の教員 1 人あたりの授業担当コマ数や学内任務などに配慮し、1 人の教員に対して教育面での過度の負担がかからないよう、教員選考委員会や学長判断によりカリキュラム編成や担当授業等が検討されており、教員個人の研究時間の確保に留意している。

<研究活動を支援する体制（RA 等）>

教育研究支援体制として、本学では、ティーチング・アシスタント（TA）、ステューデント・アシスタント（SA）の各制度を設け、適切な運用を図っている。

主に PC を用いた演習授業において、TA を配置し授業を円滑に進めるための体制を整えている。演習授業では、教員のソフトウェアの操作に学生が習って手順等を学んでゆくことが多いが、学生個々により学習の進度やつまずきのタイミングが異なることがしばしばある。TA は、授業中に教室内を巡回し、遅れを取っている学生を発見したらつかさず声をかけ、その場で遅れを挽回できるようにフォローする。TA は演習授業 10 名につき概ね一名を配置しており、学生の PC モニタと、その隣に配置されている教員の PC 画面が投影されるサブモニタを見比べながら教室内を巡回し、教員の PC 画面どおりに作業ができていない学生をいち早く発見し、その場でサポートすることで、脱落者を無くすという重要な役割を担っている。その他に TA の業務として、主に授業準備、教員のサポートなどがある。TA の人選については、本学内外の大学院生や、設置会社の運営する専門スクールの卒業生、教員の勤務先企業の社員など、専門的な能力を有するものを確保している。そのほか、該当授業を既に優秀成績で修めている学生の希望者に対しては、補助をさせることによる一層の教育効果を見込んで、学生 TA としての業務を行わせている。TA に対しては、授業開始前に TA 会を行い、その中で具体的な補助内容の確認に加え、心構えや過去に発生した問題点とその解決策の共有などを、事前に研修することによって、万全に備えている。上記以外の支援として、教員の様々な教育研究活動に対する、物的支援として、本学で保有する機材はもちろ

ん、学会や勉強会などのための会場の提供も行っている。さらに、本学は、産学官連携センターを研究関連の事務局と位置づけ、研究支援体制を整備し、同センターでは、企業との共同研究や公募案件の支援なども行っている。

<研究成果の国際発信、研究拠点形成、若手研究者育成を推進する制度や体制の構築>

研究成果の発信の一環として、デジタルコンテンツ分野に関する研究の取り組みや論文等を研究紀要「DHU JOURNAL」として発刊し、メディアサイエンス研究所のホームページでも公開をしている。2018(平成 30)年度より、編集委員会を組成して査読を行なっている(資料資料 3-7【ウェブ】)。また、研究紀要に収録された論文等から抜粋したものを発表する「研究紀要論文発表会」も実施している。当発表会では、あえて優れた研究結果等について論じるのではなく、失敗や試行錯誤を繰り返している未熟なフェーズの研究等の共有の会としている。2023 年度の同会においては、発表内容が領域もテーマもそれぞれ全く違うものであったが、「情緒」「雰囲気」「空気」「経験」「ナラティブ」「実存主義的」「善」など、それぞれの発表が量子的に共鳴した会となった。今後も若手研究者も含めた紀要への投稿を募るとともに当発表会を継続することにより、本学における研究活動をより特徴的なものとする事が期待できる(資料 6-14【ウェブ】)。

以上のように、教育研究目的に沿って各教員が教育研究活動に取り組んでいることなどから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると言える。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<規定の整備>

本学では、産学官連携活動を推進しており、学生及び教職員が公正かつ効率的な研究などの活動を行えるよう、「利益相反マネジメントガイドライン」を定めている(資料 8-12)。このガイドラインは、学内のファイルストレージに格納することで周知し、未然の防止のための適切な措置を講じている。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日)に基づき、本学における公的研究費の適正な運営・管理のあり方を検討し、公的研究費の取扱いについての規程及びマニュアル等を制定している。

また、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に基づき、「デジタルハリウッド大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を定め運用している。さらに、関連規程等として、本学では、「デジタルハリウッド大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」および「デジタルハリウッド大学 学術研究倫理に係るガイドライン」も定め運用している。

以上で述べた内容は、本学のホームページにすべて公表して周知及びコンプライアンスの徹底を図っている（資料 8-13【ウェブ】）。本学では、このように不正行為を事前に防止する取り組みや公的研究費の不正使用を防止する取り組みの充実を図っている。

＜コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施＞

本学では、研究活動における不正行為を防止するために、研究者や学生に対してコンプライアンス教育および研究倫理教育を行っている（資料 8-14、1-13 20 頁【ウェブ】、8-15【ウェブ】）。

＜研究倫理に関する学内審査機関の整備＞

研究活動における不正行為への対応等については、「デジタルハリウッド大学 研究活動における不正行為への対応等体制図」に示した体制で、その対応等について取り組んでいる（資料 8-16【ウェブ】）。

また、大学全体の観点から不正防止計画を推進するために「デジタルハリウッド大学不正防止計画推進部署」として、2016（平成 28）年度に倫理・不正防止専門委員会を設置し（資料 8-17）、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部門と連携・協力して不正防止計画を策定・実施している。

さらに、同委員会を中心に文部科学省が策定した上記ガイドライン及びそれ以降の同ガイドライン改正・改訂版に基づき、不正行為を事前に防止するための施策を実行に移すとともに、研究費が適正に執行されているかの監査並びにモニタリングを行っている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学・学部・研究科の教育研究等環境については、自己点検委員会のもとで、自己点検・評価を実施し、その適切性について定期的に検証を重ねてきている。また、経営会議またはボードミーティング（社内取締役会議）にてそれら適切性が審議されており、定期的に検証を行っている。

（２）長所・特色

本学は、複数領域の学修が、同一学科内で可能であることにより、一つの大学組織の中に様々な領域を得意とする学生や院生、教員や研究員が存在する。今回の都心校舎の一箇所集約（駿河台キャンパス）により、学生は自身が履修していない科目の担当教員へのアクセスや、異なる専門領域を得意とする学生、院生とのコミュニケーションがより容易な状況となった。例えば、学長室は、学生の出入りが最も多いラウンジに隣接しており、学長自ら、日常的に学生や教職員とコミュニケーションを取っている。その近隣には、教員室が配置され、学生からの質疑応答を受けやすい環境となっている。本学では教員の部屋は個別には分かれておらず、教員室の中においても、実務家を含めた教員同士が日常的にコミュニケーションを取りやすい環境となっている。こうした環境の中で、課外活動等で所属を超えた取り組みが促進されている。

また、プロトタイピングのためのデジタルファブリケーション施設である LabProto（ラボプロト）を設置したことで、学生が学修を経て生み出した発想について、机上の空論に終わらせずに実装まで至れる環境を整備することが出来た。本学の学部および研究科の内容から、ものづくりに関心が高い学生が集まっていることもあり、LabProto（ラボプロト）の設置によって、各種イベントへの出展やサークル活動や卒業制作のアウトプットの質が年々高まっている。

メディアライブラリーでは、2022 年度までは COVID-19 の影響もあり、具体的活動は少数であったが、従前より読書の魅力を学生に伝えるために、様々なイベントやセミナーを実施してきた。例えば、希望する学生と神保町の本屋街へ赴きメディアライブラリーの蔵書の選書、学内の日本人学生と留学生が参加する「国際ビブリオバトル」の開催、学部生の年代に人気のあるライトノベルの作家に関するセミナーの実施などである。また、メディアライブラリー内のラーニングコモンズスペースでは、これらのイベントのほか、週に一度、学長が担当するゼミ教室としても利用され、学部生、大学院生、招聘ゲストが交流する空間となっており、利用率が向上してきた。そのほか、図書館ニュース&インフォメーション「MEDIA LIBRARY PRESS」を発刊する取組みや、日本十進分類法以外にも、本学のカリキュラムに沿った区分を設け、利用しやすいよう図書を配置することなどによって、メディアライブラリーにおける学生の利便性を高めてきた。COVID-19 の影響下においては、メディアライブラリー専用の YouTube チャンネルを設け、各教員からのお勧め書籍を学生 VTuber が紹介するなど、学生との協働にてライブラリーを運営する活動を継続してきた（資料 8-8 【ウェブ】）。

そのほか COVID-19 への対応としては、教室の換気、アクリルパーティションの設置、消毒液や検温器の設置など、教室環境管理に留意し、その旨を保護者や学生にも通知を行った（資料 8-18）。

（３）問題点

メディアライブラリーの閲覧機や自習(学習)スペースの不足という課題があったが、昨今の学生の利用状況に合わせて、2021 年度末に改修を行った。

(4) 全体のまとめ

①教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めている、②十分な校地・校舎及び施設・設備を整備している、③図書館、学術情報サービスが十分に機能している、④教育研究等を支援する環境や条件が適切に整備されている、⑤研究倫理を遵守するために必要な措置をとっている。以上の点から、本学は、基準7「教育研究等環境」を充足している。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

＜大学の理念や学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の明示＞

本学では、社会との連携・協力を行う目的で産学官連携センターを設置しており、大学の建学の精神に基づき、同センターにおけるヴィジョンを下記のように掲げ、ホームページにも公表している（資料9-1【ウェブ】）。

産学官連携センターのヴィジョン（ホームページより抜粋）

大学の建学の精神である「知を表現し他者に伝えることができる人間が持つ特徴的な能力を、さらに進歩させうる」場所を実現し、研究者と産業界を連携し、知の創造である高度なイノベーションを加速し促進することを通じて、人類の危機に立ち向かい繁栄を確かなものとし続ける。

このヴィジョンを実現するために「事業化支援」および「研究推進」を行い、本学に設置されている研究所内の知見に留まらず、外部の知見との連携も含めて、「人類の繁栄にとって有益な知の創造を生みだし、かつ産業化できるか」を判断基準として活動している。

また、デジタルコンテンツを総合的に研究するため、本学における学術研究を担う個々の研究室を統括し、そこから得られる知見を整理・集約するためのセンターとしての機能を担うとともに、その成果を学内外に還元することで、本学の使命・目的、教育研究目的の達成に資することを目的として、メディアサイエンス研究所を設置している（資料3-5）。

なお、本学では、産学官連携活動及び研究を推進しており、学生及び教職員が公正かつ効率的な研究などの活動を行えるよう、「利益相反マネジメントガイドライン」を定めている（資料8-12）。

また、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースのオンライン受講を学生及び研究者に推奨し、倫理規範や研究活動を行う上での必要な知識を得る機会を用意している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に

還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動、国際的な発信の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

＜学外組織との適切な連携＞

学外組織との適切な連携体制については、以下で示したような教育研究を推進している。

・企業との連携

インターンシップ、企業ゼミ等にて、企業と密接な連携を図り、教育研究を推進している。企業ゼミは、新卒採用時における人材ミスマッチを解消し、学生・企業双方にとって有益な就職・採用を実現するためのシステムである（資料4-26）。その他、学生が学びの実践の場としての具体的な制作案件の機会提供や、学生の制作費や学費の支援等も企業と連携して行っている（資料9-2【ウェブ】、9-3）。

・他大学との連携

「大学コンソーシアム八王子」及び「公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩」に加盟しており、同団体に加盟する大学や企業と連携している（資料9-4【ウェブ】、9-5【ウェブ】）。

・海外の大学との連携

2024（令和6）年3月現在、25校の海外の大学と協定を結び、学生・教員・研究者・事務職員の派遣、研修、その他の交流や共同研究が推進されている（資料9-6【ウェブ】）。上海音楽学院との合作した「デジタルメディア芸術学院」も設置された（資料9-7【ウェブ】）。その他の海外大学との連携は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に活動が制限されたが、今後も活動は推進される。例えば、中国の吉林動画学院と締結した短期留学プログラムやシンガポール・ポリテクニク向けに提供しているカスタム・メイドプログラムなどである（資料9-8～10）。

・高等学校との連携

第一学院高等学校を運営する株式会社ウィザスと業務提携を締結し、本学から教員やプログラムを同学校へ提供している（資料9-11【ウェブ】）。

・産業界・地方自治体との連携

産学官連携センターが共同研究の仲介やICT人材育成に関する企画提案、産学官連携に

関する情報発信・交流などを実施している（資料 9-12【ウェブ】）。

＜社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動、国際的な発信の推進＞

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動、国際的な発信の推進については、以下に示したような取り組みを行っている。

・公開講座の開催

デジタルコンテンツ分野の知見や情報を迅速かつ広範に社会へ提供していくための公開講座を数多く開催している（資料 7-5【ウェブ】）。また、例年秋に、産学官連携センター主催による「近未来教育フォーラム」を実施し、一般公開している。本フォーラムでは、基調講演や複数のセッションで構成され、デジタルコミュニケーションを取り巻く近未来の教育のあり方について、広く社会へ提言を行なっている（資料 9-13【ウェブ】）。

・人的資源の提供（講師派遣などのサービス活動）

デジタルコンテンツ分野における先端的な教育研究を行い、その成果を還元していくという本学の責務を果たすため、教育機関や企業への講師派遣を実施するなどの人的資源の提供を行っている。例えば第一学院高等学校のデジタルクリエイティブクラスに多数の講師を派遣し、新設クラスの基幹的な指導を担っている（資料 9-11【ウェブ】）。

・メディアサイエンス研究所による活動

メディアサイエンス研究所では、デジタルコンテンツ分野の研究成果を地域の活性化に役立てる取り組みを行っている（資料 3-6【ウェブ】）。

・研究紀要の刊行

査読制度のある研究紀要を刊行し、本学の教育研究成果を社会に還元している。その研究紀要は、国立国会図書館や他大学の図書館および関連機関に頒布され、ホームページ上で公開されている（資料 3-7【ウェブ】）。

・大学施設の開放

駿河台キャンパスにおいては、教育研究目的と親和性の高い活動を行う個人・団体に対して施設を開放している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に制限を設けていたが、今後も活動は推進される。八王子制作スタジオにおいては、映画・TV 番組撮影などへも施設提供を行い、近隣住民にも広く施設を提供している（資料 9-14【ウェブ】）。

・千代田区との協力関係の構築

駿河台キャンパスが位置する千代田区とキャリア教育の推進による最先端の知識と技術

を持った職業人の育成による地域産業活性化において協力関係を築いている（資料 9-15【ウェブ】）。

・八王子市との協力関係の構築

八王子とは、IT の先端技術に習熟した人材育成による地域産業活性化において協力関係を築いている（資料 9-16）。

・国際交流事業への参加

上海音楽学院をはじめとする海外の大学との国際交流事業に積極的に参加している（資料 9-7【ウェブ】）。

・社会連携・貢献活動の発信

社会連携・貢献活動の一環として本大学院の佐藤昌宏教授による EdTech に関する活動や杉山知之学長の超教育協会での活動などの成果を対外的に発信していることが挙げられる。

・社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

2021 年 4 月 20 日～2022 年 3 月 11 日にかけて、三重県玉城町が主催する「玉城町子ども宇宙プロジェクト」を、本学の徳永研究室がプロデュースした。当プロジェクトは、玉城町のこどもたちが宇宙と IT にふれあい、参加者協働で作成したモザイクアートを、ロケットで国際宇宙ステーション（ISS）に運搬して宇宙飛行士が紹介するというものであり、郷土愛の醸成と関係人口の創出を念頭に置き、GIGA スクール構想に対応した調べ学習の実践と、コロナ禍における学習スタイルの実証を目的とし、実施された（資料 9-19【ウェブ】）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価＞

大学全体の社会貢献・連携の適切性の点検・評価については、各学部・研究科が行った自己点検・評価報告書を自己点検委員会が確認し、必要に応じて審議のうえ、経営会議に共有することで、その後経営会議が全社の教育研究活動における中長期的計画も踏まえながら、今後の改善案等を審議・検討し、改善案を各学部・研究科・事務組織等に指示を行う。自己点検委員会はこのように教育の質保証の PDCA サイクルを循環させる役割を持っている。この活動により現在は、特区として本学が開講している千代田との連携の強化が課題として

挙げられており、2024 年 4 月に行われるデジタルコミュニケーション学部の新入生研修では、千代田区観光協会と連携した地域課題をテーマとする予定である。

（２）長所・特色

本学の社会連携・社会貢献に関する長所・特色は以下の通りである。

第 1 は、産学官連携センターおよびメディアサイエンス研究所で多くの成果を社会に還元している点である。また、各研究室の研究実施にあたり成果をあげられるよう学内の研究支援体制を整備している。また、メディアサイエンス研究所では、デジタルメディアやデジタルコンテンツ分野の研究開発活動を紹介する目的で「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」(ISSN 2189-7395) および「DHU INTERNATIONAL JOURNAL」(ISSN 2759-1220) を刊行しており、当紀要は国立国会図書館にも納められている。

第 2 に、企業との連携が多数あることである。企業との連携は多分に行っており、学生および企業へ機会提供が来ている。

第 3 に、自治体との連携も行っている点である。本学は特区制度のもと開学した大学であることから、千代田区および八王子と締結している協定書に基づいて、四半期ごとに学内状況を定期報告している。

第 4 に、特に八王子市については、大学コンソーシアム八王子やネットワーク多摩に参画し、関連会議や行事に教職員や学生が参画することで連携を図っている。例えば、八王子観光コンベンション協会の依頼により、八王子市のプロモーション映像を学内のゼミが制作する、八王子 CM コンテストに応募および司会を本学の学生が担当するなどがある。千代田区においても、2024 年 4 月の学部の新入生研修にて、千代田区観光協会と連携し、地域の課題について学生が取り組むプログラムとする予定である。

第 5 に、社会への還元として、一般市民も参加できる近未来教育フォーラムや特別講義の開催や、八王子市と大学コンソーシアム加盟 25 大学等および企業や市民との協働による市民講座「八王子いちょう塾」への講師派遣、第一高等学院等、高校生への授業提供等を行っている点である。

第 6 に、本学の教員が積極的に地域連携・貢献活動を行っている点が挙げられる。例えば、「玉城町こども宇宙プロジェクト」や東日本大震災支援活動などが挙げられる。

（３）問題点

上記のような地域や海外との連携活動について、本学のホームページ等にて、より発信数を増加し、本学の社会貢献活動の認知を国外にも広める必要がある。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、①社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、②その方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社

会に還元し、③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。今後は長所に挙げた項目はいずれも適切かつ有効であるため、今後も引き続き実施していく。特に第1の点に関しては、過去の研究成果物を機関リポジトリにまとめる取り組みも始まり、大学内での知見をより社会に還元できるような体制を整えていく。またラピッドプロトタイプを行うための「LabProto」を卒業生、修了生にも使用できるように施設利用についての情報を校友会を通じて周知し、学内外の情報が集まるようなしくみを構築しようとしている。一方で問題点として挙げた点については、より発信数を増加し、本学の社会貢献活動の認知を国外にも広めていく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

＜大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示と学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知＞

本学は理念・目的を達成するために、5年を節目に中長期計画を策定している。現在は、2025年に向けた構想を「DHU 2025 VISION BOOK」にまとめ、3つのヴィジョン（将来像）、5つのシナリオ（戦略）、15個のプロジェクト（作戦）、45個のタスク（戦術）を設定し、それを軸にした大学運営を行っている（資料1-16【ウェブ】）。教職協働で描く未来構想とするため、素案は学長と事務局長の協働により策定し、その素案について、全学生、専任・非常勤を含めた全教員、保護者および校友会員からパブリックコメントの受付や意見公開の場と経営会議の承認を得て完成した。2025年度に向けた各プロジェクトの進捗については、2024年度初回の自己点検委員会にて確認を行ってゆく予定である。

また、2024年3月には更に次の次世代構想「DHU 2030 ProtoDesign」をプレスリリースと共に広く社会に公開した（資料1-17【ウェブ】、1-23【ウェブ】）。こちらも相談の段階で、教員、スタッフ、保護者、卒業生等から、当構想の草案に対しての意見やフィードバックを募る機会と経営会議の承認を経て完成した。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

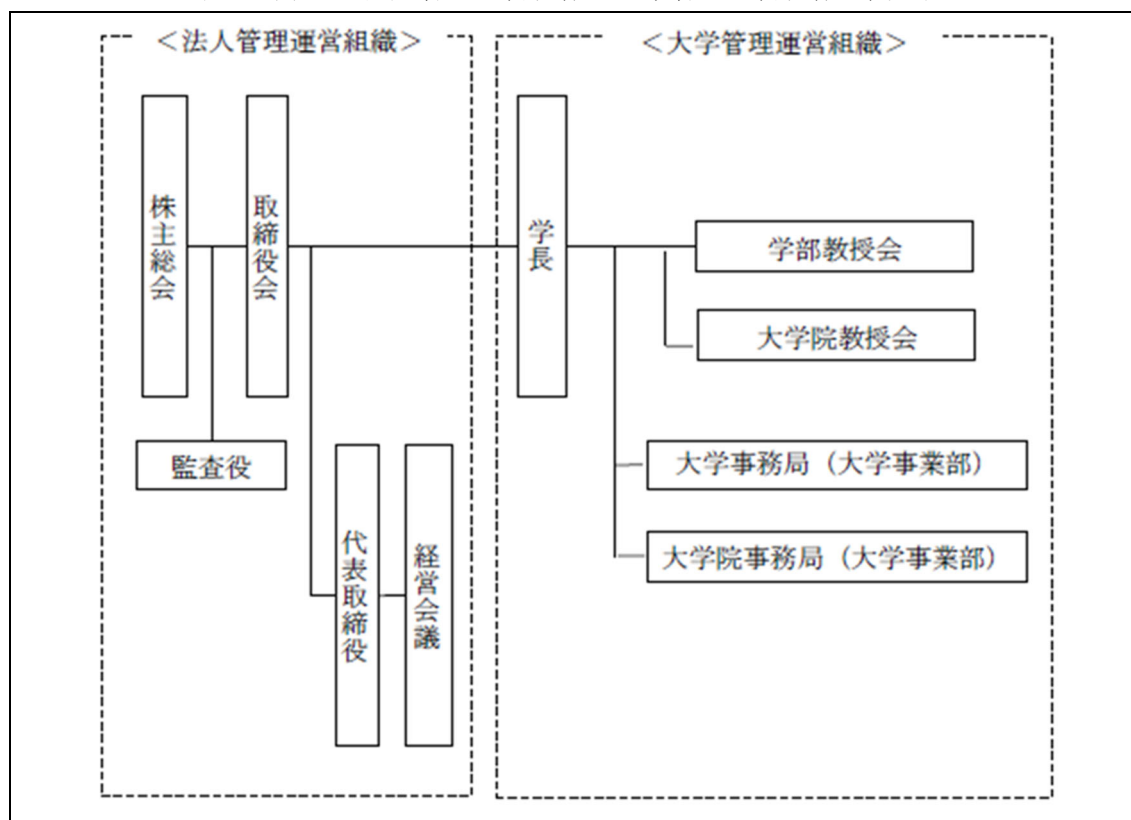
評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

株式会社立大学である本学において、大学の事業推進は設置会社内の事業という位置づけであるが、主に設置会社は学校法人における理事会の働きに相当する「法人管理運営組織」として機能し、設置会社内の大学事業部および大学教員組織の2組織が大学の実質的な運営と管理を担う「大学管理運営組織」である。これら組織の関係は、以下の図 10(1)-1 に示すとおりである。

図 10(1)-1 法人管理運営組織と大学管理運営組織の関連図



「法人管理運営組織」の権限と責任は、設置会社における「定款」「取締役会規程」「経営会議規程」において定められており（資料 10(1)-1、資料 10(1)-2、資料 10(1)-3）、「大学管理運営組織」の権限と責任は大学内の「デジタルハリウッド大学組織規則」「デジタルハリウッド大学学則」「デジタルハリウッド大学院学則」において定められており、両組織の権限と責任を明確化している（資料 1-1【ウェブ】、資料 1-2【ウェブ】、資料 3-1【ウェブ】）。

また、法人側の管理運営事項は、設置会社の規程である「定款」「取締役会規程」「経営会議規程」に、また大学側の管理運営事項は「デジタルハリウッド大学組織規則」「デジタルハリウッド大学学則」「デジタルハリウッド大学大学院学則」にそれぞれ規定されており、それに準じた運用がなされている。

事業推進上の意思決定プロセスについては、経営に関する意思決定は設置会社において開催される「経営会議」等で行われ、教学に関する意思決定は学部・大学院教授会での意見聴取に基づいて学長が決定するというように、それぞれが別のプロセスとして区別されている。

なお、設置会社の「経営会議」には、学長をはじめ事務局長など教授会構成員の一部も出席しており、経営及び教育研究双方の観点を斟酌したうえで意思決定がなされるよう配慮されている。

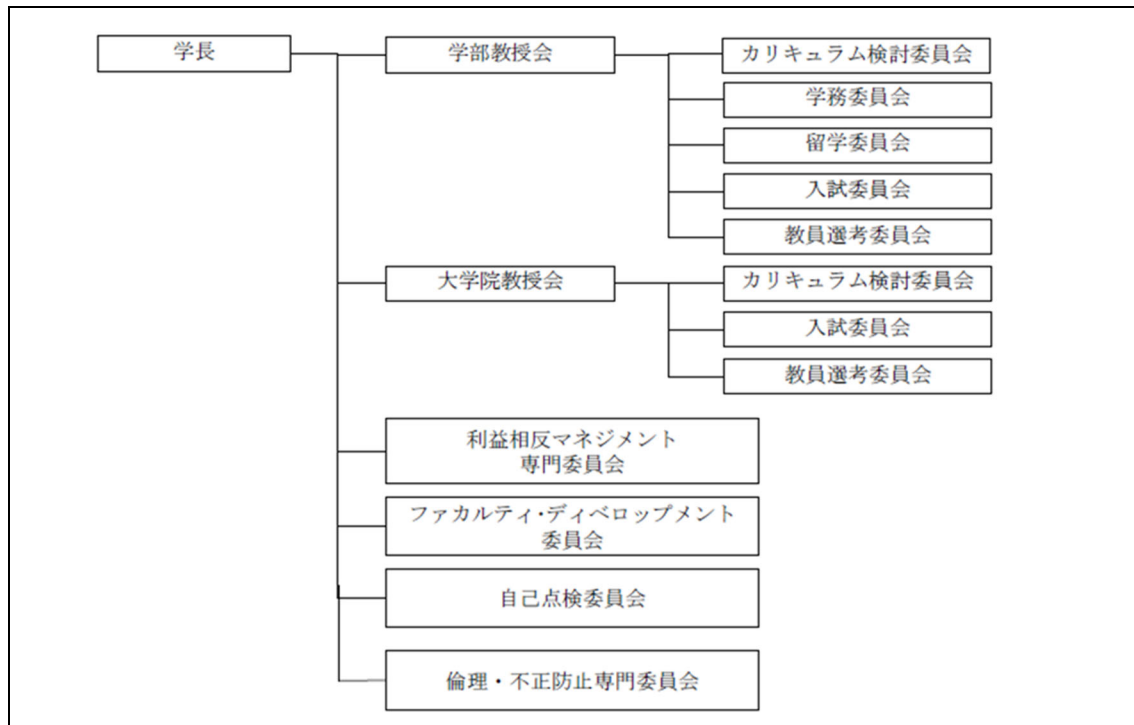
・教授会等の役割の明確化

教授会の権限と責任については、学部・大学院教授会規則および教授会取扱事項において明確化している（資料 5-14、資料 5-15、資料 10(1)-4、資料 10(1)-5）。

本学の教育研究を支える運営上の組織として、「学部教授会」「大学院教授会」および各種委員会を整備している。これらの組織図は、図 10(1)-2 のとおりであり、いずれの組織も本学の使命・目的に照らして規則を定め、適切に運営されている。

大学運営を円滑に行うため、「利益相反マネジメント専門委員会」「ファカルティ・ディベロップメント委員会」「自己点検委員会」「倫理・不正防止専門委員会」を設置している。これらの委員会は、全学的な委員会として位置付けている（資料 10(1)-6、資料 10(1)-7、資料 2-4、資料 8-17）。

資料 10(1)-2 各種会議体の組織図



・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学部学則第 14 条および大学院学則第 46 条に定める審議事項については、学長が同事項を決定するにあたって、「教授会」で審議し、その結果を学長に対して意見提示している。また、「教授会」の下部組織として「カリキュラム検討委員会」「入試委員会」「教員選考委員会」、学部はそれに加えて「学務委員会」「留学委員会」が設置され、専門委員会ごとに審議事項・決議事項を定め、「学部教授会」で報告又は決議を行っている（資料 6-3～4、6-6～9、5-13、5-15）。

・学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備

本学は学部が 1 学部 1 学科、専門職大学院においても単一の研究科のみで構成されており、比較的小規模の大学であるとの判断から、研究科においては学長が研究科長を兼ねており、その責任体制は明確である。

一般に大学が遵守すべき関連法令に従い、大学内では恒常的に規則等の見直しや整備を行っている。また、関連法令などの改正がなされた場合は、それに対して速やかに対応し、必要な規則等の改正を行っている。

・学長の選任方法と権限の明示

学長の選任については、設置会社の「取締役会規程」及び「デジタルハリウッド大学学長選任規則」において、その選任方法などが適切に定められている（資料 10(1)-2、資料 10(1)-

8)。

<適切な危機管理対策の実施>

危機管理対策は、設置会社の管理部職員と大学事業部の職員とが協力し、防災に関する全学共通の理解を図るとともに、教育・研究活動中の安全を確保し、突然の災害にも速やかに適切な対処ができることを目的とした「緊急マニュアル」を2018年度中に策定した（資料10(1)-9）。そして、その内容を教職員及び学生に周知を行った。

また、全職員を対象とした消火避難訓練及び全教職員・学生を対象とした避難訓練をそれぞれ毎年1回実施し、防火体制の強化と防災意識の向上を図っている。

点検・評価項目③：予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性および透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<予算執行プロセスの明確性および透明性>

本学の経営主体は、設置会社の一部署であるため、会社法に基づき決算を行っている。

設置会社における会計処理は、「会社法」「企業会計原則」「法人税法」に基づき「経理規程」を定め、財政状態並びに経営成績、キャッシュフローの状況を明らかにし、経営活動の効率的運営を図り、会計処理は適切に行われている（資料10(1)-10）。

予算編成の過程、手続きについては、毎年度末に過去の実績及び翌年度以降の中期計画に基づき収支を計算し、検討・討議を重ね、最終的に設置会社の「経営会議」及び「取締役会」にて審議の上、決議・承認される。また期中においては月次で予算と実績の乖離状況を全社的に確認し、経営の安定化に努めている。

また、千代田区、八王子市との構造改革特区の協定に基づき、四半期ごとに各自治体に対し財務状況報告を行っている。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立については、前述のとおり、毎年度末に過去の実績及び翌年度以降の中期計画に基づき収支を計算し、検討・討議を重ね、最終的に設置会社の「経営会議」及び「取締役会」にて審議の上、決議・承認される仕組みを確立している。

また、上半期、下半期に2回開催される全社員総会の際に、大学事業部の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や到達目標を示し、実際の各関係比率はそれらの到達目標等に照らして十分に達成されているかどうかを検証した結果を全社員に対して報告を行うなど、予算執行における効果測定及び分析・評価の仕組みを確立している。

点検・評価項目④：法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大

学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1 : 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

＜大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置＞

本学の事務組織の構成は、資料 10(1)-3 の「事務組織構成図」のようになっており、本学の使命・目的を達成するために、適切な事務組織を構成し、必要な職員を確保した上で、各部署に職員を適切に配置している。

以下で、大学事業部及び管理部等の構成と人員配置の適切性について述べる。

◇大学事業部の構成と人員配置の適切性

本学は株式会社立大学であり、学部及び大学院事務局は、設置会社であるデジタルハリウッド株式会社の一部署である大学事業部に属している。

大学事業部の人員配置としては、2022（令和 3）年 3 月 1 日時点で、職員 38 人を各部署に配置し、本学の使命・目的を達成するために必要な職員を確保し、適切な組織整備を図っている。

学部では、日々の授業運営や学生対応など大学運営全般に関わる業務を担当する学生支援グループ、学生募集や入試関連業務、各種取材などを担当する入試広報グループに、それぞれ必要な職員を配置し、それらを統括する学部事務局長を 1 名配置している。

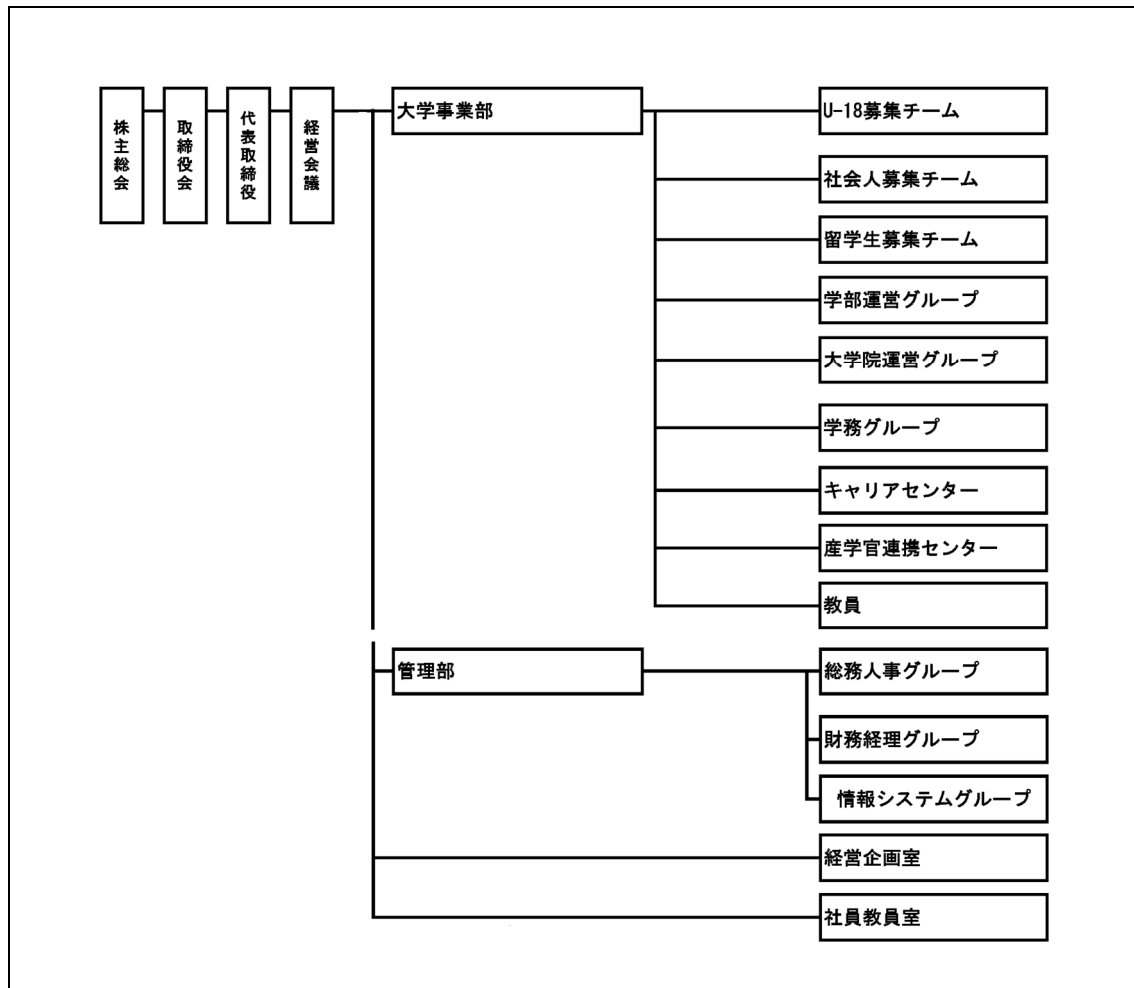
大学院では、大学院グループにおいて必要な職員を配置し、それを統括する大学院事務局長 1 人を配置している。

学部・大学院に共通する組織としては、大学事業部の横断的業務支援を主に行う学務グループに必要な職員を配置し、それに加えて、キャリアセンターおよび産学官連携センターに必要な職員を配置している。

これらの組織編制の特徴は、学生の利便性を考慮し、教務課、学生課といった分業制をとらず、学部または大学院の窓口を学生支援グループ、ならびに大学院グループにそれぞれ一本化している。

このことにより、実際の組織としては、下記構成図のとおり、複数のグループに分かれているものの、情報の共有化や円滑な情報伝達を実現している。

資料 10(1)-3 事務組織構成図



2024 年 3 月現在

・ 管理部等の構成と人員配置の人員配置の適切性

上記における大学事業部の職員のほか、本学の設置会社においては、取締役 5 人をはじめ、組織全体に関する事務を扱い、管理部門を統括する部長 1 人のもと、庶務、施設・設備管理、労務管理、教育・研修、契約法務などを取りまとめる総務人事グループ、資金繰りや出納などの財務管理、財務諸表作成などを担う財務経理グループ、職員や学生用 P C、組織全体のネットワークシステム、サーバーなどを管理する情報システムグループに、それぞれ必要な職員を配置している。

加えて、新規事業を企画・立案する経営企画室、対外的な広報を担当する広報室、学長の業務を担当する学長室に、それぞれ必要な職員を配置している。

以上のことからわかるように、本学は、大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設け、また、必要な職員を各部署に適切に配置している。

・ 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

大学事業部の各グループの管理職であるマネージャーが、毎週開催される大学事業部マネージャー会議にて、業務の状況や問題点などの情報の共有を図り、事務機能の改善点や業務内容への対応策を検討している。

その具体例としては、教授会や各種委員会の決議内容に関する各種対応、大学事業全体の予算管理、業務内容の多様化に対する専門職員の採用、設置会社の方針との連携などについて討議し、方策を決定している。

また、総務や経理関係については、設置会社の本部組織である管理部との連携の下に業務を行っている。

◇職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の採用及び昇格・異動等に関する諸規定の整備とその適切な運用について、以下で述べる。

大学事務局の職員はすべて大学設置会社と雇用関係にあり、その関係を規定するのが「デジタルハリウッド株式会社就業規則」及び人事関連諸規程である（資料 10(1)-11）。これらを基に人事管理を行っており、正職員に留まらず様々な雇用形態で採用している。

また、多様なニーズに対応すべく、これまでの職業経験や専門知識・技能を評価する中途採用も積極的に行っており、さらには外国籍の社員も積極採用するなど、あらゆる状況への対応力を向上すべく柔軟な採用を行っている。

さらに、本学の設置会社における企業理念に基づき、「デジタルハリウッドが大切にする価値観」としての人事ポリシーを定めたうえで、教育事業に携わる者として人材育成やコンテンツ分野に高い関心のある者を採用している。

加えて、採用時には、「デジタルハリウッドが大切にする価値観」の要件に照らして面接を実施し、採用フローに従い、教育機関に適した人材の確保に努めている。

◇職員の昇格・異動等に関する諸規程の整備とその適切な運用

職員の昇任は、各部署の責任者が職員一人ひとりと面談を設け細かく評価を行い、期待値や実績値に基づき、年に一回総合的に判定している。

入社3年以上の正社員を対象とした異動の制度も設けており、幅広い経験やスキル開発に努めている。なお、異動の際は、設置会社経営やその他運営面などで、都度、異動(配置転換、転勤、出向)を命じ、本人に同意・確認したうえで、それに応じた処遇を行っている。

◇人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

本学では、株式会社として掲げる経営理念や中期経営計画に基づいて、各個人の目標を半期ごとに設定する業績評価シートを用い、各部署の責任者が職員一人ひとりと面談を設け細かく評価を行い、期待値や実績値に基づき業務評価を行っている（資料 10(1)-12）。

以上のような評価を設定することによって、本学では、教育機関としてだけでなく、一企

業としても職員全員が同じヴィジョンを共有し、中長期的な観点や視点で業務を遂行することが出来ており、その結果、職員の資質向上に大きく貢献している。このように、本学では、大学職員という面だけでなく、株式会社の社員として経営方針も反映した人材育成が行われており、目標設定や評価制度が用いられている。

また、職員の昇任、異動には、上記で述べたとおり、評価と資質向上が連動されており、大学運営における場で職員は主体性を持って参加しており、職員の資質向上のための取り組みがなされている。

本学は、これまで述べたように、人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善を行うことを通して、職員育成に対して、企業理念に基づいた行動指針や業務目標などを職員に徹底しており、自己成長を促す仕組みができています。また、職員の成長が会社、大学全体の成長にも繋がっている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

＜大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施＞

各種委員会の資料作りや議事進行などについて、職員が主体的に運営を行うことによって、職員の資質向上を図っている。また、大学運営における会議資料の作成に留まらず、各種施策の基本方針案の策定などの企画、提案やファシリテーションなども行っており、大学における意思決定に主体性を持ち臨むことで、視座が高まり、職員の資質向上へと繋がっている。そのほか、各種シンポジウム・セミナー・研修会等への職員の参加を積極的に推奨することで、職員の資質向上の機会を提供し、各部署担当者が外部の研修会などへ多く参加している。また、社員の経験値向上や能力開発に向けて外部セミナーやイベント参加費用を設置会社予算に計上している。さらに、年に数回、設置会社の管理部や広報室によるスタッフ向けの研修を行っている。2022年度から2023年度は、どのセクションのスタッフも参加しやすいように昼休みを利用した研修を1～2カ月に一回行った（資料10(1)-13）。

COVID-19への大学運営、SD等における対応については、設置会社の経営会議にて全社的に対応した。経営会議の構成員は、常勤取締役、執行役員、事業部長、部長及び副部長・ユニット長であり、ここには自己点検委員会の構成員でもある学長、大学事務局長、大学院事務局長、設置会社の役員でもある専任教員が構成員となっている。COVID-19拡大期における教育研究活動は、デジタルを標榜する大学であったことが不幸中の幸いであり、学生および教職員は比較的円滑にオンライン授業に対応することができた。当該時期の授業運営にあたっては、経営会議の指示のもと、様々な対応を行った。例えば、早期から全教員が大学手配による有償のZoomアカウントを利用できるようにするほか、オンライン授業にて学生

の顔や氏名の表示について授業開始時のみ本名を表示するなど学生に過度のストレスにならないように配慮したルールの策定や、インターネット環境が不安定な学生については画面オフの許容、CG制作など普段は大学のデスクトップPCにて行う作業が自宅では難しい学生への大学機材の貸出、在宅での学習が続くことによる学生の不安やストレスの早期解消のためメンタルヘルス相談室の増枠、対面の授業が再開した際は日本へまだ入国できていない留学生へ履修年度の緩和等の措置を速やかに決定し実施した。当該状況下において、学部および大学院の教職員が授業運営をどのように構築していったかについては、スタッフが「DHU JOURNAL -デジタルハリウッド大学 研究紀要」に報告記事として寄稿しており、結果的にSDの一環となった（資料2-16【ウェブ】、2-17【ウェブ】）。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価と点検・評価結果に基づく改善・向上>

大学管理運営組織の健全性の検証については、自己点検委員会にて、機関別自己点検・評価と専門職大学院自己点検・評価を毎年交互に実施している。また、法人管理運営組織の健全性の検証については、設置会社内の「経営会議」や「取締役会」において、恒常的にその検証を行っている。

<監査プロセスの適切性>

設置会社における会計監査については、毎会計年度終了後に会計監査人（監査法人）による会計監査が実施されており「適正意見」を表明されている。会計監査は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記別表並びに附属明細書について実施され、設置会社の株主総会において報告される。

（2）長所・特色

大学事務局内は学部生向け部署、大学院生向け部署、就職支援の部署などに分かれていたが、2013年に学部と大学院を水平横断する学務グループを設置して委員会運営を全学的に統制したことから学事が円滑となり、学部と大学院の協調体制がより盤石なものとなった。

教育研究を支える運営上の組織として、「学部教授会」「大学院教授会」および各種委員会などが、本学の使命・目的に照らして、適切に整備されており、これら組織の円滑な連携と運営に専任教員のみならず職員も構成員や陪席者として積極的に関わることで、相互に適切な関連性を保ちながら審議・決議などが行われている点を挙げるができる。

また、小規模大学という特性を活かし、建学の精神および本学の使命・目的を体得している学長自らが「学部教授会」「大学院教授会」をはじめ、主要な委員会に参加し、リーダーシップを発揮しながらも、教職員の建設的な意見も交えた大学運営が適切に行われている点も挙げることができる。そうした学長自らが主要な委員会に参加できる現在の環境は、大学全体の経営方針や目指すべき方向性を直接的に共有することを可能とし、教育研究に関わる学内意思決定過程においてその効果は極めて大きい。

今後は、より迅速に、より俯瞰的に事業を推進するにあたり、大学事業部内の部署間の情報共有や人的リソースの共用化を図る。また、本学の教育研究を支える運営組織に参画する職員は、当該組織において、大学事務局で集約した学生や教員の要望・意見に基づいた提案を行っており、それらは本学の意思決定において重要な要素になっているため、2018（平成30）年度以降も職員が積極的に意見などの集約を行い、学内の意思決定過程に積極的に貢献していく。

（３）問題点

特になし

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、①大学運営に関する大学としての方針を明示しており、②その方針に基づき適切な大学運営を行っている。さらに、③予算編成および予算執行を適切に行っており、④必要な事務組織を設け、また、その事務組織は適切に機能しているといえる。加えて、⑤SD を組織的に実施し、⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

今後は、長所として挙げた「大学運営への職員の参画」という点について、これをより一層有効的なものとすべく、大学事業部内の部署間の情報共有や人的リソースの共用化を図り、職員が積極的に意見などの集約を行い、学内の意思決定過程に積極的に貢献していく。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：中長期的な財政運営方針および財政計画の策定

評価の視点2：財務に関する指標の設定

<中長期的な財政運営方針および財政計画の策定と財務に関する指標の設定>

本学では、開学当初より株式会社立ならではの「顧客主義」を大学運営に取り入れている。顧客たる学生に提供する教育の質向上こそが、現状取り得る大学運営の最重要課題と認識し、それを経営方針としている。上述した経営方針のもと、本学における中・長期的な財政計画については、設置会社により全社的な中期計画として設定している。

本学における主たる収入が学生納付金のみであることから、その範囲の中で、教育研究目的において最も優先されるべき教育に大きく資源を配分している（資料10(2)-1）。

本学の財務状況については、設置会社の一部署として予算に対してバランスの取れた運営が行われており、教育研究目的を達成するために必要な経費が確保され、適切な会計処理がなされている（資料10(2)-2）。また、千代田区、八王子市との構造改革特区の協定に基づき、四半期ごとに各自治体に対し財務状況の報告を行っている（資料10(2)-3～4）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的およびそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財務基盤（または予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：学納金以外の収入強化および業務合理化・経費節減の取り組み

<大学の理念・目的およびそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財務基盤と教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

本学における学部及び大学院の設置に際しては、当然のことながら、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査を受け設置認可されており、大学設置基準などの適用は受けているが、私立学校法のように、主に学校法人に関して規定された法令の適用は直接的には受けていない。会計処理に当たっても同様で、学校法人会計基準ではなく、企業会計が適用される。

従って、通常の学校法人立の私立大学が享受し得る、私学助成や税制上の優遇措置を本学は受けることができない。また、大学教育・学生支援推進事業をはじめとする国公立大学を通じた大学教育改革の支援プログラムなども募集の対象外となっており、ほぼ学生納付金をその原資として、大学運営を行っている。

学部においては、平成 17(2005)年に開学して以来、入学定員を下回ることなく、安定した経営状況を保つことが出来ている。大学院においては、過去に定員数を確保できていない年度があり、それに加え、平成 18(2006)年の学費システムの変更により、履修科目数に伴い授業料が変動するシステムとなり、学生納付金は減少した時期もあったが、その後の入学者層への教育効果を鑑み、平成 22(2010)年度より、長期履修から 2 年間での集中履修への推奨の変更に伴った学費制度の改定や、順調な定員確保の結果、現在は大学院単体でも黒字化され、その後安定的に推移している。

＜学納金以外の収入強化－「留保金」による担保－＞

本学は構造改革特別区域のなかで株式会社による大学運営を行っており、千代田区ならびに八王子市とはそれぞれ設置や運営の諸条件を明文化した協定書を交わしている。そのなかには有事の際に学生が他大学に転学することへの準備金として留保金額の定めがあり、開学以来のこの留保金を担保し、都度の留保額について、四半期ごとに両自治体に報告している。

このように本学は、万一大学運営が困難となった場合のセーフティネットとして、各自治体と締結した協定に基づき、本学の学生が他の教育機関へ転籍するための費用を「留保金」として独自に学生納付金とは別に現金にて担保している。

＜学納金以外の収入強化－「科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受入状況」－＞

前述のとおり、本学は株式会社立大学であるために、税制上の優遇措置の対象外であるため損金算入を認められておらず、寄付金の獲得は困難といえる。また、各種 GP についても株式会社立大学は公募の対象外であるために応募不可能であり、本学の外部資金導入に関する制限は多い。

こうした制限の中、基準 8「教育研究等環境」で述べたとおり、研究支援体制として、産学官連携センターにおいて各研究室の科学研究費補助金を受けるための経理処理を行っており、また、平成 21(2009)年 2 月に設置した産学官連携センターにおいて、共同研究のコーディネート、ICT 人材育成に関する産業界・自治体への企画提案、産学官連携に関する情報発信・情報交流などを実施し、より専門的に外部研究資金を獲得するべく活動している。また、実際に、同センターの活動において、これまで受託事業や科学技術振興調整費等の給付を受けた実績を持っている（資料 8-14）。

上記のとおり、いかに現在あるリソースを最大限使い、教育研究目的を達成するかという工夫を日々行いながら、対象となる外部研究資金の獲得のための体制を整えて、積極的に研

究活動を行っている。

収益事業や資産運用については、設置会社の一部署である大学事業部としては行っていないが、教育研究の充実のため、設置会社が20年に亘り運営している専門スクールで培った産業界とのコネクションや、デジタルコンテンツという本学の専門分野と親和性のある企業と連携した教育研究を実施している。

以上で述べたとおり、本学では、教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みも導入している。

＜業務合理化・経費節減の取り組み＞

前述のとおり、本学は株式会社立大学であるために文部科学省の助成金や税制面での優遇などを得ることはできないながらも、コスト削減と業務の効率化を図り、本学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を築いている。

そのため、限られた原資の中で、高等教育機関としての使命を果たすためには、「いかに今ある資源を効率的、有効的に活用し、教育、研究、社会貢献などといった高等教育機関としての本質、責務を果たすか。」という視点を常に持ち続けることが重要であり、そのことに開学当初から注力し続けている。

（２）長所・特色

学生募集活動は概ね適切であり、開学以来入学定員割れを起こしていない。今後はアドミッション・ポリシーに基づいた学生募集活動をより先鋭化し、本学と相性がよく卒業まで学業を全うできる学生の受け入れを増やしていくことで、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤をより一層確立していく。

（３）問題点

教育課程や学生支援等の改善により、在学生の中途退学者数は減少傾向だが、引き続き対応する。引き続き、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集活動に加えて、入学後の学生の中途退学の事由を引き続き十分に分析し、学生が躓くポイントに対する施策を実践していくことで、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤をより一層確立していく。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したとおり、全体として、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定し、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

今後は長所として挙げた「学生募集活動は概ね適切であり開学以来入学定員割れを起こしていない」という点について、これを引き続き成し遂げていくべく、アドミッション・ポ

リシーに基づいた学生募集活動をより先鋭化し、本学と相性がよく卒業まで学業を全うできる学生の受け入れを増やしていくことで、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤をより一層確立していく。

終 章

1. 自己点検・評価の総括

序章で述べたとおり、本学は、令和3年度において、教育研究活動をはじめとする諸活動の自己点検・評価を全学的な観点から実施した。そして、同年度より新たに「デジタルハリウッド大学 内部質保証システム」を構築し、学長を中心とする全学的な教学マネジメントの中で自己点検・評価を明確に位置づけることにより、内部質保証の強化を図っている。この度の自己点検・評価の実施に当たり、本章で第1章から第10章までを取りまとめた結果、本学における教育研究その他諸活動は、理念・目的に即しておおむね適切に展開されている状況にあると結論づけることができた。

2. 今後の展望

そもそも自己点検・評価とは、どのようなものであろうか。自己点検・評価とは、認証評価を受審するために行うものではなく、また、それを行うこと自体が目的である訳でもない。自己点検・評価を行うこと自身が自己目的化してはならない。自己点検・評価とは、畢竟するに、その結果を教育改善に結び付けるためのあくまで手段であるといっていよい。その点が自己点検・評価の本質である。

したがって、本学は、今後も学内外の環境変化を敏感に捉えながら、建学の精神に基づく本学の使命・目的を達成するために、不断の自己点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・改革の推進に努めることで、教育研究活動等の質の保証と向上を図り、本学の自己点検・評価の更なる実質化を図っていく。

「デジタルハリウッド大学 2025 年構想」および「DHU2030ProtoDesign」p の実現に向けて、今後本学の構成員が一体となって取り組み、デジタルコンテンツ分野における大学のよき前例となるよう努めるとともに、今後より一層の本学の情報公開などを進め、本学としての価値をより一層高めていき、この分野をリードする役割を担っていきたいと考えている。

以上